

『国際情報研究』第五号

2008年度

# 日本国際情報学会誌



---

日本国際情報学会

## (目次)

<b>巻頭言</b>	-----	1
<b>投稿論文</b>		
死は償いか 死刑囚歌人・純多摩良樹の自問 岡本由実子	-----	2
ニュー・メディア社会における表現の自由 安保克也	-----	12
21世紀の日本鉄鋼業界の課題 ～世界大再編に適応した経営戦略・産業政策を目指して～ 森 浩典	-----	24
なぜ今まで難病に関連する法律が立法化されなかったのか 加藤 典子	-----	36
福沢諭吉と張之洞 中日近代化と二つの『勸学編』 山本忠士	-----	44
<b>学会大会報告</b>	-----	58
<b>研究ノート</b>		
沖縄近現代思想史 西尾 安正	-----	59
自己創出的なシステム思想 坊農 豊彦	-----	61
白詩における口語についての一考察 山本 勝久	-----	62
文学をもちいた日本人的なスピリチュアルケアの探求 兒玉 善子	-----	64
<b>書評</b>		
島田裕巳『新宗教ビジネス』講談社 増子 保志	-----	67
伊藤郁男編集、黒沢博道編集 『民社党の光と影--元党本部書記局員による民社党研究論集--』 (富士社会教育センター) 安保克也	-----	69
<b>投稿論文の査読について</b>	-----	72

# 巻頭言

## 発刊にあたって

日本大学大学院総合社会情報研究科 教授  
会長 近藤 大博

日本国際情報学会も設立され4年が経過しました。当学会の目的の一つは、日本語で思索する全世界の同学のフォーラムを形成することです。その目的達成のためにも、従来の機関誌『国際情報研究』を刷新し、『日本国際情報学会誌』としました。新しく編集実務を担当することになった編集委員会の諸兄の尽力あってのことです。

全世界に読者を求めるため、インターネットにて公開発行いたします。もちろん、ダウンロードしてプリントアウトすれば、通常の紙媒体の冊子と同様になります。活用願います。なお、学会論文の質の向上を目指すため査読の方式をも、今号をもって改めました。詳しくは、「投稿論文の査読について」をご覧ください。

当学会の会員層は産学官に属する人材で形成され、その研究テーマは総合社会情報研究を中心に幅の広いジャンルを網羅しており、新たな学術的価値創造を可能にしています。今後、会員間のコミュニケーションをより充実させ、社会に貢献する学会活動を目指したいと存じ上げますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

# 投稿論文

## 死は償いか

死刑囚歌人・純多摩良樹の自問

岡本由実子

日本大学大学院総合社会情報研究科

### Is Death Penalty a Right Means of Compensating for a Person's Sin?

OKAMOTO Yumiko

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

---

Many literary works left behind by condemned criminals have been found to be incredibly thought-provoking and moving. Yoshiki Sumitama's tanka (a form of Japanese poem) anthology, "A Deadly Sin," is one of such. As one can comprehend how deeply the poet's thoughts with regard to death as a form of atonement for a criminal's sin, through reading his tanka in "A Deadly Sin," I consider what his personal religious beliefs were, his views of sin and death, how he confronted his internal agony of his own deadly sin, and how, ultimately, he faced his own fears of death. He reflected his beliefs through his tanka, questioning that the belief in which one can pay for one's sin through death, is an illusion. The questions with which he questioned himself are the very same questions he questions society and the current law system with.

---

キーワード：死刑囚、短歌、罪、死、償い

#### 1. はじめに

裁判員制度が平成21年5月21日から実施される。国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決定することになる。もちろん、死刑にするかどうかの決定を迫られる場合もある。死刑制度に賛成する立場の人であっても、いざ自分が裁判員となった時、死刑という判断を下すのは、たやすいことではないだろう。

そもそも死刑とはどのような罰なのだろうか。罪に対する報復なのか、それとも償いなのか。死刑は被害者や遺族の心を癒すことができるのだろうか。それすらも判然しないのに、どうして死刑制度の賛否を判断したり、死刑という判断を下したりできるだろう。死刑囚<sup>1</sup>が日々をどのように暮らし、己の罪や死についてどのように考えているのかを知り、死

刑がどのような刑罰なのかを考える必要があるのではないだろうか。

死刑囚は拘留所の中において、一般市民にはその暮らしぶりはなかなかわからない。しかし、手記や小説、歌集や句集が出版される場合がある。そこには、自分の境遇や事件、裁判のことが詳しく書かれていたり、日常生活のこと、信仰や思索の様子が示されていたりして、非常に興味深い。これらを研究することで、死刑をめぐる問いの答えに少しは近づくことができるのではないかと考えた。

本論文では、『死に至る罪』という短歌集を遺した純多摩良樹という死刑囚歌人を取り上げる。作歌の中に、罪や償いとしての死について思惟された様子が見てとれるからである。最初に純多摩良樹の生い立ちや事件について簡単に触れ、『死に至る罪』所収の短歌<sup>2</sup>を材料として、良樹の信仰がどのようなもの

だったのか、罪と死をどのように見つめていたのか、罪に対する苦悩や死の恐怖とどのように対峙していたのかについて述べる。良樹は死をもって償うという考え方に満足せず、「いちにんを殺めし罪に問はれたる死を償ひのごとき錯覚」と詠んだ。死は償いか  
良樹が自らに発したこの問いは、社会や法への問いかけでもある。

## 2. 生い立ちと事件の概要

純多摩良樹（本名・若松善紀）は、昭和 18 年 8 月 10 日、山形県尾花沢市に、5 人同胞の末子として生まれた。当時父親はトラック運転手をし、母親は 5、6 反の畑を耕して生計を立てていたが、昭和 19 年に父は出征し、翌年に戦死した。母親は僅かな軍人恩給と、農業と日雇いなどをして働き、家計を支えねばならなかった。昭和 21 年～25 年頃の 3 年半ほどの間、良樹の家の裏の小屋に、同年齢の女兒敏子（仮名）とその母が住みつき、仲良く遊んだ。学校の成績は中位で、中学 1 年夏に実施された知能検査では、偏差値 48 で、ほぼ平均的な知能を示している。小学校高学年位から、趣味で工作や機械いじり、実験などをするようになり、働くようになってからも、ラジオや模型の制作、テレビ修理などを余暇に楽しんでいた。

昭和 34 年春、中学校卒業後、山形市内の指物大工のもとに見習いとして住み込んで働いたが、師匠との好ましい関係が築けず、昭和 35 年 7 月に実家に戻ってしまった。同年 8 月末、東京都保谷市の工務店に大工見習いとして住み込んで働くこととなり、見習期間の 3 年間で極めてまじめに働いた。見習期間を勤め上げると、師匠は半年のお礼奉公を免除し、月給約 4 万円で一人前の大工として雇用した。

昭和 38 年正月に、幼少期に仲良く遊んだ敏子の母が良樹の実家に出した年賀状がきっかけとなり、昭和 42 年 2 月 16 日に良樹と敏子は再会した。敏子は昭和 38 年に結婚して横浜市戸塚区に住んでいたが、3 月 10 日頃、敏子は家出をして良樹の部屋で同棲するようになった。敏子の夫や母親の説得にもかかわらず敏子は帰らず、はじめは仲良く暮らした 2 人だったが、4 月 16 日、心変わりした敏子は自宅に帰っ

てしまった。良樹は敏子の翻意を求めたが叶わなかった。昭和 42 年秋、敏子は、良樹が敏子を説得してくれるよう頼んだ良樹の同僚と付き合い始めた。このことを他の同僚にからかわれた為、世田谷区の工務店に転職した。

良樹はその後も敏子に翻意を求めたがうまくゆかず、あきらめて他の女性をデートに誘ったりしていた。新しい職場で気分を一新して仕事にも精を出しており、敏子に執心して鬱々としていたのではなかった。しかし、失恋及び転職から半年以上たった昭和 43 年 6 月 16 日、横須賀線がなければ、敏子は男に会いに行けないだろう（2 人が同棲していることを良樹は知らなかった）と思い、横須賀線列車を爆破することを思い立つ。時限爆弾を作り、3 時間半後に爆発するようセットして東京駅に赴き、停車中の横須賀線電車に置き去った。午後 3 時 28 分頃、横須賀でおりかえし東京へ向かう電車が船橋駅付近にて爆発、死者 1 名、13 名に重軽傷を負わせた。逮捕は同年 11 月 9 日、第一審判決は翌 44 年 3 月 20 日、横浜地方裁判所は船車覆没致死・電汽車顛覆・殺人・同未遂・傷害・爆発物取締罰則違反の罪で死刑を言い渡した。逮捕後 4 ヶ月のきわめて早い判決だった。東京高等裁判所での第二審では、昭和 45 年 8 月 11 日、控訴を棄却して死刑判決を支持。第二審で、殺意を認定されたこと、犯行を意図して予備実験を重ねたと認定されたことなどに強い不満を抱いたが、裁判所に対する不信感が強く、一度は上告しないことを決意したが、周囲の説得によって結局上告した。最高裁は昭和 46 年 4 月 22 日に上告を棄却し、死刑が確定した。昭和 50 年 12 月 5 日死刑執行。<sup>3</sup>

良樹が、どのような経緯でいつから短歌を詠むようになったのかはよくわからないが、『死に至る罪』は第一期～第五期で構成され、ほぼ時系列であり、冒頭に一審判決についての歌があることから、少なくとも、一審判決が本格的な作歌活動の起点となっているということはある。昭和 46 年 11 月には短歌結社・潮音に入社し、毎月発行される歌誌『潮音』にもしばしば掲載された。「潮音短歌合評」コーナーにも取り上げられ、昭和 49 年 1 月号では新春二十首詠に入選している。執行後の昭和 51 年 2 月号には、追悼文も掲載された。処刑の朝、当時潮音代表を務

めていた太田青丘宛に書かれた葉書には、「私は毎日の信仰生活の中で生れる、一首一首を辞世としてまゐりました。それで敢へて辞世の歌は書きません」<sup>4</sup>と書かれており、歌に対する良樹の真剣さ、一首一首への思いの深さがわかる。

また、作家・加賀乙彦と交流があった。昭和49年春、彼の短歌を見た加賀が、手紙を出したのをきっかけに文通が始まり、獄中生活のこと、短歌のこと、信仰のことなど、頻繁なやりとりがあった。加賀は幾度か面会にも訪れている<sup>5</sup>。また、加賀の小説『宣告』に登場する死刑囚・垣内登は、良樹がモデルである。加賀は、良樹との関係を「その心の奥までをおたがいに照らし会った仲」<sup>6</sup>と述べている。実際に、良樹の歌稿を預かっていたのも加賀であり、加賀に対する信頼の大きさが知れる。

加賀が預かっていた歌稿に従い、歌集『死に至る罪』が平成7年12月に刊行された。加賀が序文を、太田青丘があとがきを書いている。

### 3. 信仰の様子

良樹がキリスト教に関心を抱き始めたのは、一審の死刑判決があった昭和44年3月ごろである<sup>7</sup>。獄中でプロテスタントの牧師の教誨を受けるようになった。『死に至る罪』という題名も、聖書の言葉に由来する。次の歌は、歌集中の第四期に分類されており、前後の歌から推して、昭和48年夏頃の作歌と思われる。

バイブルの 死に至る罪 を目にとめて  
忙しき獄のひととき黙す<sup>8</sup>

死に至る罪 という言葉を目にした時の心のつまずき、ひやりとした感触が伝わってくる。良樹は、黙して何を思ったのだろうか。

キリスト教における罪とは、神の掟に背くことである。怒り、妬み、盗み、殺意など、いずれも悪いことと知りながら犯せば、それは 死に至る罪 であり、神の国から除外される大罪である。しかし、罪であるという認識のない行為なら、それは小罪であって 死に至る罪 ではない。良樹は、横須賀線

がなければ敏子は男のところに行けないだろうと思いい、横須賀線列車を爆破した。その行為がどのような結果を招くのか考えていなかった<sup>9</sup>という鑑定結果が真実なら、死に至る罪 にはあたらないという見方もできるかもしれない。しかし、現実社会の法は、彼の認識ではなく結果を重視して、彼の行為は死に値する罪であると断罪した。

キリスト教を信仰する死刑囚である良樹にとって、死に至る罪 という言葉は、キリスト教における大罪としての意味だけでなく、死刑を連想させるものであったらう。キリスト教における大罪と現実に法が下した死刑、すなわち、魂の死と肉体の死が混交する観念として、良樹の心に留まり続けたのではないだろうか。

『死に至る罪』には信仰についての歌が100首近く収められている。

信ずればすなはち罪は赦さると  
死に近きわれに牧師説きをり  
許されぬ罪を問ふ部屋明るくて  
牧師の溜息みてしまひたり  
究極はやすき死を得るために学ぶ  
聖書の古りし表紙とり替ふ  
うつし世に叶はざるゆめ多くして  
来世にわれは希み抱けり  
冷ゆる夜は睡れぬままに俯伏して  
創世記始めから繰り返し読む  
破りても物足らざりきニーチェの書  
文鳥に突つかせゆふべ落ちつく

並べてみると、彼の信仰が常に安定したものではなかったことがうかがわれる。牧師の言葉をどこか信じきれず、牧師の溜息の意味を詮索してしまう不安気な様子には、神の愛に包まれているという喜びはない。また、「やすき死を得るため」或いは「来世にわれは希み抱けり」という態度も、どこか投げやりである。一方で、夢中で聖書を読む夜があり、キリスト教批判に感情的になることもあった。

良樹は聖書通信講座で勉強したという<sup>10</sup>。聖書通信講座というアプローチの仕方は、理論と実践の乖離や、それに対する懊悩を予感させる。頭の理解に

心はちゃんとしていたのだろうか。信仰を深めていく上で、迷いや不安はあって当然ではあるだろうが、良樹の場合は、理論に追いつこうとする心の懊悩もあつたのではないだろうか。

同じように獄中でキリスト教と出会って受洗した死刑囚歌人に島秋人がいる。彼の歌集『遺愛集』はあらゆる命への愛しみにあふれている。信仰の深まりと呼応するかのように、作歌時期が後になればなるほど、その種の歌が詠まれる頻度は高くなる。命への愛惜の歌こそが、秋人の信仰の歌であり、良樹のように、信仰への疑問や不安を歌にすることはほとんどなかった。

このことは良樹と秋人の信仰の在り方の違いをよく示している。学校での成績も悪く、自らを低能とすら呼んだ秋人<sup>11</sup>は、聖書の言葉を丁寧に吟味しながら理解するよりも、素直に耳を傾け頭を垂れて、神の教えを受け入れていたようである。理論や理屈によって頭で理解するのではなく、素直に心で神の存在や愛を感じる、おおらかな信仰であった。このような秋人の信仰とは異なる良樹の信仰は、かえって彼の一途さ、きまじめさを際立たせるようでもある。

次の歌は、昭和49年夏頃の作である。

躓きし過去にこだはるわれを責め  
教誨牧師はながく黙せり

前掲の「死に至る罪」から約1年が経過している。しかし、まだ良樹は、「躓きし過去にこだはる」つまり己の罪にとらわれたまま、神に心をゆだねることができないでいたようである。信じることができれば救われる。このことがわかっていながらそうできない良樹は、死に至る罪から現実の死刑という刑罰を切り離して考えることのできなかった良樹と同じ地平にいる。信仰によって得られる安らぎや喜びに安住することは、良樹にとって、なかなか難しいことだったのではないだろうか。

#### 4. 死を見つめる

昭和49年春頃の作に、次の歌がある。

罪と死をみつめてきたり自らを  
あざむくほどの強さも持たず

良樹は罪と死から目をそらすことができなかった。罪と死をみつめないでいることは自分を欺くことであるという。それほどに、罪と死は切実な問題であったということだろう。では一体、どのように罪と死を見つめ、考え続けたのだろうか。本章では、良樹が見つめた死がどのようなものであったのかについて、次章では罪について述べたい。

良樹は、昭和46年4月22日の死刑確定によって、初めて死というものを実感することになった。

刑確定を告げられつつ知る死の実感  
若年二十七歳のわれ

それまで、死刑という刑罰については詠んでも、死について詠むことはなかった。しかし、死刑確定を受けて、死を実感したと詠んだ。この後、「身に沁みて生きる尊さ知り得たり死囚となりし今にしてこそ」犯したる罪を悔いつつ今ははや刑死まぬがれぬ吾身いとしむ」など、命への愛惜を歌にしている。死ぬことを実感したからこそ、生きることの尊さ、愛しさを知ったということだろう。しかし、良樹が実感した死とは、一体どのようなものだったのだろうか。

実際に、死についての歌には、以下のようなものがある。これらは昭和46年夏から昭和47年春にかけて詠まれた。

絞首刑の瞬間われは識らざれど  
稲妻みれば心つまづく  
わがいのち断たる一瞬をおもふとき  
緑葉風に挽がれ飛びゆく  
速やかな死を想ふ日ぞ風たちて  
獄の木立の俄にさわぐ  
わがむくる煙となりて散りゆくは  
いつの日ならんと獄に生きつく  
靴音はまさしく吾が房に近づけり  
朝の薄陽が射してゐるとき

靴音を聞き分けてある朝まだき  
傍への死者の眠り深まる

「絞首刑の瞬間」を思うと、心がつまずく。「わがいのち断たるる一瞬」の歌も同様の感慨を詠んだものである。それでも「わがむくる煙となりて散りゆく」日がいつになるだろうかと思い、「速やかな死」を望みながら生き続ける。しかし、刑の執行を告げる看守たちの「靴音」、つまり死の先触れの気配に毎朝緊張するのである。

改めて言うまでもなく、良樹の死とは死刑執行による死である。その死の場である刑場を詠んだ歌もある。以下の歌はそれぞれ昭和47年冬、昭和48年冬に詠まれた。

まだ若き友を呑みこみし刑場は  
冬のひかりを吸ひて黙せる  
鳴る枯葉あり追ひゆけば刑場の  
未知なる扉のまへ見失ふ

何もなかったようにただそこに建っている刑場である。刑場の扉をくぐった死刑囚は二度と戻ってはこない。「呑みこみし」は切実な実感であろう。深く暗い穴の中に呑み込まれる。光すらも吸い込む、ブラックホールのような存在である。枯葉を刑場の前で見失うのは、枯葉が呑みこまれたからか、それとも直視できなかったからなのだろうか。

さて、これらの歌を見て気付くのは、死の瞬間、死の後、或いは死の先触れについての歌であって、死そのものを詠んだ歌ではないということである。死の場である刑場に至っては、光を吸い込み見ることをも拒む。「罪と死をみつめてきたり」と詠んだ良樹であったが、実際には死そのものを見つめてきたとは言いがたい。死の周りを回りながら、なかなか核心に迫ることができないでいたし、当然、理解できるものでもなかったようである。

死は、誰にも見ることはできない。死がどんなものなのか、正しいことなど誰も知らない。わからないのに、人は死を恐れる。わからないからこそ恐れるというべきか。良樹の歌は声高に恐怖を歌うものではないが、静かな恐れを底に秘めている。そのこ

とは、刑場についての歌などによく表れている。死そのものに迫ることはなかなかできなかったが、かといって死について考えないでいることもできなかった。それは恐れ故のことだったのではないだろうか。死の恐怖をねじ伏せ、死を考えずにいるほど、良樹の心は強くはなかった。だからといって、死は恐ろしいものではないとごまかし続けることもできなかった。それが良樹にとっての死の見つめ方であり、「自らをあざむくほどの強さも持たず」という心境だったのではないだろうか。

キリスト者である良樹にとっては、キリスト者としての死を理解し、信じることが、この恐れから逃れる術である。昭和50年の初夏から秋にかけての頃、次のような歌を詠んでいる。

死ねばみな無機に帰するといふ論議  
神の子われにはうべなひ難し

キリスト教における死は肉体の死であって魂の死ではない。「死ねばみな無機に帰するといふ論議」は信仰に反するものである。しかし、良樹は「うべなひ難し」としか言わない。受け入れることはできないと拒絶し得ないところに、キリスト者としての死の観念を信じることができない様子が見て取れるのである。

このように、良樹は死について、何ら確信を持つことのできないまま畏怖し続けた。いよいよ最後の時を迎えた時、その心境はどうか変わったのだろうか。『死に至る罪』の最後は、執行宣告を受けた後、つまり執行直前の最後の時に詠まれたと思われる「死後」と題した14首で締めくくられている。以下はその中の2首である。

刑死までの苦しみさけぶ声おほし  
いかに死すともひとたびのこと  
靴音の気にならぬ日の安穩は  
たふときものよにち日なごむ

「刑死までの苦しみ」とは、執行の瞬間の苦しみだろうか、それとも、それまでの長い年月のことだろうか。いずれにせよ、死は誰にでも一度訪れるが、

一度しか訪れないものである。死に抗うのか、それとも従うのか。一度きりの死をどう死ぬかは、自分次第である。そんな静かな落ち着きを感じられる。

「靴音の気にならぬ日の」の歌は、ようやく靴音という死の先触れから解放され、安らぎ和む最後の時間を詠んでいる。最後の時に至って、命そのものではなく、「靴音の気にならぬ日の安穩」の尊さを詠った。また、他の歌では、育てていた鉢植えや文鳥を思う余裕をも見せている。執行を目前に控えているにも関わらず、静かに落ち着いている様子がうかがわれる。

しかし、執行されることを知った瞬間はどうだったのだろうか。執行宣告を、落ち着いて聞いたわけではない。あれほど恐れていた死の先触れ、靴音が自分の房の前で止まり、扉が開けられた瞬間に、恐怖を感じ、身構えなかったはずがないだろう。しかし、『死に至る罪』には、その時の衝撃を詠んだ歌はない。何故詠まなかったのだろうか。

突然やってきた死に、良樹は圧倒されたのではないだろうか。現実に目の前に迫った死は、これまで様々な恐れ、思い巡らしてきた死とは異なるものだったのではないか。現実というものは、どんな想像をも超えていく力を持っている。覚悟していたつもりでも、いざ現実に直面すると思いがけない衝撃に見舞われることがある。良樹の身にも、そのようなことが起こったのではないかと想像することができる。最後の14首の中の良樹は、死を恐れることも、覚悟を語ることも、キリスト者として死後について考えることもない。死について問うことすらもやめてしまったようである。死は死であって、それ以上でもそれ以下でもない。死について考えることは死を観念としてとらえることである。現実の死は観念としての死をはるかに凌駕するものだったのではないだろうか。

最後の14首が持つ落ち着きや心のゆとりは、現実の死の迫りに呑み込まれた後に取り戻したものだではないかと考える。そこには、死とは何か、償いとは何か、といった問いはなく、淡々としている。観念としての死をめぐる問いや恐怖は、現実の死の前に押し流されてしまったかのようである。

## 5. 罪を見つめる

次に、良樹がどのように罪を見つめていたのか、また、罪を見つめることによって、その認識がどのように変わっていったのかについて考察する。

第一期に次のような歌がある。

今はただ神に縋るほかすべなしと  
夜毎独房に懺悔するなり  
罪深きこの身を赦し給へとぞ  
牀の冷えゆくあした指組む

「今はただ」の歌は昭和44年夏頃、「罪深き」の歌は昭和44年から45年にかけての冬に詠まれたと思われる。いずれも、罪を懺悔し、神に縋り許しを請う日々の様子を詠んでいる。昭和44年3月20日に一審判決は出ており、死刑という判決に直面して、懺悔する気持ち、己が犯した罪を恐れる感情が芽生えるのは、自然なことである。

しかし、控訴審にて実施された精神鑑定(昭和45年3月2日、4月3日~8日)の鑑定書には、良樹の罪の意識について、次のように述べられている。

「申し訳ない」とはいうものの、現在も、自分が社会や敏子から受けたひどい仕打ちに対する恨みを述べるのに急で、深い悔悟の念や被害者に対する哀悼の念はあまり表現されない。もっともこれには乗客の死傷が全然予期しなかった結果であることが関与しているものとも思われ、これをもってただちに被告人の情性が希薄であると判断することはできない。<sup>12</sup>

精神鑑定では、事件に対する悔悟も被害者に対する哀悼もあまり表現されなかったというのである。だとすれば、前掲の歌の「夜毎独房に懺悔するなり」や「罪深きこの身」という表現が、心からのものなのだろうか、という疑念が生じる。もちろん嘘ではなかっただろう。この時点での良樹なりに、懺悔し、祈ったのであろうと信じる。しかし、犯した罪の重大さの認識が足りなかったのではないか。真に罪を懺悔し、神に赦しを請うためには、もっと厳しく罪

を見つめ、考える必要があったのではないか。鑑定書が述べるように、結果を予期しなかったことが、深い悔悟にいたらないことと関係があるのならば、良樹が深く悔悟できるかどうかは、罪をどのように認識するかということと大いに関係があるといえるのではないだろうか。

以下の歌は精神鑑定の頃に詠まれたものである。

死の刑に罪償はんわれにして  
二歳の遺児にこころ疼きぬ

死刑によって罪を償う、と潔い。しかし、被害者の遺児を思うと心が疼く。「二歳の遺児にこころ疼きぬ」には、「夜毎独房に懺悔するなり」「罪深きこの身」などのありきたりの表現にはない真実味がある。実際、この遺児を思う心の疼きにこそ、罪の認識が変化していく起点があると言えるのである。

生い立ちで述べたように、良樹は早くに父を亡くしており、顔も知らずに育った。獄中での良樹は、亡き父への思慕をつのらせ、父の面影を想像する。

面知らぬ父よ黎明の獄窓に  
わが念ふ姿となりて映りぬ  
戦死せし父のみ面はおぼろにて  
夜明けの夢にわが罪を責む

「面知らぬ父よ」は精神鑑定の頃に詠まれた歌である。想像通りの姿の父が、明け方の窓に浮かぶのを見た。歌集中、幾度も想像の父を訪なわせている。しかし、良樹には父との思い出はない。従って、父の幻が彼にどんな言葉をかけるのか、想像する必要があった。そこに、遺児を思う心の疼きが作用したのではないだろうか。「戦死せし」の歌は昭和46年夏頃の作である。想像上の父が罪を責めるのは、良樹自身が己の罪を責めることであった。

次の歌は、同じく昭和46年夏頃の作である。

幼な児の父を奪ひしわれにして  
償ひ急がん処刑待つ部屋

幼い子どもの父親を奪った自分。その罪悪感が、死

刑という償いへと急がせる。父の幻を通して自分を責めながら、父という存在の意味を再認識したのではないだろうか。父を失うということがどういうことか、その寂しさや不自由さを良樹自身よく知っていたはずである。そんな自分がよりによって幼い子の父親を奪ってしまった。結果を予想していたかどうかなど、問題ではない。そのような罪を犯した身の置き場の無さを感じて、早く死んで償うことを求めたのではないだろうか。昭和47年の正月が過ぎた頃、次のように詠んだ。

父あらばあるいは犯さぬ罪なりと  
死を待つ部屋に思ふことあり

もし父がいたら、という思いは、言っても仕方のないことである。しかし言わずにはいられない、どうしようもない後悔の表出である。

昭和50年の冬の終り、春になろうとする頃、次のような歌を詠んだ。

罪の意識いまだ持てぬといふ君の  
あげたる打球を懸命に追ふ

他の死刑囚と野球をしているのだろう。罪の意識がまだ持てないという相手が打った球を懸命に追いかける良樹である。それは、そんな相手への抵抗であり、抗議であろう。甘い認識で満足していたかつての自分への抵抗であり、もっと認識を深めたいという自分への挑戦でもあろうか。打球を追う姿に、罪とは何か、懸命に見つめ続けてきた良樹の姿が重なる。

しかし、良樹の罪の認識には重要な視点が欠落していることを指摘しておかなければならない。それは、何故罪を犯したのか、という問い、もっと言えば犯行自体を振り返ることがなかったということである。死を見つめる上で、死そのものを見つめることができなかったように、何故罪を犯したのか、どんなつもりで犯行に及んだのかという点についての問い返しがないのである。歌にできなかつただけなのか、それとも事実の認定は裁判で終わっているとしていたのか。手記という形式ならともかく、短歌

や俳句、小説などの形式で自らの犯行を文学として表現し得た死刑囚は、ほとんどいない<sup>13</sup>。このことから、犯行を文学として表現することが如何に難しいかがわかる。しかし、何故罪を犯したのか、という問いの答えは、本人にしかわからない。どんな気持ちで時限爆弾を置いたのかは、良樹にしかわからない。犯行の時の自分と向き合うことは、罪の根本的な問題と対峙することであるはずだ。

昭和46年夏、良樹は次のように詠んだ。

獄灯にわが罪の掌を晒すとき

思考みだれて握りしめゆく

前掲の「戦死せし父のみ面はおぼろにて夜明けの夢にわが罪を責む」「幼な児の父を奪ひしわれにして償ひ急がん処刑待つ部屋」などと同じ頃、死に急ぐほどに罪悪感にさいなまれた頃の作である。小さい頃から器用で、ラジオや模型を作ったりテレビを修理したりしてきた手、大工として一人前に働いた手であり、時限爆弾を作り、人を殺め傷つけた手である。良樹の手の器用さは、良樹を楽しませ、生活の糧となったが、破滅へ導くことにもなった。罪の掌を見て思うことの中には、犯行当時のこと、何故犯行に及んだのかという問いも、当然あったことだろう。しかし「獄灯にわが罪の掌を晒す」時、思考が乱れて、掌を見ていることができなかつた。問い続け、考え続けることができなかつたのである。

犯行当時の心情に切り込み、何故罪を犯したのかを考えることは、罪を直視し、核心に迫ることである。良樹がこの問いに挑んでいたとしたら、「父ならばあるいは犯さぬ罪」という、言ってもしようのない仮定に縋る必要などなかつたのではないだろうか。

## 6. 結論：死は償いか

罪とは何か、死とは何か。良樹には全てを明らかにすることはできなかつた。しかし、良樹は、罪の意識が深まるほどに、死によって償うということに疑問を抱き始め、死が償いだと思うのは錯覚ではないのか、という厳しい心境に至った。

いちにんを殺めし罪に問はれたる

死を償ひのごとき錯覚

一人の何の関係もない人を殺めた罪を死で償うことができるのかと考えるのは錯覚だという。この歌は第三期に収められ、昭和47年夏頃に位置する。この歌の前にはかつての裁判の様子を詠んだ歌が配され、後には死刑確定の歌、死刑制度についての歌が続く。一連の流れにおいて、裁判当時、死刑判決を償いである、死ぬことで償うことができると思いついてきたことを振り返って、その「錯覚」を指摘しているように思われる。厳しい現実を詠んだ歌の中でも、この歌が与える衝撃は際立っている。

死刑によって償うのだと覚悟しようとし、早く死んで償いたいとまで願ってきたが、それは錯覚だったという。死は償いではないという真意はどこにあるのだろうか。死は罰であって償いではないということか、それとも死で償えるような罪ではないということなのだろうか。いずれにせよ、人を殺めた罪はそれほど重い。かつての「今はただ神に縋るほかすべなしと夜毎独房に懺悔するなり」「罪深きこの身を赦し給へとぞ牀の冷えゆくあした指組む」などの歌を振り返ると、罪、死、償いのいずれにおいても、その認識の深化は疑いようもないといえるだろう。どのように解釈すれば正しいのか判断しかねるこの「いちにんを殺めし罪に」の歌は、人を殺めた罪は死で償うことができるのか、という死刑をめぐる重要な問いを想起させ、読む者を考え込ませる迫力を持っている。

死は償いではない。この一言だけを見れば、死刑囚の言葉としては不遜である。もし、彼が、死刑囚となった当初、己の罪の認識の甘かった頃にこのような歌を詠んだとすれば、反感を呼ぶものでしかなかつただろう。しかし、死刑囚として罪や死の問題と向き合い続けた果てに至った思念であり、これを不遜なものであるということなどできない。一審判決から約2年、死刑確定から1年余りとはいえ、如何に濃密な思考だったかがうかがわれる。

出発点は死んで償うというものだった。死を償いだと思いつき、そう表現するしか知らなかつたのだろう。罪の認識が深まっても、死が償いである以上

は、早く死ぬことを望む他、なす術はなかった。そんな彼が、何故、死は償いではないと考えたのか。どんなきっかけがあったのかはわからない。『死に至る罪』を見る限り、突然、裁判を振り返り、「いちにんを殺めし罪に問はれたる死を償ひのごとき錯覚」と詠んだのである。劇的なきっかけなどなく、ただ、日々の思考の積み重ねの先に、心境の変化があったのかかもしれない。

罪と死の問題は、キリスト者である良樹にとって、信仰と深く関わっているのは言うまでもない。信仰と、罪と死の問題、それぞれが絡み合う様子を見てみると、この歌についても信仰との関りを考える必要があるだろう。次の歌は「死を償ひのごとき錯覚」と詠んだのと同じ頃の作である。

信ずればすなはち罪は赦さると

死に近きわれに牧師説きをり

罪に対する苦痛、死の恐怖、そして何よりも、死で償うことなどできないのではないかという不安を抱く良樹に対して、牧師は、神を信じ、神の愛に心身をゆだねることで、罪は赦されるのだと説く。キリスト者にとって当たり前のこのことを、何故こんな風に淡々と詠む必要があったのかと考えた時、やはり「赦さる」ことへの疑問について考えざるを得ないのではないだろうか。これまでに見てきたように、良樹にとって、信仰の道はたやすく歩めるものではなかった。「信ずればすなはち罪は赦さる」とは、もちろん神が赦すということであって、被害者や遺族が赦すのではない。神に赦されることに安住しているのだろうか。被害者や遺族はどうしたら赦してくれるのか。どうすることが遺児への償いとなるのか。信仰と現実の間でさいなまれる良樹の苦悩は深い。良樹が犯した罪、彼が奪った命、傷つけた心と体は、死刑という死によっても取り戻すことはできない。それは確かなことだ。しかし、では他にどうすれば償うことができるのかという問いに、良樹は答えることができなかった。

それでも、良樹は、信仰を捨てることなく、罪や死について考えることをやめることもなかった。執行宣告を受ける前、最後の 14 首の直前に配されたの

は次の歌である。

償ひの死の刑のほか身に迫る

なにもなければひとりの飯はむ

結局、死刑を償いであると意味づけることで決着し、覚悟を固めつつあったということだろう。死以外に償う術がないと思い定めたのかかもしれない。しかし、先に述べてきたように、執行宣告、すなわち現実の死の前に、良樹は死について語ることをやめてしまう。死について考えることは死を観念としてとらえることである。死が償いであるとするのは、観念としての死に意味を付加することでしかない。しかし、実際のところ、執行宣告とともにやってきた死も観念でしかない。観念ではない死、本当の死そのものはその後を訪れる。しかし、本当の死を体験する良樹は、もはやそれを言葉で捉えることも表現することもできない。それこそが死である。

死は誰にでも等しく一度訪れる。そう割り切って、死刑など極刑とはいえない、むしろ考えるきっかけと時間を与えてくれる死刑制度は人道的であるとすら言う死刑囚もいる<sup>14</sup>。そこまでの極論を口にするわけではないが、死刑判決を受けたからこそ生き方を見つめなおすことができた死刑囚は多い。かつて、死刑囚や一般受刑者に対して俳句指導を行っていた北山河は「極刑者として在った時の作品が無期になってからは、どうして、こうも低調になるものかとおどろかされる」<sup>15</sup>と述べ、減刑後の句作の変化を指摘している。死刑囚という境遇の特殊さは、本人の表現や思考に大きな影響を与えているといえる。

良樹もそのような死刑囚の一人である。死刑囚となり、死刑に直面することがなければ、罪と死の問題に向き合うことなどなかっただろう。罪や死と対峙することは、罪の意識を深め、人生の結末に納得しようとする試み、あるいは、死刑という死に何らかの意味を見出したいという願望でもある。死をもって償うという考え方は、納得も満足もしやすい答えの一つであるといえる。しかし良樹は、本当に死は償いなのかと問い返した。神の教えに安住できなかったように、安易な思い込みで満足していることができなかったのだろう。

死刑囚の遺した文芸作品には考えさせられるもの、胸を打つものが多い。『死に至る罪』もそのような作品の一つである。中でも、「いちにんを殺めし罪に問はれたる死を償ひのごとき錯覚」という歌が問いかけるものは多い。死は償いか 良樹が自らに発したこの問いは、社会や法への問いかけでもある。

1. 本論文では確定前の期間も含めて「死刑囚」と表記する。
2. 『死に至る罪』(短歌新聞社 1996年)には、それぞれの作歌時期は明記されていない。そこで、詠まれた内容から時期を特定できるものを拾い、大体の作歌時期を想定した。その結果、大きく作歌時期が前後するような構成ではないことが確認できたので、ほぼ時系列に並んでいるとして扱った。
3. 生い立ちと事件の概要については、内村祐之・吉益脩夫監修『日本の精神鑑定』みすず書房 1997年 pp.588-619、加賀乙彦著『死刑囚の記録』中央公論社 1993年 pp.194-203 からまとめた。
4. 『死に至る罪』p.151
5. 『死刑囚の記録』pp.196-202
6. 同上 p.171
7. 同上 p.198
8. 『死に至る罪』では一首一行表示で分かち書きをしていないが、本論文では紙面の都合で上句・下句の二行表示とした。
9. 『日本の精神鑑定』pp.609-619
10. 『死刑囚の記録』p.198
11. 児島桂子著『一死刑囚への祈り』修道社 1972年 pp.49-53
12. 『日本の精神鑑定』p.619
13. 連合赤軍事件の坂口弘死刑囚は敢えて山岳ベース事件の凄惨さを短歌に詠むことに挑戦し、『歌稿』(朝日新聞社 1993年)にまとめた。希少な例であるといえる。
14. 池田晶子・陸田真志著『死と生きる 獄中哲学対話』新潮社 2005年 pp.31-32
15. 北山河・北さと編『処刑前夜』光文社 1960年 pp.160-161

## 引用文献

### ・基本テキスト

純多摩良樹著『死に至る罪』短歌新聞社 1996年  
(本稿中引用した純多摩良樹の短歌については、注を省略した。)

### ・引用文献・参考文献

- 異空間の俳句たち編集員会編『異空間の俳句たち』海曜社 1999年
- 池田晶子・陸田真志著『死と生きる 獄中哲学対話』新潮社 2005年
- ウィリアム・M・ギャロット監修 松村あき子・飛田茂雄訳『新訳聖書』角川書店 2004年
- 内村祐之・吉益脩夫監修『日本の精神鑑定』みすず書房 1997年
- 太田青丘著『太田水穂と潮音の流れ』短歌新聞社 1979年
- 小木貞孝著『死刑囚と無期囚の心理』金剛出版 1991年
- 小野清一郎・朝倉恭一著『改訂監獄法〔復刊新装版〕』有斐閣 2003年
- 加賀乙彦著『死刑囚の記録』中央公論社 1993年
- 加賀乙彦著『宣告(上)』新潮社 1992年
- 加賀乙彦著『宣告(下)』新潮社 1993年
- 加賀乙彦著『犯罪ノート』潮出版社 1986年
- 菊田幸一著『受刑者の法的権利』三省堂 2004年
- 菊田幸一著『新版 死刑 その虚構と不条理』明石書店 1999年
- 北山河・北さと編『処刑前夜』光文社 1960年
- 児島桂子著『一死刑囚への祈り』修道社 1972年
- 坂口弘著『歌稿』朝日新聞社 1993年
- 島秋人著『遺愛集』東京美術 1999年
- 高橋良雄著『鉄窓の花びら』三一書房 1991年
- ハワード・ゼア編著 西村春夫・細井洋子・高橋則夫監訳 西村邦雄邦訳『終身刑を生きる 自己との対話』現代人文社 2006年
- 『潮音』57巻12号~62巻2号 潮音社 1971年~1976年

# ニュー・メディア社会における表現の自由

安保克也

大阪国際大学現代社会学部法律政策学科

## On Freedom of Expression in Media Society

Katsuya ANBO

Department of Law and Public Policy Faculty of Contemporary Social Studies, Osaka International University

There have been a variety of theories and court cases on the issue of freedom of expression. This paper tries to analyze the concept of freedom of expression in terms of the impacts of new media such as the Internet have on society. The concept of freedom of expression in the traditional media and the concept of freedom of expression in the new media are not the same thing. It has to be admitted that freedom of expression has not been sufficiently protected under the current situation in the new media represented by the Internet. This is due to the fact that circumstances surrounding the new media have changed greatly.

キーワード：表現の自由、インターネット、メディア社会、ニュー・メディア社会、環境

### 1. はじめに

表現の自由に関する研究は、様々な判例や学説がすでに多く紹介されている。このように、多くの先行する研究業績のある表現の自由というテーマに対し、ニュー・メディア社会という観点から、表現の自由 (Freedom of Expression)<sup>(1)</sup> についての考察を試みるものである。

表現の自由に関する論稿といえば、メディア (Media)<sup>(2)</sup> 社会との関連で論じられることが多かったのである。メディア社会とは、インターネットなどの新しい通信技術社会と対比して、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどのメディア (Old Media: 旧伝達媒体) が主流の旧伝達媒体社会を指すものとする。

旧伝達媒体社会では、マス・メディア (Mass Media) が情報を独占的もしくは寡占的に支配していた。情報の流れは、マス・メディアから国民の側に

一方向的 (上から下) に流れる仕組みの社会構造であった。

ニクラス・ルーマン (Niklas Luhmann) によれば、マス・メディアとは、「複製のための技術的手段を利用してコミュニケーションを伝播する社会のあらゆる装置を包括するもの<sup>(3)</sup>」と定義されるが、新聞社、テレビ局、出版社などの営利企業 (法人) を指す、という意味で使用することにする。

本稿では、メディア社会における表現の自由が、ニュー・メディア社会では表現の自由がどのように推移するかについて、一考察を試みようとしたものである。

ここでニュー・メディア (New Media: 新伝達媒体) とは、インターネット (Internet: 世界中の網)、blog (Weblog: Web 上の日記)、SNS (Social Networking Service: コミュニティー型のインターネットサイト) など、IT (Information Technology: 情報技術)

情報技術)技術の進歩による伝達媒体を呼ぶことにする。

ニュー・メディア社会とは、インターネットなどの高度情報通信ネットワーク社会を指すことにする。高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(第2条)によれば、ニュー・メディア社会とは、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう<sup>(4)</sup>」と定義している。

我が国において表現の自由は、憲法第21条によって保障されているが、憲法第9条の柔軟な解釈を引き合いに出すまでもなく、法はいかに解釈され、運用されるかが重要なのである。ニュー・メディア社会では、従来の憲法論や法律論での議論だけでは、IT革命の時代における表現の自由には対応できないのではないか、という問題意識を踏まえて考察することが大切だと考える。

## 2. 表現の自由の歴史的意義

表現の自由とは、自分の言いたいことや、思うことを自分なりの方法や仕方で表明することである。ここでいう表現とは、単に思想・信条の発表に限定されず、思想・信条・意見・知識・事実・感情など個人の精神活動にかかわる一切のものの伝達に関する活動を意味するのである。

表現の自由の価値を知るためには、よく言われるのが、もし自分が思っていることが自由に話せなかったならば、どんなにか辛いだろうかを想定してみるとよい、という例え話である。具体的には、本も新聞も読めない、DVD(Digital Versatile Disk: データ記憶媒体)も見られない、音楽やインターネットなども禁止されているという生活などでは、人間としての精神的な営みを続ける上で、あまりにも日々の生活が無意味であり、殺伐としたものになってしまうのである。

人は、閉ざされた世界で、外部からの情報を完全に遮断されてしまった状態では、自己の発達は望め

ないのである。人間が人間であるためには、自由に本を読んだり、文章を書いたりすることなのである。あるいは、人の意見を聞いたり、他人と議論をするなどという、精神的な営みをおこなうことなのである。

我々の人格は、単なる遺伝子形成だけで人格が完成しない存在である以上、他人とのコミュニケーション(Communication: 意思や感情、思考を伝達し合うこと)を積み重ねることで、徐々に人間らしく理性的な人格が備わってくるのである。

つまり、表現行為というのは人格形成をする上でどうしても必要な行為なのである。人が言論行為を通じて自己の人格を発展させるという価値のことを、「自己実現の価値<sup>(5)</sup>」という。

表現行為とは人と人を結びつける架け橋の役をし、人格形成上、絶対に必要なため、表現の自由は人権のなかでも、他の人権よりも優越的な地位にある人権として位置付けられているのである。

民主主義を真に機能させるためには、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与できる環境が必要である。もし意見表明に関して、ある種の制約条件が存在するならば、民主主義が正常に機能していないということである。

すなわち、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという、民主制に資する社会的な価値のこと「自己統治の価値<sup>(6)</sup>」という。

表現の自由は、言いたい時に、言いたい場所で、言いたい内容を、発表・伝達できることである。例えば、「現政権を批判してもよいけれども、現政権が倒れてから」とか、「デモを行いたい、デモを行う場合は人のいない場所や人の目につかないところで」と言われたのでは、批判やデモを行う意味がなくなってしまう。この場合は、形式的に自由が与えられていたとしても、実質的な表現の自由が保障されていないことになる。

ただし、いくら表現の自由が大切だからと言っても無原則の自由ではないのである。表現の自由は、「公共の福祉に反しない限り」(憲法第13条)という留保付きの自由なのである。社会には、経験や常識に基づく様々な社会ルールが存在する以上、当然

の前提である。

さらに、さまざまな法律によって、行き過ぎた表現行為を制約したり、利害関係者の利益を調整するために、さまざまな工夫がなされている。

表現の自由を規制するにあたっては、法律や判例は一つの参考になっても、表現の自由への規制は、何が正しいのかを見極めるには困難さが常に伴うので、判断が難しいのである。

表現の自由を規制するにあたり、個々人の常識的な判断や道徳などを持ち出して考えることは、時や場所によっては危険な判断基準を招く場合もある。そのため、慎重な対応が必要となることを忘れてはならないのである<sup>(7)</sup>。

例えば、「このようなものは表現の自由には該当しない」とか、「そのくらいなら我慢させるべきではないか」といわれる場合の表現については、現在の社会常識や道徳的な見地から、その時代の多数派側から主張される場合が多いのである。

表現を制限される側は、その時代における少数派側からのだされる発言であったり、少数派に属する弱い立場の表現である場合が多いので、多数派による少数派に対する抑圧的もしくは威圧的な行為だといえる場合が多いのである。

結局、表現への規制については、いわゆる「火のないところに煙は立たない」式の議論になりやすいのである。なぜならば、表現の自由を規制する側は、表現行為を規制しなければならないなど、何らかの理由がある場合が多いからである。そのような意図を隠すために、あれやこれやと理由をつけて、表現行為を規制する場面も少なくないのである。

民主主義の社会においては、選挙を通じて現在の少数派は明日の多数派になる可能性を秘めているのである。そのため、現在の多数派に不利になるような表現であれば、それを抹殺する意図がなくても、制限することは結果的に表現の自由を抑圧する行為につながる可能性は否めないからである。

現在の多数派に属する者たちの一部が公権力（政府）を行使した場合は、公権力が行う規制には少数派はもちろん、多数派側の中でも公権力による規制に疑問もしくは反対の立場の方でも、反対がし難く

なるのである。その結果、安易に表現の自由を規制する方向に傾く可能性が高くなるのである。このような雰囲気の中では、表現行為に対する正当な判断が正常にできなくなる恐れが予想されるのである。

ただし、このような雰囲気を作れるのは、もはや日本では公権力というよりも、選挙という民主的なプロセスを得ていないにも関わらず巨大な国家権力を握っている霞ヶ関の官僚、もしくは第四の権力と呼ばれるマス・メディアではないのではないだろうか、と考えている。

国民が適切な政治判断をし、政権交代を可能にすることが、政治的な腐敗を防ぐ唯一の手段である。だからこそ、表現の自由を規制する場合には慎重な上にも慎重でなければならないのである。いったん、少数者側の立場に立つ者たちへの表現規制が行われるならば、次々に、いかにも最もらしい理由があるかのような論理で、立法機関や行政機関から表現規制行為が行われるのを防ぐために、憲法は「表現の自由」を保障したのである。

奥平康弘は、「この権利は 少なくともある種の行使において 他の基本的な諸自由を確保し、よき民主主義的秩序を維持するという、客観的な制度的な目的に仕えるものであるという面も見逃すことはできない。表現の自由には、こうした道具的な価値も具わっている点で、他の基本的自由とは性格を明らかに異にする<sup>(8)</sup>」と述べる。このことは、表現の自由という権利が他の権利とは、性質が異なっているという指摘なのである。

ただし最近では、少数派側と呼ばれる人々の立場を尊重しすぎて、多数派側の表現行為を規制するような法案、例えば、人権保護法案<sup>(9)</sup>が審議されてきている。このことは、表現の自由への規制が従来の少数派の保護から、法という強権の下で多数派と呼ばれる人々の自由な主張を制限する方向へ向かっているという点を見逃してはならないのである。

### 3. メディア社会の表現の自由

#### 3.1 メディア社会とは何か

情報や通信に関する人間の行動や社会現象、すなわち、人と人との間で何らかの情報のやり取りは、現代社会になって突然始まったわけではないのである。人と人との間での情報のやり取りは、人類の歴史が始まってから存在し続けるのである。

情報伝達手段の歴史は、大声で叫んだり、のろしを上げることに始まり、最近では、コンピュータ技術（特に IT 技術）の進歩で携帯電話や電子メール、さらにはテレビ電話、IP 電話（IP Phone：インターネットで利用されるパケット通信プロトコルの IP [Internet Protocol] を利用して提供される電話サービス）などに推移してきたのである。このような IT 技術とコミュニケーションが結合することによって、経済・社会のあり方を根本から変えていく力をもつニュー・メディアが誕生し、注目を浴びているのである。

そこで、ニュー・メディア社会環境を論ずるにあたり、旧来のメディア社会での情報伝達手段を中心に、古代から現代およびニュー・メディア社会への変遷をみとめることにする。時代区分を言語の使用、文字の発明、印刷の発明、電信の発明、テレビの発明、インターネットの商用化で区切り、ニュー・メディア社会を含め簡潔にまとめたものが、<表 1>である。

活版印刷が生まれ出されて、出版という新しい表現・情報提供のメディアが生まれ、と同時に新聞・出版業界も形成されたのである。日本でも、当初、これらを規制し、管理する出版法などが制定された。新聞界には新聞を管理し、規制する新聞法が生まれ出され、一定の期間、新聞を拘束していた。その後、表現の自由の観点から、新聞法は撤廃されていった。

また、電気通信が始まり、モールス信号から始まった通信が電話産業へと飛躍的に成長する過程を経て、現在の通信技術が生まれ出されたのである。同様に電波を利用した情報通信が始まり、放送業界が形成され、放送法制度が作られてきたのである。

その通信技術を土台に旧来のメディア社会を発展

させたものが、ニュー・メディア社会である。ニュー・メディア社会では、技術が生まれ出され、情報流通メディアが作られ、産業を構成し、そののちに規制のための法制度が制定されてきたのであった。

<表 1> 情報伝達の歴史的な変遷

区分	始期	終期	情報伝達手段	制約の克服	
メディア社会	第 1 期	言語の使用	文字の発明	大声・のろし、地域文明	言語による相互理解
	第 2 期	文字の発明	印刷の発明	飛脚（郵便）、都市国家とその版図	文字による情報の伝達
	第 3 期	印刷の発明	電信の発明	印刷（出版）	文字による情報の伝達の大量伝達と蓄積
	第 4 期	電信の発明	テレビの発明	パーソナル・電子メディア	時間と空間を克服した情報の伝達
	第 5 期	テレビの発明	インターネットの商用化	マス・メディア	世界規模の即時・大量情報の伝達
ニューメディア社会	第 6 期	インターネットの商用化（実用化）	次世代技術の出現待ち中（限界かも）	コンピュータ通信（携帯電話、小型 PC）	メディアとメッセージの自在な組み合わせが可能

林紘一郎『情報メディア法』（東京大学出版会、2005 年）3 項にもとに補足をした。

メディアの規制について、表現規制と事業規制という視点から、わが国における放送、通信、出版、インターネットを規制分類したのが、<表 2>である。

<表 2> メディアの規制分類

		表 現 規 制	
		あ り	な し
事業規制	あり	[放送] 放送法(第3条の3) 有線テレビジョン放送(CATV)法(第17条)	[通信] 通信の秘密(憲法第21条第2項) 電気通信事業法(第4条)
	なし	[インターネット] 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)(第3条) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)(第7条、第8条)	[出版] 言論、出版の自由(憲法第21条第1項)

情報の流通やメディアを通じた人々のコミュニケーション(表現)は、基本的人権の扱いをうけるが、人間の最も人間らしい営みの形態である言語を用いたコミュニケーションにかかわるだけに、非常にデリケートな要素をはらんでいるのである。

したがって、そこにはメディアが介在するとともに、何らかの法律的なアプローチが必要となってくるのである。その際に、できるだけ表現内容には立ち入らないことが憲法上の大原則なのである。このアプローチ方法を、内容中立的な(Content Neutral)規制手段という。内容中立的な規制手段は、表現の内容ではなく、表現活動を担うメディアのあり方、つまり、情報発信のタイミングを規制していくという方法である。

放送免許は放送に使用する電波に着目して、電波

を発射する「時」「所」「方法」に対する規制を組み合わせた法的な枠組を採用している。

例えば、「時」に対する規制としては、BS(Broadcasting Satellite:衛星放送)デジタル試験放送の際に、1つのチャンネルをいくつかの事業者で時間を区切って使うという方法がとられた。

次に、「所」による規制としては、放送事業者の実施は基本的に都道府県を1つの単位としていたことが挙げられる。

最後に、「方法」による規制としては、チャンネル(使用周波数帯域)、電波の発射方式、空中線電力などの条件を組み合わせのケースなどが挙げられる。

これらの手段は、内容に直接手を触れようとするものではないので、表現の自由という憲法上の基本原理をクリアしているが、以下のような問題点があるように思われる。

この手法は、誰のどんな基本的人権を保護しているか、また、どんな影響が付随しているかについて不透明感が拭えないので、その都度、検証が必要となるという不便さが残るのである。

もし検証もされずに利用されるならば、結果的に、規制事業者の特権や超過利潤の確保に法が利用されるのではないかと、という疑問が残るので客観的基準とはなり得ないと思われる。

最高裁判例では、内容中立規制であるか、内容に基づく規制であるかの区別を厳格に意識もせず、表現行為への規制一般について、「制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量して<sup>(10)</sup>」、「公共の福祉による合理的で必要やむを得ない限度の制限<sup>(11)</sup>」であるか否かという基準で済ませるといふ、抽象的な比較衡量を採用する傾向にあるようである。

奥平康弘は、「人権の限界問題も結局は、それぞれ矛盾対立する諸価値・諸利益にとりまかれて構成しており、これらの諸価値・諸利益のいずれを、他を犠牲にして優先させるかという決定(価値選択)であることは否定できないから、そのかぎりでは比較衡量の説くところは異論の余地がないように思われ

る<sup>(12)</sup>」と述べている<sup>(13)</sup>。

曾我部真裕も、「近年、表現の自由論の前提となるメディア状況は劇的に変化し表現規制の手法もさらに変化してきていることは言うまでもない<sup>(14)</sup>」と指摘をする。

確かに、現状では、最高裁が示したような判断基準が無難なような気もするが、技術進歩が進むニュー・メディア社会を迎えるにあたって新しい判断基準が望まれると考えるのである。

### 3.2 寡占的な支配と表現の自由

表現を情報記録媒体に収録し、保管し、固定化した上で、その情報記録媒体を直接的に大衆に配布するという形態が、情報流通の形態である。

普通、メディアはニュースを伝達してくれる装置だと考えられている。しかし、実際にはメディアは、情報を過剰に伝えないための装置なのである。正確に言えば、情報を選別し、不必要なニュースを排除するために報道機関は存在しているといえるのである。例えば、新聞の場合は通信社や各支局から日々膨大なニュースが送られてくるが、実際には紙面に掲載されるニュースはその一部に過ぎないのである。新聞編集の過程とは、まず、膨大なニュースを報道に値するものとそうでないものと区別する作業から始まるのである。

同じことは、新聞社から提供されたニュースがテレビで報道される際にも同じ作業が行われるのである。つまり、新聞記事の大半はニュース性があるものだけを拾う作業のためであり、テレビ報道では大部分のニュースがテレビでは報道されないだけのことなのである。

報道機関が必要なニュースを伝え、不要なニュースを排除する機能を、メディア論ではゲットキーパー (Gatekeeper: 門番) と呼んでいる。

表現の自由は、自由なプレス (Press: 報道機関、出版) が存在し、保障されている限り、必要な情報はプレスを通して国民側に、一方向的に流れるとの前提で、その存在意義を有していた。しかし、行政国家の肥大化は政府情報の大量・多様・専門化が進み、そのため取材・報道活動に関するマス・メディ

アの権能を独自かつ強固なものとして再構築する必要性がおこってきたのである。

マス・メディアは、同じ志をもった人々が表現・報道という目的のために結集した結社である。結社には、構成員の経済的な利益を目指さず結社 (商法上の株式会社など) も存在するが、これらは憲法 21 条の結社の自由の保護を受けないが、マス・メディアは結社の自由を享有している。憲法は、人の表現の自由を保障すると同時に、個人が結集して表現を行うことを認めている。

八幡製鉄所政治献金事件で最高裁判所は、「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用するものと解すべき<sup>(15)</sup>」と判示した。マス・メディアのもつ表現の自由は、株式会社とは違い基本的人権なのである。

マス・メディアに表現の自由が認められる理由は、自己の意見を他者に伝え、自己が収集した情報を他者に伝えたいと考えるジャーナリストの集団的な表現の行使だからである。その行為が、表現の受け手に重要な情報 (知る権利) を提供し、受け手の国民が政治参加をするために重要な役割を果たすことになるというのが元来の意味であった。

これが結果的に、書くという表現手段がマス・メディアの寡占化 (巨大化) へとつながっていった。そのため近年では、表現の自由が本来、政治的な権利であるにも関わらず、国民が欲する情報が伝わらない状態が生じたり、あるいは国民とメディアとの利益の不一致が生ずることになってきたのであった。

したがって、マス・メディアの表現の自由は、表現の受け手のためではなく、まずは表現に携わる人のための自由だということを確認しておくべきである。

情報の所有形態に関する歴史的な変遷を、<表 3> にまとめてみた。

<表 3> 情報の所有形態の歴史的な変遷

時代区分	メディア社会				ニュー・メディア社会
	原始社会	中世社会	近代社会	現代社会	情報化社会
情報の所有者	大衆	教会・支配者	政府・軍	政府・第 1 企業・マスコミ	政府・マスコミ・大企業・国民
情報の所有形態	共有	独占		寡占	共有
情報の流れ	制限無し	送り手から受け手への一方的な流れ			双方向
情報の伝達手段	口頭	印刷物	マス・メディア		インターネットなどのメディア

林紘一郎『インフォコミュニケーションの時代』（中央公論社、1984年）19頁-21頁から作成した。

#### 4. ニュー・メディア社会の表現の自由

##### 4.1 表現の自由とインターネット

1962年にマクルーハン（Herbert Marshall McLuhan）は、今日のようにインターネットが世界中を覆うネットワークに発達する以前に、「電子技術による新しい相互依存は、世界を地球村のイメージで造りかえる<sup>(16)</sup>」と述べていた。

マクルーハンは、1969年にインターネットの原点である ARPANET（Advanced Research Projects Agency Computer Network）の構築が始まる前に地球村（グローバル・ビバレッジ）の到来を予言していた。ただ、マクルーハンが想像していたのは、ラジオやテレビによる情報の流れの一方通行の村であ

る。現実的な村は、大声を上げて村中を歩けば、村全体に情報を伝えられるような世界なのである。そう考えると、インターネットの普及によって誰でもが容易に世界中に情報を発信できる現代社会は、すなわちニュー・メディア社会というのはグローバル・ビバレッジに向けて進化中の社会ともいえるのである。

そのため、メディア社会では情報流通は一方通行であったのに対して、ニュー・メディア社会では情報流通は双方向になった。ニュー・メディア社会の表現の自由は、インターネット技術の普及によって変化を余儀なくされるのである。

ここでは、表現の自由とインターネットにおける象徴的なものとして、放送と通信の逆転化現象が考えられる。日本の電気通信分野では、従来、制度上、放送と通信に分けることで、異なった法制度が構築され、運用も別々に行われてきた。

その相違点は、放送が不特定多数に対して電波で情報を伝送するコミュニケーション形態で、媒体としてはテレビやラジオといったマス・メディアを想定してきたのである。

それに対して、通信は一對一のパーソナルコミュニケーション（Personal Communication：対人的コミュニケーション）を主体とし、媒体としては電話や郵便が想定されてきたのである。

通信政策または通信法制度上の基本は、憲法上の要請でもある通信の秘密（憲法第21条第2項）の保護にあるのである。したがって、一般のマス・メディアで発生するような表現の自由（憲法第21条第1項）の諸問題は想定していなかったのである。

このことは、電気通信事業者に対しては、「電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする」（電気通信事業法第4条第2項）と守秘義務が課せられているが、通信の内容に関する規定は存在していなかったために、結果的に表現の自由は守られてきたのである。

しかし、1990年以降、IT技術の急速な進歩によって、放送と通信の融合化現象が進み両者の境界が曖

味になってきた。そして、この状況はインターネットの登場で決定的となった。インターネットは、一対多、もしくは多対多といった、不特定多数が関与する通信を実現し、インターネット放送 (Internet Broadcast) もしくはブロードバンド放送 (Broadband Broadcast) と呼ばれるような通信上の放送を現実のものとしたのである。

これは、公然性を有する通信の誕生を意味し、IT 技術に進展によって、憲法が想定していた「表現」と「通信」の峻別が不可能な状態になりつつあることを意味するのである。

一方、放送のデジタル化は、マス・メディアでない専門性に依存する MIDI (Musical Instruments Digital Interface) としてのテレビ放送を登場させることになった。あるいは、放送の一形態として始まったデータ放送では、パーソナル放送 (Personal Broadcast) が実現し、放送と通信の役割分担が逆転することになったのである<sup>(17)</sup>。

そこで、インターネット上の表現の自由を考えるにあたっては、従来どおり「表現と通信の二分論」を維持すべきなのか、「新たな枠組み」を考えるべきなのかが大きな問題となるのである。

表現と通信の峻別は困難な問題を含んでいるが、峻別論を前提にインターネット上の表現の自由を考えるべきだと考える。松井茂記は「インターネットの利用形態にのうち電子メールには通信の秘密を保障し、メーリングリストやメールマガジン、掲示板や会議室の利用、ウェブページの利用については、表現の自由の保護を認めるべき<sup>(18)</sup>」だと主張するのである。

このようなニュー・メディアの登場という状況を踏まえて、表現の自由における表現も変わりつつあるのである。ここでは一般的な定義として、表現とは、「思想又は感情を創作的」(著作権法第2条第2号)に表したものと<sup>(19)</sup>。ところがニュー・メディア社会では、携帯電話による携帯メールや PC (Personal Computer) による電子メールが日常的に利用されている。そこで利用される絵文字などについては、どこまで表現として取扱うかなどの課題を残してしまうが、この論点については今後の研究課

題としたい<sup>(20)</sup>。

#### 4.2 検索エンジンとインターネット

ニュー・メディア社会はインターネットの一般化によって、我々に利便性をもたらしたが、その一方で、我々自身の思考や表現をも意識されずに管理がされるような社会に、今日、なりつつあるのである。

最大の問題点は、インターネットによる検索エンジンの問題である。すなわち、検索エンジンの世界で最大のシェアを誇るグーグル (Google) の問題、と言い換えてもよいのである。

世界の検索エンジンに関する問題を考察する以上、世界の検索エンジン市場の 50%前後を占めると思われる、グーグルという私企業の存在を検討しないではいられないのである<sup>(21)</sup>。

グーグルの検索エンジンは、ヤフー (Yahoo) のディレクトリ (Directory: ファイルを分類・整理するための保管場所) のように人が目で見てカテゴリーを判断するものではなく、ロボット型検索エンジンと呼ばれ、コンピュータが自動的にサイトを収集し結果を表示するものと一般的には言われている。

インターネットという情報の大洪水の中から、我々が情報を選択するにあたって有力な検索エンジンは必要不可欠な存在である。我々は自ら検索エンジンを利用して情報を収集しているかのように感じているが、もし検索エンジンに情報がアクセスできないような状況であれば、実質的には情報はないに等しい状態といえるのである。このような状況下で、いくら表現の自由を叫んでも、Web (World Wide Web: インターネット上のハイパーテキスト情報システム) という膨大な世界の中で個人が情報を公開する手段は著しく制約を受けるだろうと思われるのである。

検索エンジンは人気度の高いものから順に表示されると言われているが、昨今話題になっているケースとして、検索エンジンの最大手であるグーグルが恣意的に検索エンジンに引っかからない (表示されない) ようにしているのではないかと、との指摘がある。この状況を「グーグル八分」<sup>(22)</sup> という。

Web 上に存在する情報を何らかの理由で閲覧され

にくい状態にしたい場合、Google に申請するとランキングから除外も可能とされていることを指すのである。有名な例では、「天安門事件」を検索すると、言論の自由が形式的に確保されていたという状況下でも、米国版 Google と中国版 Google とでは著しく検索に差が生じた。その理由は、Google が中国政府の検閲に同意したからだ、というニュースが世界中を駆け巡った。Google によるニュー・メディア社会における恐怖政治を垣間見た思いではないだろうか。

いくら Google が私企業だと言っても、Google のような圧倒的な資金力や収益力、そして市場の独占力によって、Web 上の言論を支配するならば、最早、私企業という範疇をはるかに超えていると思われる。すなわち、我々が自由に物事を判断するためには、バイアス (Bias) がかかっていない生の情報があればこそ、自らの判断に責任を負えるのである。もし、我々が Web から得られる情報が恣意的にコントロールされているのであれば、我々自身の思考も誰かにコントロールされているということになる。このような状況下であれば、従来から主張されてきた、情報の円滑な流通を確保するため、という表現の自由を保障するという趣旨は、意味を失ったのである。

この現状に対して、奥平康弘は「マスメディアは第四の権力ともいわれるが、グーグルという企業は、これまでの権力概念では捉えられないような存在だ。現代の表現の自由の問題は、こうした権力的な私的機関に反市民的、反社会的な行為があった場合、国家がもう少し大胆に前に出ていくべきかどうかが問われており、グーグルによって表現の自由がうまく機能しているかを見極めることが重要だ<sup>(23)</sup>」と指摘する。

それに対して、伊藤高史は「マスメディアの行動が社会倫理とかけ離れ、有効な社会的規制の措置がなされなければ、それは、公権力による規制を要請せざるを得ない。このような点を考慮にいれると、『表現の自由』と社会、あるいはマスメディアと社会の関係をより注意深く検討する必要があるだろう<sup>(24)</sup>」と主張するのである。

私自身、伊藤高史と考えを共有する部分も少なくないが、具体的な基準や判断を明確にするとすると

非常に難しいと考えるのである。具体的な対策としては、反対の意見に対するハイパーリンク (Hyperlink: 文書内に埋め込まれた、他の文書や画像などの位置情報) を義務付けるか、キャス・サンステーン (Cass Sunstein) が主張するマスト・キャリアー・ルール (Must Carry Rules: 多様な表現の自由を確保するために、反対派へのリンクを義務づける) の導入が<sup>(25)</sup>、のいずれかが望ましいと考えている。

なぜならば、個々の情報の真偽や価値を判断することが難しいインターネットでは、特定のサイトやブログだけに情報源を頼っていると偏向した意味収集によって、特定の価値観が形成されていきやすいからである。ニュー・メディア社会においては、表現の自由は、メディア社会以上に困難な問題があると思われる。

そこで、私見としては、米国のケーブル規制 (U.S. Cable Regulation) で主張された、マスト・キャリアー・ルールが、ニュー・メディア時代における表現の自由を確保するのに、現在、一番効果的だと考える。しかし、憲法論という大きな問題が残るため、立法論で実現が可能なハイパーリンクの方が現実的であると思われる。

または、アーキテクチャの設計面 (コンピュータシステムの機能分担) からの検討も必要かと考えている<sup>(26)</sup>。

#### 4.3 表現の自由とプロバイダの責任

ニュー・メディア社会におけるコミュニケーションの中心は、インターネットである。インターネットの特徴としては、双方向性以外に、匿名性が挙げられることが多い。子向太郎は「匿名によって初めて可能となる情報発信の重要性や、匿名性が破られたことが大きな社会問題となる場合がある<sup>(27)</sup>」と指摘する。また、町村泰貴は、「インターネットは一見匿名性が高い環境にあるように見えるが、そのかなりの部分は錯覚ないし幻想にすぎないようである<sup>(28)</sup>」と主張するのである。

しかし、発信者が名誉毀損やプライバシーの侵害等の他人の権利を侵害していると思われるケースに

においては、加害行為者（発信者）が特定されないケースが多い。その理由は一概に言えないが、技術的な制約や、プロバイダ（Provider：インターネットへの接続サービスを提供する業者）による自主的な対応の限界など、様々な要因が予想される。

そこで、インターネット上で行われている名誉毀損やプライバシーの侵害等に関する権利侵害の問題について、プロバイダにいかなる法的責任を負わせるべき問題となる。この点につき、憲法で保障されている表現の自由（憲法第21条第1項）や通信の秘密（憲法第21条第2項）とも関わる問題であるので、そうした側面に配慮が必要となってくる。

東京地方裁判所は、パソコン通信での表現内容に対して、ニフティ・思想フォーラム事件で、初めて名誉毀損の成立を認めたのである<sup>(29)</sup>。

この判決の問題点は、「新たなメディア時代を担うプロバイダという存在意義をいかに捉えるかについて、正面から論じていない<sup>(30)</sup>」ことである。

この当時は、憲法上の権利である表現の自由や通信の秘密に配慮して、さらには、電気通信事業法、有線電気通信法、電波法にも通信の秘密がある以上、裁判所もプロバイダに対して積極的に発信者情報を開示判決できなかったことが事情としてあったためやむを得なかったのである。

そこで、このような問題を克服するために作られた法律が特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下、プロバイダ責任法と呼ぶ）である。2002年5月27日から施行されており、この法律でいう特定電気通信役務提供者には、プロバイダだけではなく、掲示板を管理するウェブサイトの運営者なども含まれる（第2条第4号）のである。

この法律の制定で、インターネット上の情報によって自己の権利を侵害されたとする者は、発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があれば、プロバイダやウェブサイトの運営者がもつ発信者情報の開示を請求できる（第4条第1項）ことになったのである。ここでようやく、表現の自由や通信の秘密という条文に触れないで、発信者情報の開示を請求できることになったのである。

2003年3月31日には、東京地方裁判所がプロバイダ責任法に基づいて、ヤフー・ジャパンに情報発信者のIPアドレスなどの情報開示を命ずる判決を下した<sup>(31)</sup>。

プロバイダ責任法は、インターネット上で被害を受けた人々を救済することに関しては有用な法律であるが、一方で、自由な言論や表現を制約する道を開いたというマイナス面を忘れてはならないのである。

## 5. おわりに

本稿では、現在、ニュー・メディアと呼ばれているものを、考察の範囲として、表現の自由に関する問題を検討した。

その結果、従来のメディア社会における表現の自由と、ニュー・メディア社会における表現の自由は異なっており、従来通りの議論では最早、インターネットに代表されるニュー・メディア社会では表現の自由の保護が不完全な状況に陥っていると言わざるを得ない、という結論に達した。それはニュー・メディア社会を取り巻く環境の変化によるためである。

ニュー・メディア時代の表現の自由を考えるにあたっては、(1)インターネットがもつ潜在的な脅威、(2)表現の自由市場が本当に機能するの否か、(3)表現の自由の存在を抹消してしまう恐れのある私企業の存在、という側面について指摘をした。

また、ニュー・メディア社会における表現の自由の保護するためには、ハイパーリンク又はマスト・キャリア・ルールというものの導入を提案してみた。

今後の課題としては、今後、益々技術的な進歩により、ニュー・メディアと呼ばれるものが進化していくなかで、表現の自由の保護を従来通り、憲法や情報法の範疇で保護できるのか、あるいは、もはや保護できないのであれば、どのような立法政策なのか、あるいは憲法第21条を改正しなければならないのか、という点まで考えなければならない時期に来たと思われる。

さらに、政治面では、eデモクラシー下における表現の自由、すなわち、インターネットは民主主義の

敵か否かの論点などについても、関連事項として考察を深めなければならないと考えている。

## 注

(1) アメリカ憲法修正第 1 条では、Freedom of Expression は言論の自由を指すが、日本では「言論の自由」と「表現の自由」は同義であるとされる場合が多いので、同異で使用する。

(2) メディア（媒体、手段）とは多義語である。一般的には、新聞・雑誌、テレビ・ラジオなどの大衆伝達媒体のことを指す場合もあれば、フロッピーディスク（Computer diskette）や CD-ROM（Compact Disk Read Only Memory：コンパクトディスクを使った記録媒体）などのデータ（data:情報）を記録しておくための記録媒体を指す場合もある。

(3) ニクラス・ルーマン（林香里訳）『マスメディアのリアリティ』（木鐸社、2005 年）8 頁。

(4) 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成 13 年 1 月 6 日施行）

<http://www.kantei.go.jp/jp/it/kihonhou/honbun.html>。

(5) 芦部信喜『憲法（第三版）』（岩波書店、2002 年）160-161 頁。

(6) 同上、160-161 頁。

(7) 表現の自由は大切なゆえに、国際政治の場では情報戦としても利用される。例えば、他国がアメリカにおける地位を改善しようとして行う活動を「ロビイング」というが、ボスニア紛争や Kosovo 問題ではロビイングが成功した。

何故、ボスニア・ヘルツェゴビナ側のみが世界の同情を誘えたのか。また、何故、セルビアが悪の国家という烙印を押されたのか。その謎は、米国の PR 会社「ルーダー・フィン社」の PR 戦略によるものであったことは、今後の表現の自由を考える上で、有益な示唆を与える。高木徹『ドキュメント 戦争広告代理店』（講談社、2002 年）を参照。

(8) 奥平康弘『なぜ「表現の自由」か』（東京大学出版会、1988 年）59 頁。

(9) 人権擁護法案の概要については、下記を参照。

[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15405056.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15405056.htm)。

人権擁護法案の問題点を指摘する書籍として、人権擁護法案を考える市民の会編『危ない！人権擁護法案 迫り来る先進国型全体主義の恐怖』（展転社、2006 年）、日本会議編『あぶない！人権擁護法案』『人権』濫用で脅かされる自由社会』（明成社、2006 年）、百地章『『人権擁護法』と言論の危機』（明成社、2008 年）、近藤将勝「だから人権保護法は問題なのだ 情報公開でわかった『吊るし上げ』交渉の一部始終」『正論』（扶桑社、2008 年 5 月号）などが参考になる。

(10) 最大判平成 4 年 7 月 1 日『民集』46 巻 5 号 437 頁。

(11) 最判平成 5 年 3 月 16 日『民集』47 巻 5 号 3483 頁。

(12) 奥平康弘「人権の限界」芦部信喜・池田政章・杉原泰雄編『演習憲法』（青林書院、1984 年）188-189 頁。

(13) 反対の見解もある。浦部法穂によれば、「憲法の場合、紛争の一方当事者は多くの場合公権力であるから、衡量の対象となるべき利益の一方、すなわち、人権を制限することによって得られる利益は、ほとんど常に、公共的ないし社会的利益である」のに対して、「他方、制限される側は私人であるから、その利益はいきおい制限する側の利益よりも低く見積もられがちである」と述べ、衡量といってもはかりにのせる以前にすでに結論はでているという批判をしている。浦部法穂「憲法解釈における利益衡量論」小嶋和司編『憲法の争点（新版）』（有斐閣、1985 年）262 頁。

(14) 曾我部真裕「表現の自由論の変容 マス・メディアの自由を中心とした覚書」『法学教室』（有斐閣、2007 年、No. 324）16 頁。

(15) 最大判昭和 45 年 6 月 24 日『民集』24 巻 6 号 625 頁。

(16) マーシャル・マクルーハン（森常治訳）『グーテンベルグの銀河系』（みすず書房、1986 年）52 頁。

(17) 日本の将来を考える上でも、アメリカの情報

通信政策の現状を知ることは有用である。エリ・ノーム他著（公文俊平監修、国際大学グローバル コミュニケーション センター訳）『テレコム・メルトダウン』（NTT 出版、2005 年）95 頁。

(18) 松井茂記『マス・メディア法入門（第 3 版）』（日本評論社、2003 年）270 頁。

(19) 情報やコンテンツがインターネットの普及による影響などについては、クリエイティブ・コモンズ・ジャパン編『クリエイティブ・コモンズ』（NTT 出版、2005 年）が参考になる。

(20) ニュー・メディアとの課題としては、「選挙の自由との関係」や「名誉・プライバシーとの関係」もあるが、今後の研究課題としたい。

(21) Web ニュースの「ネタフル」によれば、「Google、シェアが 50% に到達」と報道されている。  
<http://netafull.net/survey/013850.html>（2006 年 05 月 29 日）を参照。

(22) 「『表現の自由』の旗手、山口貴士弁護士に聞く『グーグル八分の問題点』」吉本敏洋『グーグル八分とは何か Google』（九天社、2007 年）186～205 頁を参照。なお、グーグル八分というものの捉え方も様々である。

(23) 奥平康弘のコメント、NHK 取材班『グーグル革命の衝撃』（NHK 出版、2007 年）232-233 頁。

(24) 伊藤高史『「表現の自由」の社会学』（八千代出版、2006 年）14 頁。

(25) Cass Sunstein, “republic.com,” Princeton university Press 2001, PP.182. 邦訳、石川幸憲訳『インターネットは民主主義の敵か』（毎日新聞社、2003 年）183～184 頁を参照。

(26) 小倉一志は技術的な側面などについても考察をしている。おそらく、識者によって若干の見解の相違はあるにしても、小倉がまとめているような方向に収斂していくと思われる。小倉一志『サイバースペースと表現の自由』（尚学社、2007 年）150 頁。

(27) 子向太郎「セキュリティとプライバシー」NTT データ技術開発本部 システム科学研究所編『サイバーセキュリティの法と政策』（NTT 出版、2004 年）120 頁。

(28) 町村泰貴「インターネットとプライバシー」

田島泰彦・山野目章夫・右崎正博編『表現の自由とプライバシー』（日本評論社、2006 年）137 頁。

(29) 東京地裁平成 9 年 5 月 26 日判決、『判例時報（1610 号）』（判例時報社、1997 年）22 頁。

(30) 関雅信、岩隅道洋「インターネットと紛争解決」堀部政男編『インターネット社会と法』（新世社、2003 年）151 頁。

(31) 東京地裁平成 15 年 3 月 31 日判決、『判例時報（1817 号）』（判例時報社、2003 年）84 頁。

## 21世紀の日本鉄鋼業界の課題

～世界大再編に適応した経営戦略・産業政策を目指して～

森 浩典

日本大学大学院総合社会情報研究科

## Issues for the Japanese iron and steel industry in the 21<sup>st</sup> century

～ Working towards management strategies & industrial policies in response to large-scale global restructuring ~

MORI Hironori

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

---

In June 2006, the world's largest company, Mittal Steel (Netherlands), merged with the second largest, Arcelor (Luxembourg), forming a massive steel manufacturer occupying a 10% share of global steel production.

Global-scale restructuring continues to accelerate, likely exerting a great influence on the Japanese iron and steel industry. Important issues are to preserve growth and to survive in the 21st century. As a necessary action of that purpose, it is important to maintain improvement against huge material suppliers and influential users to take the effective purchase preventive measures from huge competitors, and to build appropriate partnership with other companies.

It is expected not to plan cost competitiveness predominance and scale expansion but also to take action on new issues such as the environmental safeguard in order to realize sustainable development. New value creation is demanded from the Japanese iron and steel industry.

---

キーワード 新日鐵グループ、JFE グループ、アルセロール・ミタル、海外資源メジャー、規模拡大、敵対買収、買収防衛策、対抗軸、環境保全。

### はじめに

「新日鐵グループ」と「JFE グループ」の二大グループの形成は、日本の鉄鋼業界の大きな課題の一つである他業界との交渉力の向上にも寄与し、再編の効果をあげることができたといえる。そして、鉄鋼製品の良好な需給関係も相俟って、業績が大幅に回復して収益改善につながり、財務体質の改善を図ることに成功した。

しかし、日本の鉄鋼業界は新たな課題に直面している。2006年6月、鉄鋼世界最大手のミタルスチール（オランダ）と同第2位のアルセロール（ルクセンブルク）が合併することで、世界粗鋼生産量の10%のシェアを占める巨大鉄鋼メーカーが誕生した。

だが今日におけるグローバル再編は業界を越えて繰り広げられており、特に驚くことではない。ミタルスチールのような新興勢力の台頭で、世界規模の業界再編はさらに加速していき、日本の鉄鋼業界に

も大きく影響を及ぼすようになるであろう。

本稿においては、こうしたことへの取り組みを日本の鉄鋼業界の課題として捉えて、考察していく。

### 1. 急展開する鉄鋼業界の世界大再編

2007年における海外及び国内の鉄鋼業界の動向を整理しておこう。まずメーカー別の粗鋼生産ランキングが激変した。2006年6月、鉄鋼世界最大手のミタルスチール（オランダ）と同第2位のアルセロール（ルクセンブルク）の合併による、アルセロー

ル・ミタルの（ルクセンブルク）出現で、トップは粗鋼生産高、1億1,700万トン超の突出した形となった。

そして、2007年1月、タタ製鉄（インド）が競争入札でブラジルの製鋼大手CSNに競り勝ち、コーラス・グループ（英国）を113億ドルで買収した。タタ製鉄は粗鋼生産量が世界第53位のメーカー、コーラス・グループは世界第10位で、言わば「小が大を飲む」形となった。その結果、粗鋼生産量がJFEに次ぐ世界第5位のメーカーとなった（図1）。

図1. 世界の鉄鋼各社の粗鋼生産量

（単位：万トン）

2006年				2007年		
	企業名	国名	生産量	企業名	国名	生産量
1	ミタルスチール*1	オランダ	6,366	アルセロール・ミタル	ルクセンブルク	11,772
2	アルセロール*1	ルクセンブルク	5,432	新日本製鐵	日本	3,311
3	新日本製鐵	日本	3,370	ポスコ	韓国	3,106
4	JFE スチール	日本	3,202	JFE スチール	日本	3,052
5	ポスコ	韓国	3,120	タタ製鐵+コーラス・グループ*2	インド・英国	2,500
6	上海宝钢集団	中国	2,253	上海宝钢集団	中国	2,250
7	US スチール	米国	2,125	US スチール	米国	2,120
8	ニューコア	米国	2,031	ニューコア	米国	2,030
9	唐山製鐵	中国	1,906	唐山製鐵	中国	1,910
10	コーラス・グループ	英国	1,758	リーバ	イタリア	1,820

\*1 ミタルスチール（オランダ）のアルセロール（ルクセンブルク）買収合併は2006年6月のため、別々に記す。

\*2 タタ製鉄（インド）のコーラス・グループ（英国）の買収合併は、2007年1月に決定したため、合算した形で記す。

出所：各記事・統計資料より筆者作成

また同じような動きとして、2006年11月にはエブラズ・グループ（ロシア）がオレゴン・スチール（米国）を23億ドルで買収した。合併後の粗鋼生産量は年間1,680万トンで、世界のトップ10に迫る規模である。

中国では、宝钢集団が、2007年1月に30億元を投じて新疆八一鋼鉄の第三者割当増資を引き受け、宝钢集団への出資比率が69.91%に達し、新疆八一鋼鉄を傘下に収めることとなった。今回の買収で宝钢集団の粗鋼生産能力は2010年までに3,000万トン級

のメーカーとなり、新日鐵、ポスコ（韓国）、JFEに迫る規模になる。

国内勢では、新日鐵は、粗鋼生産量が866万トンの南米3位の鉄鋼メーカー、ウジミナスの筆頭株主である日本ウジミナス株の50%超を取得し、間接的にウジミナスの経営権を握り、規模を拡大する動きに出た。

ウジミナスは、日本がブラジルへ経済協力する一環として1958年に設立された。国際協力銀行や日本の鉄鋼、重機、商社などが出資する日本ウジミナスが21.6%の株を保有する筆頭株主となっており、

元々日本色の濃いメーカーであった。

これまで新日鐵は、買収といった積極策にはなかなか踏み切らなかったが、今回は積極的に資本参加する形となった。これも、アルセロール・ミタルなどによる攻勢への対抗策の一環でもあろう。また、新日鐵、ポスコ(韓国)両者が持ち合っていた2~3%強の株式を、さらに互いに約550億円出資して株式を2%程度追加取得した。これにより、新日鐵とポスコは互いの筆頭株主となり、これまで以上に濃密な提携関係を築くことになる。そして宝鋼集団(中国)からの株式の持ち合いを含めた提携関係の拡大の要請を受け、出資することで合意した。

また電炉メーカーとの資本・業務提携の拡大も図った。中山製鋼の筆頭株主になるほか、中部鋼鉄とは相互出資の形をとった。両社への鋼板の生産委託も増やす方向だ。提携強化で傘下の電炉メーカーに対する敵対的買収をけん制する効果が期待できる。

JFEは、現代自動車グループの現代製鉄(韓国)に対し、高炉建設に関する技術協力をすることで合意して、さらに両社の提携関係を強化していくことになった。JFEは、既に現代製鉄と自動車用ステンレス鋼板分野で技術提携しているほか、現代グループの鋼板加工会社に約13%出資し、資本・技術提携している。将来的には、鋼材の相互融通、原料の共同調達など広範囲な提携関係を結ぶことも模索していくようになるだろう。

また韓国第3位のメーカーである東国製鋼にも出資率15%増資して、東国製鋼をグループ会社化して提携関係を強化している。そして既に提携関係にあるティessenクルップとも、自動車用鋼板に関連する研究開発に関する包括提携契約をさらに5年間延長しており、緊密な企業関係を保持している。

最近の世界の鉄鋼業界の再編の特徴として、新興国メーカーの台頭、規模が大きくなってきていること、国境を越えた再編であることが挙げられる。

1

このように世界の鉄鋼業界が目まぐるしく再編を

1 永井 知美「鉄鋼業界の現状と課題 ~ 「中国」と「再編」が波乱要因 ~」『TBR産業経済の論点』No.07-07、株式会社 東レ経営研究所、2007年10月31日、12頁。

繰り返していく中、日本の鉄鋼業界の業績はどうであったか検証しておこう。

2007年度国内の粗鋼生産量は、内需は前年に比べて微減になりはしたものの、輸出が好調であったことから、前年比約3%増の1億2,100万トンと、過去最高の1973年度の1億2,001万トンを更新した。

高炉メーカー5社の2007年度の業績は、売上高については、前年比9.5%の増収を確保したものの、営業利益は前年比6.8%減となった。その大きな要因として、原料・フレートの高騰によるコストの増加があげられる。

2008年度については、自動車メーカーをはじめ、製造業が引き続き好調で、また建設向けも回復する見込みがあることから、売上高は10~12%程度上回る予想である。反面、営業利益は5~7%減益の予想となっている(図2)。この大きな要因として、原燃料のコストが1兆円を上回る見通しで、コストアップ分を販売価格への転換が非常に困難であることが想定される。<sup>2</sup>

図2 . 高炉メーカー5社の業績

(単位: 億円, %)

(年度)	2004	2005	2006	2007 (見込)	2008 (予想)
売上高	94,095 (14.9)	107,808 (14.6)	117,168 (8.7)	128,250 (9.5)	+10.0~+12.0%
営業利益	13,135 (85.6)	16,898 (28.6)	16,597 (▲1.8)	15,465 (▲6.8)	▲5.0~▲7.0%
営業利益率	14.0	15.7	14.2	12.1	10.0%前後

(注) 1. ( )内は前年比伸び率。

2. 高炉メーカー5社(新日本製鐵、JFEホールディングス、住友金属工業、神戸製鋼所、日新製鋼)の連結決算。

出所: 三菱東京UFJ銀行ホームページ、「2008年度鉄鋼」

『経済・産業レポートとマーケット情報』

<[www.bk.mufg.jp/report/indcom2006/200803.pdf](http://www.bk.mufg.jp/report/indcom2006/200803.pdf)>

[2008年7月5日アクセス]

## 2 . サプライヤー・ユーザーとの交渉

鉄鋼原材料サプライヤーである資源メジャーと大口ユーザーとの交渉結果は、鉄鋼業界の業績に大き

2 三菱東京UFJ銀行ホームページ、「2008年度鉄鋼」『経済・産業レポートとマーケット情報』  
<[www.bk.mufg.jp/report/indcom2006/200803.pdf](http://www.bk.mufg.jp/report/indcom2006/200803.pdf)>  
[2008年7月5日アクセス]。

く影響を及ぼす。

2008年2月、英国・オーストラリア系の世界最大の資源会社BHPピリトンは、同じ英国・オーストラリア系の資源大手リオ・ティントに対して、買収提案を打ち出した。買収額は1,474億ドル(約15兆7,000億円)で、買収合併が実現すれば、史上2番目の買収規模となる。また鉄鉱石の世界シェアが約40%になり、鉄鋼原材料サプライヤーの寡占化にますます拍車をかける形となる。<sup>3</sup>

この買収提案には、世界の鉄鋼メーカーでつくる国際鉄鋼協会が猛反発して、統合に反対する声明を公表した。また日本鉄鋼連盟も日本の公正取引委員会に対し独占禁止法上の問題がないか調査し、適切な措置を取るよう要請した。

2008年度における新日鐵やJFEなど日本鉄鋼大手と海外資源メジャーとの鉄鋼原料価格交渉は、史上最高値の水準で合意した。まず鉄鉱石だが、ブラジルのヴァーレ(旧リオドセ)と交渉の結果、1トン当たり前年度比65%増の80ドルであった。石炭は英国・オーストラリア系のBHPピリトンと同3倍となる1トン当たり300ドルで妥結した。この結果、鉄鋼業界全体のコスト増は3兆円を上回り、この大幅なコスト増は過去5年分に相当し、国内鉄鋼大手の経常利益を吹き飛ばす計算になる。

ポスコやアルセロール・ミタルといった海外の鉄鋼大手も日本勢より早い段階で鉄鋼原料価格を妥結していた。こうした鉄鉱石や石炭の価格交渉は、鉄鋼メーカーと資源大手による最初の妥結額が事実上の世界標準価格となり、妥結後は追従するのが慣例となる。また鉄鋼メーカーにとって、鉄鋼原料の必要、不要の選択肢はなく、交渉も完全に海外資源メジャーのペースで進められてしまうといった厳しい状況になっているのが実情である。

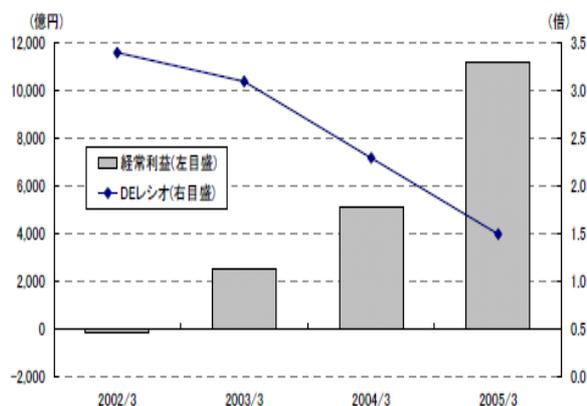
こうした状況において鉄鋼業界は「既に企業努力で吸収できるレベルを超えている」として自動車メーカーや家電メーカーに対して鋼材価格の大幅値上げを要請した。しかし、自動車メーカーや家電メーカーは繰り返される値上げに反発を強めている。

原料高全額を自動車に転嫁した場合、1台当たり3万円以上の値上げになる。また、今回の鉄鉱石・石炭の値上げによる影響について、企業物価が1.9%、消費者物価が0.3%押し上げられ、家計は年7,563円の負担増になると試算されている。<sup>4</sup>

### 3. 規模の拡大 VS 効率化の追求

日本の鉄鋼メーカー、特に高炉大手4社の業績は急回復を果たしただけでなく、財務内容も大幅に改善した。2002年3月期には130億円の赤字であったが、2005年3月期には1兆6,200億円の経常利益を計上した。また、デットエクイティレシオ(DEレシオ:有利子負債/株主資本)の推移を見ても2002年3月期には3.5倍近くに膨らんでいたが、2005年3月期には1.5倍と大きく回復している(図3)。

図3. 大手4社の経常利益、DEレシオ(連結)



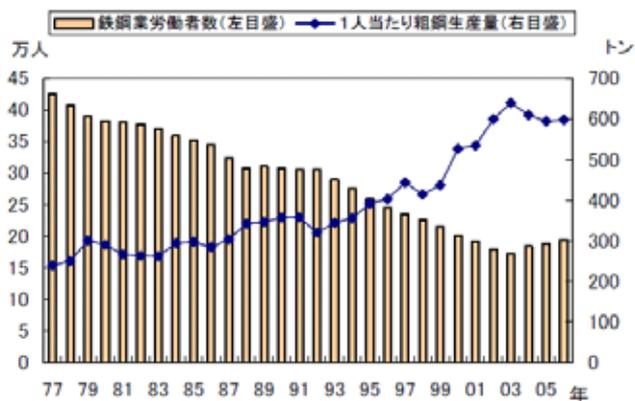
出所:野間 栄昌「大手鉄鋼業界の動向」『アナリストの目』富国生命、2005年12月、2頁。

また、利益を確保できる企業体質作りを行なってきたところにも注目したい。例えば、鉄鋼業界の労働者数推移と1人当たり粗鋼生産量推移である。2006年の労働者数は1977年に比べて約50%強減少しているが、1人当たり粗鋼生産は約2.5倍になっており、生産性が大きく上昇していることがわかる(図4)。

<sup>3</sup> 2008年2月6日 産経新聞。

<sup>4</sup> 2008年4月18日 産経新聞。

図4．日本の鉄鋼業界労働者数と1人当たり粗鋼生産量推移



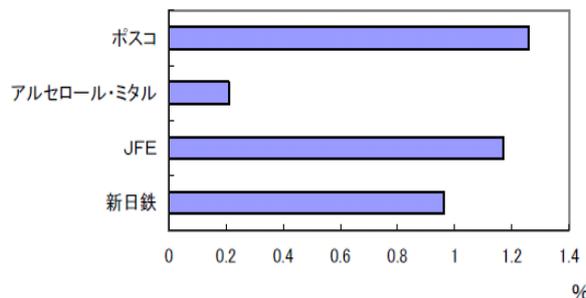
注：労働者数は事業所規模30人以上の全常用労働者数  
 出所：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計月報」  
 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

回復した時期には大幅な黒字で上がったキャッシュフローを有利子負債の削減等、業績低迷時における負の遺産の処理に優先的に振り向けられてきた。そして2005年3月期時点でのデットエクイティレシオが1.5倍にまでにこぎつけたところを見ると、財務面の改善に目途がついてきたと言えよう。今後は好業績によって得られた営業キャッシュフローをどのような戦略に活用していくのか。<sup>5</sup>

潤沢な資金を再投資していくにあたり、目的を明確にした設備投資が求められる。現在、棒鋼や型钢といった汎用鋼材とは対照的に、自動車用鋼板等高級鋼材は需要が逼迫しており、大手各社は今後もさらに自動車用鋼板等高級鋼材は競争力優位に保てると見て高付加価値路線を目指している。例えば、研究開発費売上高比率を見ても、日本の鉄鋼メーカーは高付加価値志向と研究開発に対して非常に熱心に取り組んでいる。新日鐵、JFE とアルセロール・ミタル（ルクセンブルク）を比較しても、その差は歴然としている（図5）。

<sup>5</sup> 野間 栄昌「大手鉄鋼業界の動向」『アナリストの目』富国生命、2005年12月、2-3頁。  
 永井 知美「大手鉄鋼メーカーが目指す道～日本の高級鋼材はなぜ強いのか～」『TBR 産業経済の論点』No.06-3、東レ経営研究所 産業経済調査部、2006年2月16日、4頁。

図5．研究開発費売上高比率（2006年度）



出所：永井 知美「鉄鋼業界の現状と課題～「中国」と「再編」が波乱要因～」『TBR 産業経済の論点』No.07-07、株式開会社 東レ経営研究所、2007年10月31日、7頁。

鉄鋼産業は、基本的には規模の拡大による効果の追求ができる装置産業である。同じ装置産業である石油化学産業と比べてみると、石油化学産業は製造工程において、同業他社に対して技術面での差別化がし難いが、鉄鋼産業は、製品のレベルが製造工程における技術とノウハウの有無により、大きく左右される。したがってこうした要素が同業他社との差別化を図ることが出来て、品質・生産性の向上に結び付けていくことで、競争優位を保つことが可能となる。

また日本の鉄鋼産業を取り巻く環境を見ても、ユーザーは自動車、電機、造船等、世界でもトップレベルのメーカーが存在し、しかもそうしたユーザーの製品に対する技術面・納期面・価格面に対しての要求は極めて厳しい。こうしたことで、常日頃からユーザーから鍛えられる形となり、ユーザー企業との緊密な連携で競争要素いずれもが向上していき、Win-Win の関係を構築することが出来ているのである。

日本の鉄鋼産業は好況にも浮かれることなく、低迷期にも業界をあげて、世界一品質に厳しいユーザーとの緊密な連携を地道に進め、更なる研究開発・品質向上を図ってきた。今後もこうした方向性を維持していくことは、日本の鉄鋼業界のみに留まらず製造業が進むべきひとつの道を指し示していると言

える。

鉄鋼メーカーは生産量が多いほど競争力が高いというわけではないものの、規模拡大に関しても重要な課題になってくる。規模の拡大を図ることと、付加価値を高めて効率化を追求していくことについては、両輪がバランスよく保たれるような戦略をとることが重要ではあるが、特に規模の拡大を図ることについては現状打破するぐらいの施策に迫られているのではないだろうか。

アルセロール・ミタルの出現で状況が大きく激変した。粗鋼生産量が1億1,700万トン超と新日鐵やJFEといった日本勢の3,000万トンクラスと4倍近くの開きとなった。しかも、アルセロール・ミタルは粗鋼生産量を2015年までに2億トンを目標に掲げている。

アジア勢を見ても、ポスコは現在インドに建設中の高炉新設を2011年までに完工させることを目標に進めている。完工後は5,000万トンクラスの規模になる。また中国勢も政府の政策により、国内の有力メーカーを一気に5,000万トンから7,000万トンクラスのメーカーに再編していくことも可能であろう。そしてインドやロシアやブラジル等、新興国の鉄鋼メーカーも一気に生産量を拡大していく可能性を秘めている。

従ってここ5年程度の中期的スパンで捉えた場合、世界の有力メーカーとしての存在を保持するためには5,000万トンクラスにまで規模拡大しなければならなくなるだろう。そうすると現時点で日本勢が主に進めている高炉拡張による規模拡大のみでは投資額を低く抑えることは出来ても大幅な規模拡大は期待出来ない。M&A(企業の買収・合併)や高炉新設に比べればあまりにも規模拡大の差が歴然としている(図6)。これでは世界の競争から大きく取り残されてしまうであろう。M&A(企業の買収・合併)や高炉新設といった方法も視野に入れなければならない時期に迫られているのではないだろうか。

図6 . 規模拡大のためのコスト比較

事例		金額(億円)	生産量(万トン)	数量増コスト(万円/トン)
アルセロールのドファスコ(カナダ)買収	2005年	4,200	420	10
ミタル・スチールのアルセロール買収	2006年	53,000	4,700	11
タタスチールのコララス(英)買収	2007年	15,000	1,800	8
ポスコのインドにおける高炉新設		14,000	1,200	12
新日鐵の能力拡大		3,500	700	5

注：新日鐵は既存高炉の改修工事に合わせた炉内容積拡大(7基)を10年かけて行う予定。

出所：新日本製鐵。

1980年代から約20年間はほぼ3,000万トンクラスの水準で世界のトップの座を保持することが可能であった。しかし今後は5年ぐらいの期間で1.5倍程度の規模拡大を目標にするぐらいでなければグローバル競争には打ち勝てないだろう。

そのためには海外での展開が重要な鍵となる。今後は海外鉄鋼業界の中心は生産・市場のどちらも国内から海外にシフトしていき、「適地生産」は必要不可欠となる。

そして2020年頃には、国内・海外の生産比率が半々、或いは海外を中心とした事業展開をしているぐらいの企業として存在していなければ鉄鋼業界を担うこともおぼつかないだろう。

#### 4 . 諸刃の剣：海外大手メーカーとの提携

2006年8月、新日鐵とアルセロール・ミタルとの間で、アメリカにおける合併事業で、自動車用鋼板の新工場建設を検討して、1年後の2007年7月に合併事業の拡大とグローバルな戦略提携関係に関する覚書に調印した。2008年に建設する方向で進めていた。新日鐵とミタルは米国事業の強化を協議してきたが、ミタルのアルセロール買収でいったん中断していた。だが7月に新日鐵とミタルはアルセロールを買収した後も提携の継続を確認し合ったのである。

中国でも新日鐵とアルセロール・ミタルに宝鋼集団も加えて、2009年をめどに自動車用鋼板の合併生産を大幅に増強する方向で進めている。投資総額は最大500億円規模となり、自動車用鋼板の工場としては、中国最大級となる。この3社が合併で運営する会社は宝鋼が50%、新日鐵が38%を出資する。残

る12%分は当初、新日鐵が技術提携していたアルセロールが出資していたが、現在ではアルセロール・ミタルが引き継ぐことになった。

世界第1位と第2位のメーカー同士の提携である。アメリカと中国での合併事業、これは言わば、「諸刃の剣」となりうる。すなわち、自動車用鋼板といった高級鋼材の製造技術は日本の鉄鋼メーカーにとって、長年蓄積されてきた貴重なノウハウである。提携することによりその貴重なノウハウが流出してしまう懸念が生じてくる。1人当たりの研究開発費を見ても、新日鐵は約250万円、アルセロールはせいぜい25万円ぐらいと新日鐵の約10分の1である。そのアルセロールをミタルが買収して、今度は新日鐵と提携するということは、アルセロール・ミタルは労せずして高級鋼材の製造技術による恩恵を享受することになる。

とは言え、新日鐵にとっても、国内のみでの事業では限界があり、海外にも拡張することが大きな課題となる。そしてアメリカと中国と言え、自動車産業の巨大な市場であり、そこでの事業の成果は即会社の業績に大きく影響を及ぼす。だが進出するのに単独だと設備投資の負担が大きい。そこで海外の有力メーカーと提携すれば、設備投資の負担も小さく、しかも既に現地にある工場や設備を活用することができれば、その分早期進出の実現が可能となる。こうしたことで、提携する双方のメーカーにとってそれぞれメリットがあるので、提携が実現したと想定できる。

JFEが、高炉建設の技術協力する現代自動車グループの現代製鉄（韓国）は、鉄スクラップを再利用する電炉メーカーで、年間粗鋼生産量は約800万トン（2005年）と韓国第2位のメーカーである。2006年10月、鉄鉱石から良質な鉄を生産する高炉の建設に着工した。2015年までに粗鋼生産量を約2,250万トンにする計画で、世界30位台から、いっきにトップテンの規模に浮上する可能性がある。

2005年に、JFEは現代製鉄からの高炉建設の協力要請に応じた。これは提携を拡大することで、韓国最大手ポスコなどとの連携を強める新日鐵や、買収で規模拡大を続けるアルセロール・ミタル（ルクセ

ンブルク）に対抗する狙いであると想定できる。ポスコと現代製鉄、新日鐵とJFEの関係はそれぞれライバル同士の関係である。そして、既に新日鐵とポスコは濃密な提携関係を構築している。こうした状況の中、JFE、現代製鉄も早急に強固な提携関係を構築する必要に迫られたのであろう。

JFEは新日鐵に比べて、国内外の鉄鋼メーカーとの提携関係があまり確立されていないのが実情である。こうした中、このたびの現代製鉄の高炉建設計画に参画することで、現代製鉄が世界トップテンの規模に拡大して、強力なパートナーシップ構築の舵取りがうまくいくか否かが新日鐵との遅れを取り戻す大きな鍵となるであろう。またこうした提携は、単に遅れを取り戻すということだけでなく、JFEグループとして確立して、他のライバルに対して対抗軸として存立し得るかどうかが、ひとつの試金石となるのではないかと。

今後の世界の鉄鋼業界の再編は、インドやロシアやブラジル等、新興国にステージが移るのではないかと想定される。ロシアやブラジルの鉄鋼メーカーには鉱山部門を保有するメーカーがある。そうしたメーカーの大きな特徴として、トン当たりの利益率が高いことが挙げられる。例えば、ブラジルの大手鉄鋼メーカーCSN、鉄鉱山を持つ同社は現在、世界の鉄鋼メーカーの中で1トン当たりの利益額が300ドル強と最も収益力の高いメーカーである。ブラジルの場合、自社に鉱山部門を保有していることで、スラブなど半製品の国内出荷価格は輸出価格の半分以上である。こうした企業と強力な提携関係を築き、安価な半製品の提供を受ければ、その鉄鋼メーカーのコスト競争力は格段に強まる。

しかし、現実にはスムーズに進めていくのはかなり難しいのではないかと。ヨーロッパやアジアの大手鉄鋼メーカーと提携する際、進出するメーカーは提携先のブラジルのメーカーから安価な半製品を供給する「自社の分工場」の位置付けといったコストセンターにしていく可能性が高い。これに対してブラジル側では、自国のメーカーに利益をもたらすプロフィットセンターであるべきとの意識が働くであろう。こうした両者の思惑の相違がスムーズな提携を

阻むこともあり得る。<sup>6</sup>

## 5. M&A (企業の買収・合併) 対策に迫られる日本の鉄鋼業界

鉄鋼産業は基礎素材産業であり、国の発展の基礎となる道路や橋梁、ビルなどの建物など、基本的なインフラを構築する役目を担う。またあらゆる産業の基礎でもある。このためどの国を見ても、政府が殖産事業として国策をもって育成してきた歴史がある。「鉄は国家なり」である。こうしたことから、鉄鋼業界は国境という枠を超えることはなく、国ごとに棲み分ける構造が出来上がっていた。

しかし、こうした世界の鉄鋼業界の構図は今日では、大きく塗り替えられている。その象徴となるのが、ミタルスチールとアルセロールの合併であろう。これは単に世界第1位と第2位の大型合併だということではなく、合併に至ったその過程に注目したい。

ミタルスチールがアルセロールに対して M&A (企業の買収・合併) を仕掛けた際、当初政府・従業員など全株式の約 11% にあたる安定株主が拒否反応を示した。そしてその後、新たな対応策として、ロシア鉄鋼大手セベルスタリとの合併計画を電撃発表して、アルセロールの経営陣は、ミタルスチールへの敵対的な姿勢を一貫して崩さなかった。

だが、ミタルスチール側のアルセロールの株主に対する巧みな世論操作により、ロシア鉄鋼大手セベルスタリとの合併計画を突き崩されてしまった。その大きな要因として、アルセロールが株主に対して十分な根回しが出来ないまま水面下で交渉を進めてきたことが挙げられる。そのため、株主の理解が得られないまま不満も高まり、アルセロールの経営陣の思惑とは逆の方向に行ってしまったのである。

結局、当初ミタルスチールは市場からのアルセロ

ール株買い付けだけでは過半数を確保できないといった不利な状況にもかかわらず、ミタルスチール側の巧みな株主に対する世論操作によってミタル支持の声が徐々に広がり、アルセロール経営陣を追い込んだ形となった。このミタルスチールとアルセロールの大型合併は、いかに株主の存在が大きいかということを示している。<sup>7</sup>

ミタルスチールは買収に次ぐ買収で粗鋼生産量世界一の座に駆け上った。現在では粗鋼生産量が1億1,700万トン超で、世界シェア10%、ほぼ日本の鉄鋼業界全体の生産量に匹敵する巨大鉄鋼メーカー、アルセロール・ミタルの出現となった。時価総額は円換算にして約6兆円で、新日鐵(約3兆円)や住友金属(約2兆3,000億円)などを簡単に呑み込める規模である。

現在、アルセロール・ミタルはアジアではまだ手薄であるため、アジアで買収戦略を展開する可能性が高いとみられている。そして、新日鐵やJFEなど日本勢やポスコ(韓国)などは高付加価値品の生産技術を持つため、標的になりやすい。こうしたことから日本の鉄鋼業界も買収防衛策を打ち出し始めている。まず、ミタルスチールがアルセロールに敵対買収を仕掛けた2006年1月、新日鐵、住友金属、神戸製鋼の3社のうちどこかが敵対的買収にさらされたら他の2社が買収防衛に協力するという「覚書」を交わした。いざという時は3社で合併に踏み切る可能性もあり得る。

また上述の通り、新日鐵が、ポスコ(韓国)、宝鋼集団(中国)と持ち合い株の比率を高めたり、JFEが現代製鉄からの高炉建設の協力要請に応じたりするなど、これまで以上に提携を強化する動きに出ている。この他、各メーカーは、株主への配当を増額したり、自社株の保有を拡大したりして、従来とは違った資本政策に踏み切っている。しかし、こうした買収防衛策はどれも決定打にはならず、各メーカーは今後も防衛策の強化に努めるとみられる。

<sup>6</sup> Biz Pointホームページ「経済グローバル化の下でのブラジルの鉄鋼業再編」

<[http://www.bizpoint.com.br/jp/reports/sakurai/sk20\\_05.htm](http://www.bizpoint.com.br/jp/reports/sakurai/sk20_05.htm)>

[2008年7月20日アクセス]

田村 俊一「国際再編、新たな潮流は『水平』から『垂直』に」『2006年7月10日号』no.1349、日経ビジネス、2006年7月10日、10頁。

<sup>7</sup> 経済産業株式会社投資ニュースホームページ「ミタル買収案受け入れ アルセロール、流れ変えた株主対策」

[http://kabusiki.info/2006/06/post\\_1211.html](http://kabusiki.info/2006/06/post_1211.html)

[2008年7月25日アクセス]

2007年5月から株式交換を用いた三角合併<sup>8</sup>が解禁され、買収はより容易になってきている。海外の巨大メーカーによる敵対買収が具体的に進むと、国内勢の統合といった選択肢も出てくる。そうなると、経済産業省も介入して国内再編を後押しすることになるかもしれない。

そのためには、越さなければならないハードルがある。企業が合併する際には原則として、公正取引委員会の合併審査を経る必要がある。審査基準の1つが統合後の国内シェアで、シェアが35%以下の際には、競争を制限する恐れが小さいとして、公取委はほぼ統合を認めてきた。

ただ、既に大手4社に集約された鉄鋼業界の場合、上位4社のいずれかが再編に踏み切ったら、個別品目でシェアが35%を超えるのは確実だ。公正取引委員会の基準が、鉄鋼メーカーの経営陣が再編を検討する際の足かせとなってきた。

現状では、統合の組み合わせ次第では2社の統合でも難しい。現在、経済産業省は公正取引委員会に対して、統合を原則、認める基準を50%まで引き上げるように求めている。これは鉄鋼業界に限らず、全産業を対象にしている。審査基準見直しにより50%まで引き上げられた場合、鉄鋼業界が恩恵を受ける代表例であることは、一目瞭然である。しかも50%になった場合、多くの品目で基準はクリアされ、合併の足かせは一気に無くなる。

しかし、50%まで引き上げることが実現できるか否かは、まだ不透明である。「各業界の再編が既に進んだ日本では、上位3社程度に集約された産業も多

い。一律に国際的な水準に合わせるのではなく、日本の市場実態に合わせた基準を策定する必要がある」(経済産業省 産業組織課)。鉄鋼をはじめ、海外企業の巨大化が進む中で、再編を促進しグローバルな競争力を持つ企業を育成するのは「国策」というわけだ。独占禁止法の観点からすれば、安易に緩和してよいか否か、議論が分かれることだろう。<sup>9</sup>

ただ、敵対的な買収に対する対抗策として、再編を促進する統合・合併が国の政策の違いで選択肢を持てるか否か、国によりその開きがあるのは問題ではないか。つまり、欧米企業であれば統合・合併が実施できるが、国内の企業同士では、審査基準をクリア出来ないために、統合・合併に踏み切ることが出来ないということであれば、日本国内の鉄鋼業界にとって不利なことである。

今日では、国の政策が業界の国際競争力維持・強化、ひいては一企業に留まらず、業界それ自体の生き残りにも大きく影響を及ぼすようになっていくと想定できる。

例えば、中国政府の鉄鋼産業の発展を目指す政策要綱を見てみると、全9章、40項目から成るもので、「産業発展計画」「産業構造の調整」「技術政策」「企業の組織構造の調整」「投資管理」「原材料政策」「資源節約」などが柱となっている。目的は「中国鉄鋼業界の発展を促し、国際競争力を強化すること」となっている。要綱では、2010年までに、大型企業の中から条件にあった企業を選び、生産能力3,000万トン級の超大型企業に再編していく方針なども示されている。<sup>10</sup>

上述の通り、経済産業省は公正取引委員会に対して、一律に国際的な水準に合わせるのではなく、日本の市場実態に合わせた基準を策定する必要がある

<sup>8</sup> 三角合併とは、国境を越えた企業買収に使われるM&A(合併・買収)の手法である。現行法では外国企業が直接的に合併をすることができないために、外国企業が日本に設立した子会社を通じ、株式交換方式により日本企業を買収する方法をとる。買収される企業の株主に支払う合併の対価は、親会社である外国企業の株。このため新たな資金は不要となり、株価が高くて、発行株式の多い企業ほど有利となる制度である。

<sup>9</sup> Nb onlineホームページ「アルセロール・ミタル誕生で浮き足立つ日本勢 究極の盾は『日の丸連合』」

<<http://business.nikkeibp.co.jp/article/topics/20060707/105879/>>[2008年7月5日アクセス]。

<sup>10</sup> 中国情報国ニュースホームページ「鉄鋼産業の新政策：業界再編で国際競争力強化へ」

<[http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2005&d=0720&f=business\\_0720\\_016.shtml](http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2005&d=0720&f=business_0720_016.shtml)>[2008年7月25日アクセス]。

として、統合を原則認める基準を 50%まで引き上げるように求めている。

但し、仮に統合・合併を進めるための環境が整備できたとしても、統合・合併が実現するかどうかは別である。国内の大手各社の統合・合併を政府の産業政策として側面支援を受けて、再編を促進して統合・合併に突き進むことが可能だろうか。アルセロールが政府や経営者側の思惑通りとは全く逆に、ミタルスチールとの統合・合併の提案を受け入れたのは、経営者側の考えが株主に理解されずに、株主の意思をコントロール出来なかったことに起因する。

今日では株主の存在が大きくなってきており、経営者側の思惑だけで意思決定することは困難である。株主の立場からすれば、「国策」に関心があるわけでもないし、統合・合併して規模拡大すること自体を望んでいるわけでもない。その先に見えてくるものが、内向きの買収防衛策ばかりではなく、株主価値の実現に繋がるかどうかにも明確にしないと納得しない。株主価値の実現といっても、短期利益を目的とする株主もいれば、中長期保有による株主価値向上を期待する株主もいる。株主の考えも一様ではなく、多様である。

今後はいかにして個人株主に支持を得られるかということも重要な対策として取り組まなければならぬ。万全な買収防衛策は存在しない。極めて当たり前のことではあるが、利益成長による企業価値向上が、最善の買収防衛策といえる。

## 6. 電炉メーカーの現状と課題

日本の鉄鋼業界は上述の通り、2007年の粗鋼生産量は過去最高の水準であったし、高炉大手5社の業績は減収減益であったが高水準の利益を確保した。

ところが同じ鉄鋼業界にありながら、高炉メーカーと電炉メーカーの業績に明暗が分かれてしまった形となっている。例えば、電炉メーカーの代表格である東京製鐵の業績を見てみると、2007年度は売上高が2,085億円、経常利益が360億円であった。2006年度に比べると売上高は、ほぼ横ばいであるのに対して、経常利益が約220億円減少している。2008年

度の決算見通しでは、売上高は2,500億円と増加するものの、経常利益250億円と前期に続いて減益の予想である。この他、JFE条鋼、合同製鐵、大阪製鐵といった電炉各社も売上高は横ばいか増収なのに対して、20~30%の大幅減益の予想である。

同じ鉄鋼業界でありながら、高炉メーカーと電炉メーカーの業績がここまで明暗が分かれてしまっているのはなぜか。まず原材料で見てみると、高炉メーカーの主原料である鉄鉱石や石炭などの価格は年間で価格交渉して決定する。電炉メーカーの原料であるスクラップは日々の市中価格が常に変動している。それに対して、高炉メーカーは比較的原料価格が一定のため、原料の価格変動を製品に転嫁すれば利益が確保できる。

ところが電炉メーカーの場合、スクラップの市中価格が急に変動が起こった際、製品に価格転嫁しても追いつかないケースが出てくる。スクラップ価格を適切に予想することや、メーカーが主体的に管理することは不可能で、一定の範囲内での変動は避けられない。スクラップ価格が予想以上に上がっても、一定のマージンが確保できるように、製品価格を十分高い水準に維持していくことは容易ではない。

世界の鉄鋼需要は2003年ごろから拡大局面に入っている。特に高炉メーカーの主力製品である自動車産業向け高級鋼板の需要の増加は、顕著であり高炉メーカーは増産体制が続いている。しかも製品価格も上昇しており、高収益体制に転換してきている。

これに対し、電炉メーカーの主力製品は国内の土木・建築向けの条鋼類で、需要に力強さはなく、しかもいずれの製品も市中価格の変動の影響を受け易い。このため、電炉メーカーの収益体制が不安定になっているのである。需要が伸びない中、一定水準以上の価格で安定させるには、業界ぐるみの需給バランス調整が重要となる。電炉業界が協調的に減産が実施できているのは、電炉メーカーは設備産業であるものの、高炉メーカーと比べて固定費の負担が軽く、生産調整を比較的進め易いからである。したがって今後もこうした業界内の秩序を保つことが重要である。

また、高炉メーカーの主力製品である自動車産業

向けの高級鋼板は海外のメーカーに比べて技術的に優れており、価格面での競争にさらされ難い。ところが、電炉メーカーの主力製品である汎用鋼材は市況品種のため、価格の変動性が高く、特に線材や汎用の薄板などは、輸入品がある程度国内市場にも浸透している。このため、海外市況との連動性が高まっているのが実情である。市況変動の影響を受け難い製品の構成比を引き上げて、収益の安定性を高めることが課題となる。<sup>11</sup>

自動車用薄板等高級鋼材は高炉メーカーに限定されていたが、2005年に自動車用鋼材市場に、東京製鐵が初めて電炉メーカーとして参入した。すべての電炉メーカーがこのように参入するのは困難かもしれない。だが、電炉メーカーの生き残りをかけるためのリファレンスとなるように、今後の事業の発展を望むところである。

また鉄スクラップは小資源国である日本において数少ない貴重な資源の一つである。したがって今後も電炉メーカーは貴重な資源を有効活用する重要な役割を担い、静脈産業のモデルを確立して、循環型社会構築の模範になることを期待したい。

世界的に大再編が繰り広げられている今日、日本の電炉メーカーも再編は避けて通れない。まだまだ、規模が小さいメーカーが散在している形であり、主要製品である汎用鋼材が近い将来、外資から輸入攻勢を仕掛けられた場合を想定して、各電炉メーカーとも今まで以上に大手高炉メーカー、他の電炉メーカー同士で提携関係を強化していくことも必要になってくるだろう。

大きな再編劇が繰り返されている世界の鉄鋼業界だが、アルセロール・ミタルといった巨大鉄鋼メーカーの次の買収対象は新日鐵やJFEの名が挙がっているとされている。だがこうした巨大なメーカーのみならず、他の外資もいろいろなメーカーに対して触手を伸ばしていくと想定できる。今のところ

あまりクローズアップされていないが、日本の特殊鋼メーカーが標的となる危険があるのではないかと。

特殊鋼とは、鉄にニッケルやチタンのような希少金属を混ぜ、耐熱性、耐久性、耐食性を向上させたもので、非常に技術的集積度の高いものである。特殊鋼は自動車をはじめ船舶、航空機、通信機器、発電所など幅広い分野で使われている。特殊鋼分野では日本がトップを走っており、他の追随を許していない。主なメーカーは、高炉メーカーの他、大同特殊鋼、山陽特殊鋼、愛知製鋼、東北特殊製鋼といった電炉メーカーである。

統合・買収の目的が規模拡大で、大きなメーカーを標的にするケースが考えられるが、優れた技術を保有しているメーカーも非常に魅力があり、標的になり易い。したがってこれまで以上に、大手高炉各社を中心とした、資本提携関係を強化していき、結束力を誇示することが必要になるのではないかと。

## おわりに

1976年にラクシュミ・ミタルがインドネシアで小さな鉄鋼メーカーをスタートさせた当時、新日鐵は世界のトップに君臨し、他の日本の高炉メーカーも上位をキープしていた。そして30年経った今日では、アルセロール・ミタルは日本の鉄鋼業界全体の粗鋼生産量と同じ規模の世界のトップメーカーに成長して、かつてスタートした当時、既に世界のトップ、上位を占めていたメーカーを買収・合併をするかと言われるぐらいまでになった。

今後、アルセロール・ミタルのヨーロッパ勢の台頭に対して、新日鐵、ポスコ、宝鋼のアジアの大手3社が連合を組んで、アルセロール・ミタルの対抗軸となり、まずは世界の2大グループが形成されていくことであろう。

現在、アルセロール・ミタルは、日本の大手4社が統合・合併したとしても、吸収してしまうぐらい、巨大なメーカーに成長している。日本の鉄鋼業界としてどのように対応していくかであるが、4社の統合・合併といった大胆な試案もあるかもしれない。しかしここまでの再編は好ましくない。国内におい

<sup>11</sup> 株式会社格付投資情報センターホームページ「電炉業界の格付けの視点」  
<[http://www.r-i.co.jp/jpn/rating/rating/detail/sector/sector061031\\_2.pdf](http://www.r-i.co.jp/jpn/rating/rating/detail/sector/sector061031_2.pdf)>[2008年8月5日アクセス]

て1社だけにシェアが集中してしまうような状況になると国内での競争が無くなり、そうした業界の構図が続けば、業界そのものの秩序を保つことが困難になり、ひいては業界の弱体化に繋がりがねない。国内での競争関係を保つことで競争力を維持し、世界の競争にも通用することになる。

業界を問わず市場がグローバル化している今日、企業活動の範囲が国内のみでは自ずと限界があり、リスクを覚悟のうえで海外にも進出することが要請される。成長率の高い市場に生産拠点を築き、市場開拓をしていかなければ、生き残ることもできなくなる。グローバル企業に成長していかなければならないのである。

上述の通り、新日鐵、JFE のブラジル進出をはじめ、国境を超えた提携関係の構築はグローバル企業になる第一歩でもある。世界的な鉄鋼再編の舞台で、新日鐵グループ、JFE グループとして確立し、アルセロール・ミタルの対抗軸としての存在になり、真のグローバル企業になることが望まれる。

そして21世紀においても企業・産業の持続可能な発展を実現させるためには、コスト競争力優位、規模拡大を図るだけでなく、新たな課題にも取り組むことが求められる。どの企業も基本理念・経営理念として必ず「社会への貢献」と言った意味合いの言葉を掲げている。ではどこまで社会に貢献できていることを明確に示すか。今後は基本理念・経営理念を崇高な概念に留めることなく、企業の事業実績を計数的に示すように、具体的に示すことが要請されるのではないか。

21世紀は「環境保全」が大きくクローズアップされ、現在地球温暖化対策のための二酸化炭素排出量削減は、業界を問わず、重要かつ不可避な課題である。特に鉄鋼業界は、二酸化炭素排出量の多い業界でもあり、今後益々削減量の減少に貢献していくことに努めなければならなくなるだろう。

そこで鉄鋼各社が今まで培ってきた省エネルギー・環境技術力を発揮し、業界を越えた世界レベルの二酸化炭素削減に貢献することで、企業として、鉄鋼業界としての地位向上を果たすことが可能となる。新たな価値創造が求められているのである。

#### <参考文献>

- ・株式会社格付投資情報センターホームページ、「電炉業界の格付けの視点」  
<[http://www.r-i.co.jp/jpn/rating/rating/detail/sector/sector061031\\_2.pdf](http://www.r-i.co.jp/jpn/rating/rating/detail/sector/sector061031_2.pdf)>[2008年8月5日アクセス]
- ・経済産業株式会社投資ニュースホームページ、「ミタル買収案受け入れ アルセロール、流れ変えた株主対策」、  
<[http://kabusiki.info/2006/06/post\\_1211.html](http://kabusiki.info/2006/06/post_1211.html)>  
[2008年7月25日アクセス]
- ・田村 俊一「国際再編、新たな潮流は『水平』から『垂直』に」『2006年7月10日号』no.1349、日経ビジネス、2006年7月10日
- ・中国情報国ニュースホームページ「鉄鋼産業の新政策：業界再編で国際競争力強化へ」、  
<[http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2005&d=0720&f=business\\_0720\\_016.shtml](http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2005&d=0720&f=business_0720_016.shtml)>[2008年7月25日アクセス]
- ・永井 知美「大手鉄鋼メーカーが目指す道 ~日本の高級鋼材はなぜ強いのか~」『TBR 産業経済の論点』No.06-3、東レ経営研究所 産業経済調査部、2006年2月16日
- ・永井 知美「鉄鋼業界の現状と課題 ~「中国」と「再編」が波乱要因 ~」『TBR 産業経済の論点』No.07-07、株式会社 東レ経営研究所、2007年10月31日
- ・野間 栄昌「大手鉄鋼業界の動向」『アナリストの目』富国生命、2005年12月
- ・三菱東京 UFJ 銀行ホームページ、「2008年度鉄鋼」『経済・産業レポートとマーケット情報』  
<[www.bk.mufg.jp/report/indcom2006/200803.pdf](http://www.bk.mufg.jp/report/indcom2006/200803.pdf)>  
[2008年7月5日アクセス]
- ・Biz Pointホームページ「経済グローバル化の下でのブラジルの鉄鋼業再編」  
[http://www.bizpoint.com.br/jp/reports/sakurai/sk20\\_05.htm](http://www.bizpoint.com.br/jp/reports/sakurai/sk20_05.htm)  
[2008年7月20日アクセス]
- ・Nb online ホームページ「アルセロール・ミタル誕生で浮き足立つ日本勢 究極の盾は『日の丸連合』」  
<<http://business.nikkeibp.co.jp/article/topics/20060707/105879/>>[2008年7月5日アクセス]
- ・2008年2月6日 産経新聞
- ・2008年4月18日 産経新聞

## なぜ今まで難病に関連する法律が立法化されなかったのか

加藤 典子

国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究所

## On Unsuccessful Attempts to Take Legislative Measures to Help Patients and Families Suffering from Malignant and Serious Diseases

Noliko Kato

International University of Health and Welfare,  
Research Institute of Health and Welfare Sciences, Graduate School

---

No legislative measures have been taken to help patients and families suffering from malignant and serious diseases for three main reasons:

- (1) The Japanese government was reluctant to pass laws from such legislative measures.
- (2) Patient groups were reluctant to have such laws due to apprehension about their disadvantages.
- (3) Although the Democratic Party of Japan worked to pass such laws, the political climate under the Koizumi cabinet did not allow politicians to deliberate on such bills, due to many political problems.

---

### 【はじめに】

第二次世界大戦後、日本は産業や工業、経済などの分野だけでなく、社会的・文化的にも飛躍的な発展を遂げた。しかし、社会が急激に発展するなかで、原因が不明で治療法が困難な病気、あるいは、身体的・精神的・経済的な点で介護者の負担が重い病気が存在することが明らかとなった。云々難病の問題である。一般的に、200～400種類が存在すると言われる難病のうちで、国が特定疾患に指定し、特定疾患治療研究事業として医療費公費負担制度の助成を行っている疾患はわずか45疾患である。すべての難病の患者や家族を一律に救済するための法律は、今日存在しない。そのため、患者は心身の状況に即して、医療費公費負担制度や介護保険制度、生活保護制度、自立支援（更生医療・育成医療）制度、小児慢性特定疾患治療研究事業などを各々利用する状況にある。

### 【研究目的】

本研究においては、日本における難病に関する福祉関連諸制度の法制化の問題について考察する。その目的は、難病に関する福祉関連諸制度の整備や難病基本法（仮称）の制定によって、

なぜ、今まで難病と障害とが法の整備上同等に扱われなかったのか

難病が、障害にも増して、法的に整備しなければならない理由は何なのか

を探り、難病に対する社会的認識を深めることにあ

### 【研究（調査）方法】

研究（調査）は

『難病治療と巡礼の旅』『やまこえ谷声～議員活動26年の歩みから～』などの先行研究の調査を行った国会のホームページから「国会会議録検索システム～簡単検索～」参議院および衆議院のホームペー

ジから「サイト内検索」、厚生労働省のホームページから「厚生労働省ホームページ検索」、民主党のホームページから「検索」を使用し、「難病」「法制化」をキーワードとして検索を行った

全国多発性硬化症友の会・北海道難病連・和歌山県難病連・京都 IBD 友の会・全国パーキンソン病友の会大阪府支部・谷博之氏のホームページから「難病」「対策」をキーワードとして検索を行ったを、2008年5月～2008年8月に行った。

### 【研究（調査）結果】

難病に関する福祉関連諸制度および法制化の問題について、日本で論議された時期は2度ある。それは(1)「難病対策要綱」の成立に至るまでの期間、即ち、公害国会(1970年)～「難病対策要綱」(1972年)の成立に至った時期と(2)1990年以降の難病対策、つまり厚生労働省が財政構造改革・医療制度改革との関連により、難病対策の抜本的な見直しを開始(1990年～)した時期以降である。

#### (1)「難病対策要綱」の成立に至るまで

難病対策が、国会質疑で初めて取り上げられたのは1970年、「公害国会」(臨時国会)である。当初、難病の定義が曖昧なこともあり、厚生省は難病の対策に取り組むことに消極的だった。1971年2月、朝日新聞朝刊が「難病対策救済基本法」の私案を掲載したことを契機として1971年5月、全国難病団体連絡協議会が国会議員への陳情を開始した。そして、難病対策議員懇談会が超党派の議員によって発足し患者団体や専門家へのヒアリング調査などから、難病研究の状況や患者の生活実態などが明らかになり、難病の患者を救済する必要性が生じた。

1972年4月、第68回国会衆議院社会労働委員会で「特定疾患対策に関する件」が取り上げられ、参考人として招致された沖中重雄・白木博次・甲野禮作・清水保氏らによって、難病の定義は、

原因不明、治療法が未確立であり、後遺症をのこす恐れが少なくない疾病

経過が慢性にわたり、経済的な問題のみならず、介護などに著しく人手を要するために家庭の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾病<sup>1</sup>

に整理された。1972年、厚生省は「難病対策プロジ

ェクトチーム」のプロジェクト報告を作成し、難病を

「医学の進歩、社会生活の著しい変化によって、今まで宿命的なものとして放置されてきた疾病や症状が難病として掘り起こされてきた。しかも社会環境の複雑化に伴ってさまざまな健康阻害要因が増大しつつあるため、原因不明、治療法がわからない新たな難病発生の可能性が増えつつある」

とするとともに、

「疾患ごとに特異性をもち、対策も異なることから、これらを一括して、一つの法律で対応するのは困難であるとして、難病対策の法制化には消極的であり、むしろ福祉諸制度をきめ細かく運営していくのが有効であろう」<sup>2</sup>

とした。そして、この報告を下に、厚生省は「難病対策要綱」(1972年10月)を発表し、難病対策の中心を

調査研究の推進

医療施設の整備

医療費の自己負担の解消

とし、がんやねたきり老人対策など他の制度として行われているものは、重複を避けるため難病対策としないこととした。それ以来、難病対策事業は補助金によって運営されている。

#### (2)1990年以降の難病対策

1990年以降の難病対策および法制化の問題点を探るときに1.国の難病対策の方針 2.政党(民主党)のうごき 3.患者会のうごき、をみる必要がある。

##### 1.国の難病対策の方針

国は、1972年に難病対策要綱を策定して以降、難病対策に関して

「なぜ難病対策として医療費の自己負担を公費で支援しなければならなかったのか、なぜ他の障害者福祉とは別個の支援策を作らなければならなかったのか、なぜ、という疑問に対しての答えを用意することなく漫然と難病対策を続けてきたのか、難病が無くなることを想定していたのか、あるいはいつかは他の施策に吸収されると踏んでいたのか、それらの疑問に国と国会はまず答えなければならない」<sup>3</sup>

とあるように、今日に至るまで公式的な見解をだしていない。難病対策に関する法制化の問題については村山富市首相の答弁（1994年）で

「公衆衛生審議会成人病難病対策部会に設置された難病対策専門委員会の中間報告において、現行の難病対策要綱の取り扱い、各種施策の対象者の範囲、医療費の適正な負担の在り方等について、難病対策の法制化の是非を含めて、今後検討を進めていく必要があるとされているところである。今後、同委員会における審議の結果を踏まえて、対応してまいりたい」<sup>4</sup>

とあるように、国の難病対策は、厚生労働省が設置し難病対策に関する専門委員会や審議会、諮問機関などの意見に基づいて行われる。そこで、難病に関連する各種委員会や審議会の意見をみると、厚生科学審議会疾病対策部会第2回難病対策委員会で（2001年）難病患者のQOLを高めるために「難病患者医療福祉法」（仮称）の制定を検討し、医療費公費負担制度と難病患者の福祉に係る法制度を整備し、他の福祉施策と医療費公費負担制度との整合性を図ることが表明されている。同委員会の議事録によれば、1995年の時点で、厚生省内では、既に、難病対策の法制化が将来的には課題となるとの意見がでていた。しかし、医療費公費負担制度については、他国に例をみない患者全体を把握するシステムであり、公費負担があるからこそ難病の研究に患者の協力が得られるのであり、そのシステムを有効に活用するからこそ難病の研究の成果を得られるのであって、難病の研究は、公費負担がある日本ではできない研究である、との意見もある<sup>5</sup>。

2002年、厚生労働省は厚生科学審議会第6回難病対策委員会で中間とりまとめ案を発表した。このなかでは、法制化は委員の一意との記載だったが「厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会～今後の難病対策の在り方について（中間報告）概要～」では（2002年）法制化は今後の検討課題になる。このなかで、難病対策の法制化の長所に特定疾患対策の根拠が明確になることをあげる一方、難病の定義が困難であることや、法制化によって対象疾患や施策の固定化が生じ、柔軟な制度の運用ができなく

なることなどの短所もあげている。

1972年以降、難病対策は補助金による運営で継続的な事業として行われてきた。しかし1997年、国は、財政構造改革、云わゆる「聖域なき財政削減」や医療制度改革などを開始する。財務省は各省庁に、非制度的補助金を省庁毎に1割を削減することを要求した。これを受けて厚生労働省内で様々な対策の見直しを開始され、非制度的補助金で運営する難病対策を整理・縮小の対象となった。治療研究における制度の安定化と事業の適正化の観点から、全額を公費負担する重症の患者を除き、特定疾患治療研究対象疾患の患者は、所得と治療の状況に応じて段階的に自己負担を支払うこととなった（1998年）。

## 2. 政党（民主党）のうごき

難病問題に関連する政党のうごきとして、自由民主党における難病政策推進議員連盟、民主党内に難病問題議員懇談会などの作業部会がある。小池晃氏（共産党）・阿部知子氏（社民党）・福島豊氏（公明党）ら個人的に難病問題に取り組む議員もいる。各党の代表による世話人会が全国難病センター研究会には置かれ、超党派でこの問題に取り組む必要がある、との意見の一致をみているが未だ正式な議員連盟は設置されていない。

民主党は、党の公約として障害者施策・法制度を抜本的に見直し、包括的な障害者福祉法を制定することを約束している。難病問題にもその一環として取り組みを行っている。2001年9月、難病の法制化を公約に掲げる谷博之氏が参議院に当選すると賛同議員として「患者の権利法案」を議員立法で提出し（2001年9月）党内に難病対策ワーキングチームを立ち上げた（2001年10月）。谷議員は、難病対策は、国民全体にとって必要なセーフティネットであり、包括的な施策と制度の安定化の実現のための法制化は長年の課題との立場から、決算委員会（閉会中審議）（2001年12月11日）で、難病基本法の制定を主張し、厚生労働委員会予算審査（2002年3月）で坂本厚生労働大臣に法制化を含めた制度の安定化を検討すること約束させた。

2002年5月、民主党は「難病対策の推進に関する法律案大綱」を発表し、

難病対策は、構造改革に必要なセーフティネット安定した制度運用のためには、理念を明確にする法制化が必要

法制化による制度の安定化なしの患者の負担の増加や、対象疾患の切り捨てには反対<sup>6</sup>

した。また「難病対策の推進に関する法律案大綱の発表にあたって～民主党の考える今後の難病対策の在り方」(2002年)、「難病対策推進法(仮称)骨子案」(2003年)、「難病対策推進法案(本文)」「難病対策推進法案の概要とポイントの解説」(2005年)、「難病対策の見直しの申し入れ」(2007年)等の難病に関連する提案を行っている。しかし、小泉内閣における構造改革路線と、与党多数派による国会運営で郵政民営化やODAの問題、健康保険法改正案、年金改革法の改正などが自民党によって強行採決され、国会の解散・総選挙の影響で「患者の権利法案」は2002年7月、廃案になった。北朝鮮による拉致の問題、9・11ニューヨークテロ事件、テロ対策特別措置法およびイラクへの自衛隊派遣などの問題が続くなかで、2002年11月、民主党は、難病対策推進法案を検討する会合で、難病対策を包括的な基本法ではなく、医療と福祉の個別法に分けるべき、との方針に転換した。その後、難病患者の医療費の公費負担が制度化し(2002年12月)、難病対策制度の存続は決定したが、これ以降の難病対策は、基本法の論議ではなく介護ヘルパーによる医療的行為の認可(2003年4月)など疾患別の問題に焦点を当てている。今日に至るまで、難病対策の法制化や難病患者の総合的な救済を求める法案が要望・提案されているが、いずれの場合においても、参議院では審議了承されてはいるが、衆議院で「すべての難病を対象とする」との文言が問題になり国会審議が審査未了のまま終了している。

### 3. 患者会のうごき

難病対策要綱に基づいて1972年以降、実施されている難病対策(特定疾患治療研究事業および難治性疾患克服研究事業)は、「法律ではないが故の自由さ」<sup>7</sup>があるため、患者団体によって対策の評価が分かれている。そのため、法制化の問題に関して、ベアレット病友の会は

「法的根拠がないような医療制度はだめ」<sup>8</sup>

と訴える一方で、心臓病の子どもを守る会は、

「法制化しても現状維持が精一杯。対象疾患が限定され一層固定化してしまう」<sup>9</sup>

など患者団体によって意見が分かれている。日本難病・疾病団体協議会(JPA)は

「法制化されることによって患者数の多い疾病除外や、新たな疾病差別・格差を生むおそれもあることから、不用意な法制化議論は進めるべきではない」<sup>10</sup>との考えから法制化には消極的な態度を取ってきた。しかし、2006年、厚生労働省が特定疾患対策懇談会を開催し、難病医療費の公費負担の見直しを検討した。このなかでパーキンソン病や潰瘍性大腸炎を、特定疾患としての希少性の要件である「患者数が5万人」を上回る、との理由から、医療費の公費助成の対象から「除外または縮小」とすると提案したことで、日本難病・疾病団体協議会(JPA)や患者団体、地域難病連を中心に与野党国会議員を巻き込んで反対運動が起き、難病対策は、当面、現状維持のまま継続することになった。しかし、このことが契機となり、患者団体の間で、難病対策および法制化の問題が検討されるようになってきた。

日本難病・疾病団体協議会(JPA)は難病の法制化の問題について、

「早い段階からこの対策の法制化を求める声もあったが、法制化は難病問題の根本を解決するものになるかどうかの疑問や、逆に対策や対象とする疾患の整理・固定化になりかねないなどの問題もあり、患者団体としてはなかなか全面的に前向きに進めることは出来なかった。また、法制化を求める最も大きな論拠であった国の予算の義務化ということも、実際には必ずしも保証されるものではないことが、昨今では明らかとなっており、新しい難病対策の展開には結びつきがたいものと思われる」<sup>11</sup>

として法制化に対するデメリットの懸念を表明する一方で、

「これからの10年20年先までを見越した新しい難病対策の形成においては「現行の対策や医療費補助対象疾患の固定化の懸念をなくしたうえで」国の福祉・医療政策の根底を成すものとして、また、患者

の人権生活、就学、就労を保障するものとして、各種の制度をつなぐためにも難病対策基本法が必要ではないか」<sup>12</sup>

とする。そして、難病患者の人権保障の観点から、施策の再構築の必要性を訴え、ヨーロッパの医療制度を参考に根本的に医療保険制度を改善し、慢性疾患患者全体を視野に入れ、公費負担医療制度・障害者施策・医療保険制度・児童福祉施策を含めた難病対策の在り方を検討している。ここでは、難病の定義を明文化し、障害者の範囲に入れることを念頭に、患者の人権や就学・就労を保障し、理念法としての「難病対策基本法」(仮称)を制定し、全ての国民が安心して生活できる医療・福祉の基盤となる難病対策を目指している。

#### 【考察】

##### (1) 「難病対策要綱」の成立に至るまで

日本において、なぜ今まで難病に関する福祉関連諸制度の法制化ができなかったのかを考えると、第2次世界大戦後、法制化の問題を、日本で論議した時期がわずか2回しかなかったことに気付く。それは「難病対策要綱」の成立に至るまでの期間、つまり、公害国会(1970年)～「難病対策要綱」(1972年)と、1990年以降の厚生労働省が、難病対策の見直しを開始(1990年～)した以降の時期である。

難病問題が、1970年、公害国会(臨時国会)において初めて質疑されたとき、厚生省は、難病の定義が曖昧であることを理由に、難病対策に取り組むことには消極的だった。「特定疾患に関する件」の参考人招致や厚生省内のプロジェクトチームによるプロジェクト報告で、難病の実態が明らかとなり、難病の定義が確立したことで「難病対策要綱」は1972年、成立した。しかし、厚生省は、難病に関連する法律の制定、云々ゆる法制化は不要、との意見から、「難病対策要綱」を省令にとどめている。そのため難病行政は、1972年以降、補助金による運営が今日まで継続しているのである。

「難病対策要綱」は、難病対策を推進する上で中心的な役割を担っている。しかし「難病対策要綱」は、調査研究の推進、医療施設の整備、医療費の自己負担の解消を、難病対策の目的として策定された

ものであり、難病対策費の予算の配分は、難病の原因究明や治療方法の開発などの治療研究の推進が中心である。難病の患者の生活上における困難の解消や、安心・安楽となる療養環境の構築など患者や家族に対する生活上の配慮は「難病対策要綱」の成立当時は対象とはなっておらず、1990年代以降になってから付加されたものである。また、国が難病として指定した疾患(特定疾患治療研究対象疾患および難治性疾患克服研究事業)以外の稀少難病の患者など日本の福祉関連諸制度などの制度のいずれにも該当しない難病の患者、つまり制度上の谷間に埋もれた患者を、どのように救済するのも課題である。保健・医療・福祉のいずれの制度やサービスも利用できない患者の費用の負担は全額自己負担である。指定の要件の有無に関わらず、すべての難病の患者を、皆一律に救済する方法はないものか。この点から、近年、総合的に患者を救済するための対策を講じる必要が生じている。そして、難病対策を推進する根拠法の制定を要望する声のなかから「法制化」を望む動きが生じてきたのである。

##### (2) 1990年以降の難病対策

難病対策の問題が再び論議の対象となったのは、1990年代以降、小泉内閣における構造改革路線によってである。財政削減や税源移譲、医療制度改革等の三位一体改革の推進で補助金は整理の対象になり、その影響で、1972年の難病対策法の策定以来、非制度的補助金による運営が行われていた難病対策も見直しの対象になった。治療費の自己負担の一部導入は、ただでさへ、心身の疲労や重圧、負担の重い難病患者の療養生活を、経済的な面で更に重くする。殊に、2006年、厚生労働省がパーキンソン病と潰瘍性大腸炎を特定疾患の指定要件から外そうとした動きは、難病の患者や患者団体、患者を支援する団体・NPO法人に、国の難病対策が、将来的に、現状のままの方針で維持し続けるものなのか、との不安や、難病の患者を救済するためには、どのような事柄が必要なのかを考える契機になった。

難病に関連する法律の法制化の論議は、近年になってから生じたものではない。1995年の時点から既に存在していた。しかし、厚生省(厚生労働省)は

法制化に消極的であり、患者団体も法制化によって国の予算が義務化するメリットと、対象疾患の整理・固定化がすすむ恐れがある、とのデメリットを考慮し、法制化に向け積極的に取り組むことは控えてきた。しかし、難病問題は一部の患者や家族の問題だけの問題ではない。国民全体で広く討議する必要がある問題である。福祉関連諸制度は生活保護制度などをも含めて国民にとってのセーフティネットであり、云うならば国民全体の利益のための問題である。難病患者の救済と患者や家族の療養生活を改善するためには難病対策のよりよい推進が必要である。そのためには政党の支援や支持、協力は不可欠である。特に、難病対策ワーキングチームを党内に設置する民主党は、難病問題への取り組みに熱心である。「患者の権利法案」「難病対策の推進に関する法律案大綱」「難病対策推進法（仮称）骨子案」「難病対策推進法案（本文）」「難病対策の見直しの申し入れ」を発表するなど法制化を検討課題に挙げる。かつて、民主党が難病対策に取り組んだ時期は、小泉内閣が、郵政民営化や、健康保険法、年金改革法の改正など与党多数派による国会での強行採決および議会の解散・総選挙を行った時期であった。「患者の権利法案」の廃案などにより、現在は医療と福祉の個別法に分ける方針を取っている民主党であるが、法制化を含めた難病対策や制度の安定化は、今後も検討の余地があると考ええる。

今後、難病対策はどのような方向へとあゆむのか。当分の間は、難病対策は現状維持の方針である、と言われてはいるものの、それが、何時まで続くのかは未確定である。仮に、難病対策を推進し、難病の患者や家族の療養環境の改善、就労・就学の機会の増進など総合的な観点から難病の患者や家族を救済しようとするならば、それは、やはり、法制化を視野に入れた上で、難病の患者や家族を総合的に救済し、患者や家族が安心・安楽となる療養環境を構築するための基盤となる法律を制定する必要があるのではないかと考える。

以上のことから、なぜ、今まで、難病に関連する法律が立法化されなかったのか、を考えると、それは、

国が法制化に消極的であった

患者団体が、法制化に対するデメリットへの懸念から、法制化に前向きではなかった

民主党が、難病に関連する法案を推進しようとしたが、その時期が、小泉内閣期であったため、諸問題が山積し、難病に関連する法案を審議できる状況にはなかった

と総括することができる。

#### 【今後の展開】

今後は、日本における難病の患者や家族の生活および療養を支える福祉関連諸制度の在り方について考察したい。特に、難病の支援団体・NPO 法人が成立を要望する難病対策基本法（仮称）の法制化の問題を、難病の患者や家族に対する移動支援の問題を中心に探求する。その目的は、難病に関する福祉関連諸制度の整備や総合的な難病対策の基本法の制定によって難病に対する社会的認識を深めること。難病の患者や家族が、自分らしく、人間らしく在るためには何が必要なのかを探ることである。

1) 西谷 裕『難病治療と巡礼の旅』誠信書房、2006年、144-145頁。

2) 西谷、前掲、145-147頁。

3) 伊藤 たてお

「難病対策・特定疾患対策の新たな展開を考える」  
(<http://www.do-nanren.jp>)

4) 村山 富市

「参議院荒木清寛君提出難病対策に関する質問に対する答弁書」

(<http://www.sangiin.go.jp/>)

5) 「厚生科学審議会疾病対策部会第2回難病対策委員会議事録」

(<http://kensaku.mhlw.go.jp/>)

6) 「難病対策の推進に関する法律案大綱」

(<http://www.tani-hiroyuki.com>)

7) 「日本難病・疾病団体協議会(JPA)第2回総会・国会請願行動 報告」

(<http://homepage3.nifty.com/>)

8) 「11.17 全国患者・家族大集会」

(<http://www2s.biglobe.ne.jp/>)

9) 「11.17 全国患者・家族大集会」、前掲。

10) 「日本難病・疾病団体協議会(JPA)第2回総会・国会請願行動 報告」、前掲。

11) 伊藤、前掲。

12) 伊藤、前掲。

### 【引用文献】

『難病治療と巡礼の旅』西谷 裕、誠信書房、2006年、144-146頁。

「難病対策・特定疾患対策の新たな展開を考える」伊藤 たてお、北海道難病連のホームページより、2008年。

(<http://www.do-nanren.jp>)

「厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会」～今後の難病対策の在り方について(中間報告)概要～厚生労働省健康局疾病対策課、厚生労働省のホームページより、2002年。

「厚生科学審議会疾病対策部会第2回難病対策委員会会議事録」厚生労働省健康局疾病対策課、厚生労働省のホームページより、2001年。

「厚生科学審議会疾病対策部会第7回難病対策委員会会議事録」厚生労働省健康局疾病対策課、厚生労働省のホームページより、2002年。

「平成18年度第1回特定疾患対策懇談会議事録」厚生労働省疾病対策課、厚生労働省のホームページより、2006年。

「難病対策要綱」厚生省、厚生労働省のホームページより、1972年。

(<http://kensaku.mhlw.go.jp/>)

「参議院議員荒木清寛君提出難病対策に関する質問に対する答弁書、村山 富市、参議院のホームページより、1994年。

(<http://www.sangiin.go.jp/>)

「日本難病・疾病団体協議会(JPA)第2回総会・国会請願行動 報告」京都IBD友の会のホームページより、2006年。

(<http://homepage3.nifty.com/>)

「11.17 全国患者・家族大集会」和歌山県難病連のホームページより、2002年。

(<http://www2s.biglobe.ne.jp/>)

### 【参考文献】

『やまこえ谷声～議員活動26年の歩みから～』谷博之、随想舎、2005年。

「今、なぜ難病対策の法制化なのか」谷 博之、谷 博之のホームページ、2002年。

(<http://www.tani-hiroyuki.com>)

「厚生科学審議会疾病対策部会第1回難病対策委員会会議事録、厚生労働省健康局疾病対策課、2001年、厚生労働省のホームページより。

(<http://kensaku.mhlw.go.jp/>)

「国民生活・経済に関する調査会～国民生活・経済に関する調査報告(最終報告)」厚生労働省健康局疾病対策課、2004年、参議院のホームページより。

(<http://www.sangiin.go.jp/>)

「平成17年度 活動報告」

「難病対策見直しの現状と課題」

「今後の難病対策 第8回勉強会」

「難病見直しの現状 多発性硬化症も難病医療費の除外に？」

「難病患者・長期療養患者・高齢者の生きる権利と生活を守り国民皆保険制度を守る大運動 日本難病・疾病団体連絡協議会」

「難病対策・特定疾患対策の新たな展開を考える勉強会での議論のための整理稿」

「難病対策・全国の情勢」

「第8回今後の難病対策勉強会・討議要旨 患者の共同行動が変化を作り出した！そのことを確信に、伊藤私案に基づき難病・慢性疾患施策のあり方を縦横に討議～33団体50名が参加～」

「難病対策の充実に関する決議」

「難病対策見直し共同行動中間総括にあたり」

「難病対策・特定疾患対策の新たな展開を考える」2004年、全国多発性硬化症友の会のホームページより。

(<http://www2.dion.ne.jp/>)

「難病対策見直し問題」

2007年、京都IBD友の会のホームページより。

([http://homepage3.nifty.com](http://homepage3.nifty.com/))

「患者会活動が結実」

2006年、和歌山県難病連のホームページより。

(<http://www2s.biglobe.ne.jp/>)

「参議院本会議 谷議員、難病対策、障害者福祉等に関し首相に質す」

2007年、民主党のホームページより。

(<http://www.dpj.or.jp/>)

「医療費補助の継続を」

2006年、全国パーキンソン病友の会大阪府支部のホームページより。

(<http://www2.osk.3web.ne.jp/>)

「国会会議録検索システム～簡単検索」

2008 年、国会のホームページより。

( <http://kokkai.ndl.go.jp/> )

「厚生労働省ホームページ検索」

2008 年、厚生労働省のホームページより。

( <http://kensaku.mhlw.go.jp/> )

「衆議院 サイト内検索」

2008 年、衆議院のホームページより。

( <http://www.shugiin.go.jp/> )

「参議院 サイト内検索」

2008 年、参議院のホームページより。

( <http://online.sangiin.go.jp/> )

## 福沢諭吉と張之洞

中日近代化と二つの『勸学編』

吉林師範大学 山本忠士

Fukuzawa Yukichi and his Chinese Counterpart Zhang Zhi Dong  
— A Comparative Study of their Ways of Understanding and Introducing  
Western Ideas and Learning —  
YAMAMOTO, Tadashi  
Jilin Normal University(China)

Fukuzawa Yukichi of Japan and his Chinese counterpart Zhang Zhi Dong lived in the same era and greatly influenced youth in their respective countries. Both men published a book under the same title, *An Encouragement of Learning*. A major difference between the two men was namely that Fukuzawa lived abroad in Western countries whereas Zhang did not. Therefore Fukuzawa understood cultural issues imbedded in daily life which were taken for granted by Westerners. Zhang on the other hand could not understand these issues having not experienced life in Western culture.

### 1. はじめに

日中の近代化は、国民教育から始まった。両国ともに、主として青年に大きな影響を与えた先達をもっていた。日本は、福沢諭吉であり、中国は張之洞であった。

福沢諭吉の『学問のすゝめ』<sup>(1)</sup> (岩波書店、1967年)は、明治期の日本人に大きな影響を与え、張之洞の『勸学編』<sup>(2)</sup> (中州古籍出版、1998年)は、清末期の中国社会に多大な影響を与えた。

両国の近代に大きな影響を与えた書物が、いずれも学問の奨励という意味の『勸学』であったことは興味深い。福沢諭吉の『学問のすゝめ』を中国語に訳せば『勸学編』であり、

張之洞の『勸学編』を日本語に訳せば『学問のすゝめ』である。同じ意味を持つ表題の本が、若干の時間差はあっても近代の入り口で、両国でそれぞれ出版され若者や社会に大きなインパクトを与えたことに時代の空気を感じるのである。両国ともに、伝統的社会から近代社会への過渡期にあつて、異質な西洋近代文明とどのように対峙していったらいいか、という共通の課題を持っていた。そして、日中の先達の所論は、西洋文明に対する対応即ちそれぞれの国民の「生き方」の方向を指し示したのもであった。

本稿は、日中の近代史に屹立した二人の先達 福沢諭吉と張之洞の『勸学篇』について、先行論文と比較しながら両者の違いについて、

主として「海外体験」の相違にあるという観点から考察するものである。

## 2. 張之洞と福沢諭吉の比較論

近年、張之洞と福沢諭吉の二つの『学問のすゝめ』に着目した先行論文は、中国人研究者によって書かれたものが中心となっている特徴を持っている。

日本の大学院で学び、日本語の能力に優れた中国人の研究留学生の多いことがその理由の一つとして考えられる。日本の大学院生で、中国語に通曉した日本人が少ないことということでもある。張之洞の原典を読むには、現代中国語の能力ではやや難しいという事情がある。

先行研究としては、刘悦斌「两部《劝学篇》两种文观」(『师道』, 2002年07期)、叶国文「中日《劝学篇》西学思想比較」(『江西社会科学』, 2002年07期)、曾德雄「两种《劝学》、两种道路」(『福建论坛』人文社会科学版(2004年08期)、郑燕虹「张之洞的《劝学篇》与福泽谕吉《劝学篇》之比较」(『湖南师范大学教育科学学报』, 2006年06期)、日本で発表された論文では、崔淑芬「福沢諭吉の『学問の勧め』と張之洞の『勸学篇』」(『筑紫女学園大学紀要』第14巻, 2002年)がある。

刘悦斌の「两部《劝学篇》两种文观」は、両論文が題名は同じであるがその内容は全く異なるとし、福沢の論文が人権と人の発展について述べられておりそれは西洋の「天賦人権」の考え方に基いていること。人は本来平等であり、その賢愚は学ぶか学ばないかによって作られる。つまり、科学文化を学び、真理を追究し、独立精神を発揚する個人の素質を高めることが、福沢の主眼だと指摘する。これに対して、張之洞は、国家を富強するた

めの道として論じられており、福沢諭吉の人の権利主張とは相反した立場に立っていると分析する。その論拠として「君知臣之綱、則民権之説不可行也」「民権之説一倡、愚民必喜、乱民必作、紀綱不行、大乱四起」を上げ、中日の近代化の課程が同じではなかったということ強調している。

葉国文「中日《劝学篇》西学思想比較」は、19世紀の両国は、西学を通して国家を富強にすることを追求してきたこと。そして、張之洞と福沢諭吉の主張の違いを、1)技術、2)制度、3)文化の3つの面から分析し、清朝末期の衰退と日本の崛起の原因について論じている。張之洞は、「中体西用」の考え方によって中国の伝統文化はそのままにし、技術面から西学を論じたとする。一方、福沢は西学の必要性を徹底し、日本の伝統文化を猛烈に批判する。伝統文化の深刻な反省から、民族独立と国家の近代化を推進するに、その弱点克服として制度と文化の面かの西学を論じたとする。そして、両国政府も、この二つの異なった西学導入の路を政策として実施したと結論づけている。ただ、福沢諭吉の『学問のすゝめ』が明治2年(1872)に発表したと記述しているが、これは何かの勘違いであろう。福沢の『学問のすゝめ』は1872(明治5年)から76年(明治9年)にかけて出版された17編の小冊子が後の1冊にまとめられたものであるからである。

葉論文は、明治維新前の日本と中国周辺国家は基本的にほとんど同じ発展のレベルにあったという基本認識のもとに、西洋の資本主義(ここでは、「西洋文明」という表現ではなく、「西洋資本主義」が使われている)が押し寄せ、民族的な危機にあった中で書かれた二つの『勸学篇』の内容が異なった原因を3つ

の観点から分析している。

第一は、文化の淵源の相違である。すなわち、中国の文化は世界の4大文明の文化発祥の国であり、「西学源由于中学」という中華文化観があった。したがって、西洋文化は、過去の中国文化の一部であったから、外来文化を中国化して取り入れ中国の発展に活用しようという考え方であった。つまり、中国文化は自生的、内発性であったのに対して、日本文化は外生、吸収型の文化であったことに第一の相違を求めている。

第二は、地理環境の影響である。中国は一つの超大型国家であり、中国と「四夷」(周辺国家)という中国中心の座標軸で世界を認識していた。それが自給自足的な大陸帝国構造を組成した。日本は、周囲を海に囲まれた島国であり、強固な帝国構造はなく、内部子女の発達も十分ではなかったから、積極的に外来文化を吸収する必要があった。

第三は、作者の価値観の問題。張之洞は、伝統文化・制度を保持しながら改革することを主張した。この考えによって、彼の西学はただ表面的に技術面でのことが中心となり、文化、制度面の要求が欠乏することになった。一方、福沢諭吉は、静養国家の現代化の過程ではたした文化、制度と技術の要素をよく理解しており、日本の伝統的文化、制度を批判し、それを建義することによって、政府もこの福沢の主張を活用し、日本の現代化に成功したとする。

第四は、西学対象の差異。張之洞の『勸学篇』は、発表後西学の対象は清朝の官僚に限られていた。光緒帝がこの本を賞賛してから各地で印刷されたが、それを見ることができたのは主として官僚であり、彼らは平等、自由、民主に反対していた。福沢諭吉は、一般

大衆と小学校の教科書用にしたものであり、日本人は皆この本を見ることが可能であった。この結果、日本人一人ひとりの中に西学思想と日本の文化、制度の融合が徹底し、使用の現代化が実現した、と分析した。

曾德雄「两种《劝学》,两种道路」は、両者の相違について、「権利」という切り口から分析し、「権利」という現代理性の核的価値撰取の方向の違いが、両国の近代社会への転換の相違となった、と結論付けている。

郑燕虹「张之洞的《劝学篇》与福泽谕吉《劝学篇》之比较」は、両者が教育と政治、興学と政治を結合させたその視野の高遠なことは今日の我々にも裨益することが多いとし、近代の中で両者の果たした役割を評価する。そして、両者の最も相違するのは、「正権与民権」の部分で、この部分は両者が水と油の関係であったとする。張之洞の「正権」は、要するに朝廷が上下をつまびらかにし、民の志を安んじ、民権の乱政を排斥すること(辨上下、定民志、斥民权之乱政也)である。統治者の視点と非統治者である庶民の視点の相違であり、当然ながら民の権利を主張する福沢諭吉の民権論とは相容れない。

郑論文は、梁啓超の論を引きつつ、学者の職責の重要性についても言及している。学者は自分の見解を持つこと、言行一致であることが必要だとし、その観点から両者共に自民族に対して傑出した貢献をしたと結論づけている。

崔淑芬の「福沢諭吉の『学問のすすめ』と張之洞の『勸学篇』」は、祖国の近代化に対して福沢諭吉は、西洋の精神文明の優れていることを重視し伝統的儒教思想の道徳観や差別論を批判したのに対して、張之洞は西洋物質文明を中国の伝統的儒教思想の中に取り入れ

ようとした、と両者の相違を分析する。崔論文が、他の論文と異なるのは、福沢の、その後の「脱亜論」に言及しその文明論が結局「近代西洋の枠組みを突破できなかった」としていることである。張之洞の場合も新思想を提唱しながら「道不変」を主張することによって、中国の近代化の道を塞いでしまったとする。そして、日中の歴史は、紆余曲折を経ながらも両者の示した方向に発展してきた、と結論付けている。

それぞれの論文は、分析の違いはあるものの、当時の時代背景を考慮し福沢諭吉、張之洞の二つの「勸学篇」を評価している点は共通している。

筆者は、福沢と張の違いについては、これらの諸論文と異なった見解を持っている。

その第一は両者の西洋世界の实地見聞経験の有無である。第二は福沢は啓蒙のために言論機関（時事新報など）を重視、自ら経営に参画していたこと。第三に明治初期の日本には福沢諭吉の『学問のすすめ』の前に、明治4年に出版された中村敬宇の『西国立志編』（Self-Help, with Illustrations of Character and Conduct）が広く社会に流布し、当時のベストセラーとなっていたことの影響を見逃すことはできない。明治維新が成功したものの、儒教的価値が大きく転換した明治初期の日本人々にとって、新しい時代にどのように生きたいか、という確たる道筋が見えていたわけではない。『西国立志編』<sup>(3)</sup>と『学問のすすめ』の両書は、儒教に変わり得る新しい時代の「価値」の方向を示すものであった。二つの啓蒙書は相互に補いあって相乗効果をもたらしたのであった。

### 3. 福沢諭吉と張之洞の経歴

福沢諭吉と張之洞は、対照的な立場にいた人である。福沢は、豊前中津藩の下級武士の出身であった。「士農工商」という身分階級の上に置かれた武士とはいえ、家禄は少なく貧しい生活を余儀なくされた。『福翁自伝』には、若き日の福沢諭吉が、家計を助けるために内職したり、按摩の術を学んだことが記されている。彼は、早くから蘭学を志し長崎で勉学し、その後、大阪で緒方洪庵の門に入った。

蘭学を学んだ福沢は、横浜で蘭学の実際を活用しようとしたが、実地の役に立たなかったことに衝撃を受ける。店の看板も読めなければ瓶の商品説明の張り紙も読めない。自分の知っている単語が見当たらなかったというのである。福沢は、この経験から西洋では既に蘭学の時代から英学の時代が変わっていることを確認し、蘭学から英学（独学）へと方向を転換した。決して情報が多かったわけではない。少ない情報から、眼光紙背に徹して時代の流れを読み取る福沢の慧眼を見ることができる。

英語を学んだことにより1860年、27歳の時、咸臨丸艦長の従僕として遣米使節の中に加えられ、始めて西洋世界に実際に触れる機会に恵まれた。福沢は在野の、努力の人であり、外国語を学ぶことによって変革期のうねりの最先端に躍り出て、欧米先進国の空気を全身で受け止めた人であった。日本における外国文化の摂取は、長い間「蘭学」つまりオランダ語を通じて行われた。「鎖国」の影響もあって、唯一の外国貿易基地であった長崎・出島のオランダ商館が、西洋文物の輸入窓口となり、言語もオランダ語に限定されたことが主たる理由であった。徳川幕府によって幕末まで日本人が外国に行くことを禁じられて

いたという点では「鎖国」であったが、アジアの貿易ネットワークの観点から見れば、上海などと同様に日本の拠点として機能していたと考えることができるのである。

例えば、西洋科学書の最初の本格的な翻訳書であった前野良沢の『解体新書』は、原著のドイツ語ではなく、オランダ語の翻訳本『On tleedkundige Tafelen』から翻訳されたのであった。医学、数学、天文学、化学など、記述内容が検証されやすい科学方面の知識が先導的役割を果たした。記述の正確さが確認されることによって、いっそう蘭学の信頼性が増したのであった。先の『解体新書』も、前野らは死刑囚の解剖によって、『On tleedkundige Tafelen』の記述の正確さに驚嘆し、その翻訳に取り組むきっかけとなった。

福沢の時代を見る眼の確かさは、オランダ語から英語へと言語学習の方向を転換したことばかりでなく、科学技術より人文社会科学に着目し、近代西洋の進歩が、科学技術ばかりでなく、西洋社会を動かす人文社会科学の文明全般に関心を向けたことにあった。恐らく、西洋社会の実体験が社会システムへの関心となったのであろう。「土農工商」といわれた身分社会に育った福沢諭吉にとって、世襲制でない世界は、考えられないものであった。「真実は細部に宿る」といわれるが、福沢の渡航経験は、西洋の社会を動かす人々の日常生活の「細部」を知る機会になったのである。近代科学を生み出した近代西洋の「文化」を鋭く観察したのである。書籍からは絶対に窺うことのできない「西洋文化の空気」の体感であった。

福沢諭吉の『学問のすすめ』は、群力によって中国語に訳されて『勸学篇』<sup>(5)</sup>の表題で出版されているが、それには次のような目

次が付けられている。

- 第一編
- 第二編 序言 論人与人平等
- 第三編 論国与国平等 人人独立、国家就能独立
- 第四編 論学者の本分 付録
- 第五編 明治七年元旦献詞
- 第六編 論尊重国法
- 第七編 論人民的職責
- 第八編 勿以自己的意志強制他人
- 第九編 分述兩種學問主旨 贈中津旧友
- 第十編 贈中津旧友（續前）
- 第十一編 論名分產生偽君子
- 第十二編 論提唱演說 論品行必須高尚
- 第十三編 論怨尤之害
- 第十四編 内心的検査 “照顧”的意義
- 第十五編 論懷疑事物与決定取舍
- 第十六編 論保持本身的独立
- 第十七編 論人望

一方、張之洞は中国の科挙に合格したエリート官僚であった。河北省南皮県に生まれ、26歳で殿試一甲第三名進士の探花であった。しかし、若きエリートであった意気軒昂な張之洞ではあったが、閑職にあつて重用されることはなかった。張之洞は、いわゆる「清流」として、汚濁にまみれた官僚ではなかった。そのことによって、時代の風が張之洞に吹きかかった。洋務運動が起こり、その流れを心配した西太后（慈禧太后）が、「清流」人脈を利用した。当時、支流の中にも南方出身者の「南方清流」と北方出身者の「北方清流」があり、河北省出身の張之洞は、当然ながら「北方清流」の一員となった。

1862-64年に新疆でイスラム教徒の反乱が起き、ロシアがイリを占領。曲折を経て1879年にロシアとの間に「リワジア条約」(里瓦几

亞, Liwajia) が結ばれた。しかし、この条約は清国側にとっては非常に不利な内容であったため、国内世論も反対が多く、批准されず条約の再検討が行われて「リワジア条約」が発効することになった。この間の動きの中で、張之洞は西太后の信任を得て、陽のあたる道を歩むことになる。

その後、総督、軍機大臣となったり、官営の製鉄、紡績、製糸工場や京漢鉄道を敷設することに尽力するなど、科学技術に関心の深い開明的な清末の洋務派政治家として歴史にその名を残している。しかし、その考えは、清朝の高級官僚的な「中体西用」の範囲を出ることはできなかった。西洋文明の背後に、中国文明とは異なった人文科学的な社会システムが存在することを体感することがなかったからである。

福沢との違いは、長が 26 歳で科挙に及第した官僚として、清朝政権の枠内に縛られた時間を過ごすことになった。福沢の 26 歳は、横浜に遊んだ時、直接外国人に接して自分の蘭学が「実地の用をなさない」ことを痛感し、蘭学から英学へと方向の転換した歳であった。この方向転換が、後のアメリカ旅行につながっていく。もし、蘭学にこだわっていたら、アメリカに行く機会は得られなかったであろう。英学を学ぶ人材がそれほど少なかったのである。

両者の 26 歳は、自分の考え方によって自由に生きる時間を持ちえた福沢と清朝高級官僚への登竜門を突破した張之洞の、その後の行き方を起程した意味でも、象徴的な年であったのである。

### 3. 福沢諭吉の異文化体験

福沢は、彼の人生で 3 回の海外旅行を経験

している。

第 1 回は、1860 年 1 月、27 歳の時に徳川幕府の遣米使節団の随員船であった咸臨丸に乗りアメリカに旅している。艦長の木村撰津守の従者という身分であった。近代的なアメリカの「黒船」を見てから 7 年、航海術を取り入れた訓練をはじめから 5 年後であった。日本人乗組員によってアメリカに航海しようという意欲的な航海であった。徳川幕府の末期ではあったが、近代文明の吸収はそれなりに進んでいたということである。

日本からサンフランシスコまで 37 日ほどかかっている。アメリカでは、日本から初めての使節団ということで、大いに歓迎された。馬車に驚いたり、歓迎会で貴女紳士が飛び回ってダンスをする様子がおかしくてならなかったこと、ホテル廊下の絨毯の上を靴で歩くこと、女尊男卑の風俗、に驚きを隠せなかったようだ。しかし、書物で学び得る「電信」「砂糖」の作り方、科学技術のことなどアメリカ側が日本人には分からないだろうと案内してくれることには余り関心を持っていない。書物を通じて、原理を既に知っていたからである。しかし、社会上、政治上、経済上のことになると、少しも分からなかったと述懐している。

典型的な例では、アメリカ建国の父といわれる初代大統領ワシントンの子孫についても、さっぱり分からないことを不思議がっている。当時の日本的な感覚で言えば、一国の指導者だから日本の徳川家康と同じように、子孫も政治上の重要な地位を占めているだろうと考えたのである。要するに、書物に書いてあるような科学的な原理のようなことはかなり理解されていたが、社会上の習慣・風俗などアメリカ人にとって当たり前の日常生活

のこと、つまり文化的なことがさっぱり分からなかったというのである。書籍から得る知識の限界でもある。こうした体験は、その後の福沢を考える上で、かなり重要である。そして、5月にハワイを経て帰国している。

外国旅行は、観察眼の個人差が大きい。ある人にとって、なんでもないことが非常に重要であることがある。問題意識、蓄積された知識の差が、感性の違いとなって現れる。福沢は、この旅で、日本で初めてと言われるウェブスターの辞書 (Webster's Dictionary) を持ち帰っている。

福沢は、25歳の時に東京・築地に蘭学塾(後の慶応義塾)を開いていたが、アメリカ帰国後は、蘭学ではなく主として英語を教えていた。このときは「教えるがごとく、学ぶがごとく」と正直に述懐しているから、先生とはいっても英語理解も十分ではなかった。

この時代の日本では、外国語といえばオランダ語であった。たとえば、1857年に結ばれたアメリカとの「日本国米利堅合衆国條約」では、オランダ語の条文をもって正文としている。アメリカ人は日本語を理解せず、日本人はオランダ語しか分からなかったからである。まことに心細いような「外国語人材」の状況であったのである。

第二回は、1862年1月、29歳の時、今度は遣欧使節の正式メンバーとして幕府に雇われての旅行であった。この旅で、福沢は、香港、シンガポール、インドなどいろいろな港に寄港している。紅海に入ってスエズで上陸し、鉄道エジプトのカイロに行き、そこから地中海を渡りランスのマルセイユに着いている。スエズ運河の完成が1869年だからこの時期は、鉄道しか方法がなかったのである。

ヨーロッパでは、フランス、イギリス、オ

ランダ、ドイツ、ロシア、スペイン、ポルトガルを訪問し、ヨーロッパの文物制度の調査をして、12月に帰国している。1年をかけた旅程であった。この旅では、先に記したように、東南アジア、インド、中近東を経由しており、アジア世界とヨーロッパ世界の異なった文化の比較をする旅でもあった。

筆者は、福沢のその後の「脱亜論」の源流が、この旅の辺りにあったのではないかと思っている。つまり、福沢は1800年代の、西欧に植民地化されたアジアの様子を実際に見ているのである。当時、何の力もない日本が、植民地化されたアジアの国々に対して、何ができるわけでもなかった。それよりもアジアの現実、何よりも日本自身が植民地化されるという危機意識につながったであろうことは容易に推察される。

福沢は、日本にいる外交官が武力を背景に傍若無人な振る舞いをしていたことに憤りを持っていたが、その本国に来て見ると「公明正大」で優しい人もいることに、「開国すべき」との気持ちを確認なものにしている。日本にいる出先外交官の日本に対する蔑視と日本人たちの違いを嗅ぎ分けてもいる。

また、土地の売買が自由であるとの事から、外国人が土地を買い占めてそこに城を築いて大砲を備えたらどうするか、などという珍妙な質問も真面目にしている。

重要なことは、アメリカ旅行と同じように、その国の人たちにとって当たり前で一番分かりやすいことは辞書に載せられておらず、それを理解することが一番難しかったと述懐していることである。その国の人にとって当たり前のこと、それがその文化であり、社会生活を円滑にしている基本である。その国の国民の血となり肉となっている事柄だからこそ

外国人には理解が難しいのである。福沢のこの指摘は、異文化理解の難しさを言い当てている点でも、今日にもなお有効な視点を我々に示している。

第3回は、明治維新1年前の1867年1月から6月までのアメリカ旅行である。徳川幕府の軍艦受取使節の一員であり、福沢にとっては2度目のアメリカ旅行だった。既に34歳になっていた。このとき、多くの洋書を購入している。

清朝の高級官僚であった張之洞には、欧米旅行の経験がない。3回の欧米旅行の経験を持った福沢と、実際の「西洋経験」のない張之洞の違いは、西洋理解のうえで、大きな差異を生じたと考えられる。つまり、西洋の圧倒的な科学技術力に対する切実な危機感が日本にはあった。しかし、中国は大国であり西洋諸国も貿易を求める朝貢国の一つという程度の理解であった。そこに日中の西洋文明の「衝撃」の切実さの差として現われたと私は考える。「中体西用」の考え方にその典型を見ることが出来る。

しかし、「遊学第二」では、若者の海外留学をすすめており、海外留学が有用なものであるとの認識は十分に持っていた。惜しむらくは、高級官僚として、彼自身が海外経験をjする機会には恵まれていなかった。もし、張之洞が西洋の経験をしたとしたら、どのようになっjていただろうかと考えると大変興味深い。

明治維新からわずかに30年足らずの間に、近代的な技術を学び、「強兵」の国を建設した日本モデルは、中国の知識人を驚愕させた。30年というのは、中国でも「一世代」の年数として使われる言葉である。梁啓超、孫文などその時代の日本の空気を吸った知識人は、共

通して「30年」という時間に大きな関心を持ち、日本に追いつき追いつく目標の期間として、をたびたび記述している。100年かかるのでは、少し遠すぎるが、「30年」ならほぼ一世代である。普通の人jが、生きている間に手が届く期間だと考えたのであろう。それが、梁啓超や、孫文が「30年」を強調する意味だと考えられるのである。同じように、張之洞も『勸学篇』益智第一のなかで「三十年内、進境尤速」というように「30」年を一つの区切りとして使っている。

江戸期の鎖国時代によって、日本は海外の窓口を閉じたが、中国とオランダの窓は開かれていた。限られてはいても「中国」との窓口が維持できたことは、海外新知識の導入の多くを「書籍」によってまかなってきた日本にとって幸いなことであった。中国で翻訳されたヨーロッパの書物は、中国人商人の手を経て、日本にもたらされたからである。

鎖国とはいいいながら、1729年に8代将軍徳川吉宗は、宗教関係以外の洋書の禁止をゆるめたため、中国語に翻訳された書物も日本に流れ込んでくるようになった。西洋文化の導入は、徳川吉宗が蘭書輸入の禁を緩めた時期に始まると考えることもできよう。この視点にたてば、その後「蛮社の獄」のような洋書弾圧があったとはいえ、明治維新まで細々ながら150年近い西洋知識導入の蓄積期間があったことになる。吉宗の国家的な功績は、洋書の輸入、購読を認めたことにある。長崎のオランダ通詞は、「話すこと」、「聞くこと」は許されても、「購読」を許されていなかったからである。

中国は、豊かな国であり、西洋が交易を望んでいた国であったから、その気になれば、日本よりはるかに早く西洋文明を取り入れ得

る環境にあった。西洋の書物の翻訳も進められていた。明治維新前の中国は、日本にとって先進国であった。だからこそ、明治維新前には調査団中国に派遣している。

#### 4. 福沢諭吉のマスコミ・出版活用

福沢は、1864年に幕府の外国方翻訳局に雇用され、この傍ら外国の新聞雑誌を翻訳して諸藩の江戸留守居役等に提供して西洋知識の普及に努めている。『西洋事情』の初版もこの時期に出版している。1968年には、幕府の仕事を断っており、以後、明治新政府になっても役人になることは固辞している。役人になることを固辞すると共に、文筆活動に重きを置きながら書物問屋組合に加入して出版業の自営にも着手している。

新聞雑誌関係では、1874年には『民間雑誌』を創刊。1876年に『家庭叢談』創刊。1877年『家庭叢談』を『民間雑誌』と改題し、週間新聞とする。この週刊誌は翌年には日刊紙になるが5月には廃刊した。そして、1882年には、福沢の言論活動の基盤とも言うべき『時事新報』を創刊している。

『時事新報』の発刊に対しても、不偏不党の立場で、政治にも経済にも野心もない自分だからできるという自負心からこの事業実施を決断している。新聞の販売数は多かろうと少なかろうと、他人の世話にもならず、この事業を起こすのも倒すのも自力という信念が背景にある。こうした福沢の信念は、新聞事業、出版事業、教育事業に共通するもので、最初から是非とも永續させなければならぬと考えないこと。倒れることもあろうからそのときは、後悔しないように覚悟をしていると述べ、常に最悪の場合の心構えを持っていた。事業だけでなく、自分の思想についても社会

が之を受け入れなくとも後悔はしないという考え方につながる。もちろん、自分の考えを知ってもらうためには、渾身の努力を傾け田結果のことである。終始一貫「独立自尊」の考え方を貫き通している。

今日的な言い方で言えば、マスコミ（時事新報）の活用、教育（慶応義塾）事業の展開という両輪が、福沢の社会的な啓蒙活動の面で大きな力を発揮している。

こうしたことからわかるように、福沢の『学問のすゝめ』の普及は、いわば一般購読者に支えられて広がったとすれば、張之洞の『勸学篇』は光緒帝がこの本を推薦したことから軍機処に命じて印刷し、各省の総監、巡撫、学制に各一部筒配布したように、朝廷の力を駆りながら上からの迅速な普及が行われたのであった。そして、各地で印刷された総数は、200万部に及んだといわれる。

アメリカ・ニューヨークでも「中国の唯一の希望」という題名で英訳本が出版されたというから、その注目度がかなりのものであったことが理解される。

#### 5. 『学問のすすめ』と双璧をなす中村正直 翻訳の『西国立志編』

明治初期の日本で欠かせない書物は、1871年にイギリスの学者サムエル・スマイルズ（Samuel Smiles）の書いた『Self-Help』を訳した『西国立志編』の翻訳出版である。日本で販売された部数は、100万部を超えたといわれるから、『学問のすゝめ』と双璧をなす明治時代を代表するベストセラーである。

中村正直も、福沢諭吉と同じく下級武士の家に生まれ、幼少の時から儒学を学んだ。福沢より2歳年上で、漢学と同時に蘭学も学ば開国論者でもあった。蘭学から英学に進んだ

ことも福沢とよく似ている。1866年、34歳の時に徳川幕府のイギリス留学生に選抜され、初めて海外生活を経験している。5年の留学予定であったが、明治維新により、途中帰国することになった。

中村は、留学生生活を通じて、イギリスの繁栄が、イギリス人の人格、職業観、忍耐力、独立心によるものであることを理解し、帰国の折にイギリス人の知人から贈られたサムエル・スマイルズ『セルフセルブ』を船中で熟読し、帰国後にこの本の翻訳し、周囲の協力で出版されたものであった。本の自序に「西国の強きは、兵によるというか。これ大いに然からず。それ西国の強きは、人民篤く天道を信ずるによる。人民に自主の権あるによる。」と記している。また「地球の万国、正に学問文藝を持ってあい交わり、用を利し生を厚うするの道、互いにあい資益し、彼此安康、共に副詞を受くべし。此のごとくなれば、すなわち何ぞ強弱を較し、優劣を競うことあらんや」と述べ、学問文藝が世界人類共通のものであることを強調している。こうした、一国という狭い閑雅ではなく、世界を視野に入れた発想が、人びとに受け入れられた一因であろう。

中国でも図書館用の「Libsys」で検索すると、林萬里校訂『自助論』（商務印書館、1928）、塞繆爾・ス萬邁爾斯著『自己拯救自己』（北京燕山出版社、1999）、塞繆爾・ス萬邁爾斯著『自己拯救自己』（中国商業出版社、2004）、塞繆爾・ス萬邁爾斯著『自励』（金城出版社、2004）が確認されたが、1928年版が最も古いというのは、やや解しがたい。張之洞の所論から言えば、「民権」的な発想は受け入れがたいということがあったかもしれない。しかし、英国でも数10万部、日本でも100万部

の大ベストセラーになった本である。

大正時代に活躍した吉野作造（東京大学教授）は「福沢諭吉が明治の青年に『智』の世界を見せたといえるなら、中村敬宇は正に『徳』の世界を見せたものといってよい」と、両者の違いと役割を述べている。いわば、この両書は、密接不可分の関係にあったと解説している。『西国立志編』の内容は次のとおりであった。『学問のすゝめ』にくらべると、やや実務的、具体的で分かりやすい。

- 第一編 邦国及び人民のみずから助くることを論ず
- 第二編 新機器を發明創造する人を論ず
- 第三編 陶工三大家、すなわちパリッシー、ベットガー、ウエッジウッド
- 第四編 勤勉にして心を用うること、および恒久に耐えて業をなすことを論ず
- 第五編 幫助、すなわち機会を論ず、ならびに芸業を勉修することを論ず
- 第六編 芸業を勉修する人を論ず
- 第七編 貴爵の家を創めたる人を論ず
- 第八編 鋼毅を論ず
- 第九編 職事を務むる人を論ず
- 第十編 金銭の当然の用、およびその妄用を論ず
- 第十一編 みずから修むることを論ず、ならびに難易を論ず
- 第十二編 儀範（また典型という）を論ず
- 第十三編 品行を論ず、すなわち真正の君子を論ず

#### 4. 日中『勸学編』普及の相違

時代の変化を感じ、若者に期待をかけ、若者も指導的な知識人の思いに感応する。時代が大きな変化する時期は、その変化への対応が個人にとっても国にとっても成否を分ける。

とりわけ指導者にとって重要なことは、変化の時代において人々に的確な「方向」を与えられるかどうか。それが、英明な指導者と、凡庸な指導者とを分ける。なぜなら、「偉大とは方向を与える」ことであるからである。

福沢諭吉の『学問のすすめ』は、1872年から76年にかけて出版されて全17編からなり、発行部数は70万冊といわれる。初編の発行部数は、真・偽版を含め22万部が売れたというから国民の160人に一人が、この書を読んだことになる。

伊原澤周は、『学問のすゝめ』の要点を、1)一身独立して一国独立すること。2)社会契約説の論弁、3)儒教に対する批判、の3点にまとめ、その根本理念が、幕末から明治にかけて日本に脅迫と制圧を加えつつある欧米諸国に対する、日本民族の独立と国権確立の要求にあったとする<sup>(6)</sup>。

福沢の『学問のすゝめ』にある「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」という「独立不羈の精神」こそ、江戸期から明治期を生きた人たちを突き動かす原動力であった。

福沢が『学問のすゝめ』で、書いた比喻は、非常にわかりやすい。例えば、賢人と愚人の別は、「学ぶと学ばざるとによってできる」と明快である。世の中には、難しい仕事と易い仕事があって、「難しい仕事をする人は身分の重い人で、易い仕事をする人は身分の軽い人だ」と、明確にその「差」を断じていく。しかし、人は生まれながらに富貴・貴賤があるわけではなく、学問をするかどうかによって分かれる。だからといって、漢学者や和学者が、難しい字を知っていたり、解し難い古文を読んだり書いたりすることを評価しない。訓詁の学問は「実」がなく、日常の役に立たないと明言する。

学問とは、「人間普通日用に近き実学」のことだと福沢はいう。また、「分限」の大切さを指摘する。「分限」とは、天の道理に基づき、人の情に従い、他人の妨げをしないで我が一身の自由を達することである。日本でも西欧諸国でも、同じ天地の間において同じ日輪に照らされ、同じ月を眺め、空気をともにしているのだから、彼に余るものは我に取り、相教え、相学び、天理人道に従っていけばいいという。利のためには、アフリカの国奴にも恐れ入り、道のためにはイギリス・アメリカの軍艦を恐れず、国の恥辱とあらば国民こそ、命を捨てて国の威光を落とさないのが、一国の自由独立だ、と明言する。

「分限」を知らないケースとして、中国が取り上げられている。つまり、中国は、「わが国よりほかに国なきがごとく、外人を見れば夷狄夷狄と唱え、四足にて歩く畜類のようにこれを賤しめこれを嫌い、自国の力をも計らずしてみだりに外国人を追い払わんとする」が、それは「分限」を知らないからだ、と、手厳しい。

永年、士農工商という階層社会の発想になれた日本人にとって、「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」との万人平等の言葉は、新鮮であったに違いない。

一方、清末の張之洞は、福沢から後れること20年、『勸学編』を書き、これも当時の青年に大きな影響を与えた。『勸学編』は内篇(9篇)と外篇(15編)に分かれており、内篇は本を努めて人心を正し、外篇は通に努めて気風を開くこと、に重点が置かれている。外篇のなかに教育関係の游学篇(外国留学)があり、「時勢を明らかにし、志気を伸ばし、見聞を広め、才知を増すには、外国に留学するのがもっともよい方法である(明時勢、長志気、拓見聞、増才智、非游歴外為功也)」と、留学

の効用を述べている。

張之洞は、科挙の試験に合格し清朝を支えた洋務派の超エリート官僚であり、その思想は儒教を基本とし西洋の思想を取り入れるという「中体西用」の考え方であった。「中体西用」によって、清末の国難を乗り越えるというものであった。背景には、民権が伸長すれば反乱が起き、体制が危うくなるとの危機意識があった。何よりの違いは、科挙の制度は、古典の教つまりは四書五教（四書=大学、中庸、論語、孟子。五経=易経、書経、詩経、礼記、春秋）の知識が重要なものとされた。いわば完成した儒教=聖人の教えをひたすら学ぶことによって、国を治める高級官僚になることができたのであった。完成した教典であるから、後はひたすらこれを暗記し、科挙の答案論文に使用された「八股文<sup>(8)</sup>」を磨くことに時間が費やされた。科挙育ちの張之洞が、儒教を放擲するはずもないが、それでも儒教だけではまずいという時代認識が、「中体西用」という折衷的な考えになったといえよう。

そこが、福沢諭吉の考え方と大きく異なる点だった。伊原澤周は、張之洞の思想の背景には、1)建的君主の独裁体制の崩壊を救い、2)康有為、梁啓超らの急進的維新変革論を阻止する、というきわめて政治的な狙いがこめられていたと指摘している。特に、康有為らは青年皇帝・光緒帝を擁しての急進的な変法自強運動を行ったが、この動きに対する洋務派（守旧派）の危機感は強く、西太后らの戊戌政変によって改革運動は、敗れ去った。

それでも張之洞の著した『勸学編』は、急進的な光緒帝と変法派によって地方官に頒布されたがそれは地方官の中に新政支持層を固める戦略があったこともあって、大きな反響を呼んだ。中国各地では、さらに復刻されて

200 版にも達し、発行部数は計り知れなかったといわれる。日清戦争に敗れたことによるショックと知識を海外に求めて中国の自強を図るという学制改革、留学生派遣などの実際的な提案が清末の新しい動きを作ったことは間違いない。国内改革の提案が、自強を渴望する国民の心に、影響をあたえたのであった。

日清戦争で4億人の大国である清国が人口3,500万人の日本に敗れ、下関条約によって、領土の割譲と巨額の賠償金支払いを余儀なくされた。この現実には、中国人は困惑、憤慨、傷心の渦中に投げ込まれたのであった。その怒りは、まもなく、なぜ時間と金を賭けた洋務運動がうまくいかなかったのか。10数年も訓練した北洋艦隊が、なぜもろくも砕け散ったのか、という反省へとつながった。「洋務運動」が失敗したことのショックが大きかったのである。そこから、中国と同じ農耕社会であった日本が、どうして突然強大になったのか、という自省に眼が向き、日本と中国の比較を始めるにいたったのであった。日中の長い歴史の中で、中国が初めて日本を学ぶべき国として眼を向けたのであった。およそ30年で一躍資本主義強国となった日本をみて、中国の知識人は、富国のためには日本に学ぶしかない。日本のような維新変法をしなければならぬ。中国を救う道はこれしかないという覚悟を決めたのであった。

日清戦争の敗北を恥辱と考えたことが、中国の近代的な教育制度に対する反省となった。

そして、1)普通教育のほかに実業教育をする、2)広く学堂（学校）を設立する、3)科挙の試験制度を改革する（一発勝負の方式の変更）、4)西洋の技術などを取り入れるために広く海外の資料、文献翻訳を奨励する、5)新聞を作り、読む、6)新学、旧学をあわせて学ぶ、

8)海外に留学生と視察団を派遣する、という改革へとつながっていった。

福沢は、張之洞の2歳年上であり、ともに「西洋の衝撃」という新しい時代の風波を受けて成長した年代でもあった。福沢は、学問的基礎を漢学によって得ている。科挙をめざした張之洞とは同レベルではなかったであろうが、儒教の世界を知っていた点では、共通的な教養を持っていた人であった。しかし、福沢は、蘭学を学ぶことによって、漢学の世界から離脱した。訓詁学的な学問より、実用的な西学に惹かれたのである。

#### 終わりに

早稲田大学教授だった実藤恵秀は、中国が西洋文化の導入に遅れたのは、中国が優れた文化を持っていたことにあるとする<sup>(7)</sup>。つまり、西洋人が中国を訪れるようになったのは、中国文化を慕って来たを受け止め、西洋文明を低く見ていたことにその原因を求めている。いわゆる「中華思想」である。例えば、1549年に日本最初のキリスト教伝道者として来日したフランシスコ・ザビエルは日本に来てから、日本文化が強く中国の影響を受けていること。日本人が中国人を尊敬していることを知り、そうであるなら、中国人がキリスト教を信仰すれば、日本人もそれに従うと考えて、日本を離れて中国での布教活動を願望した。しかし、結果的に病に倒れてそれは実現しなかった。西洋から中国に来た宣教師は著名な宣教師だけでも92名もいた。彼らの多くは中国に骨をうずめ、漢字で書かれた著書が211種もあった<sup>(7)</sup>。キリスト教布教の取り組みが、いかに本格的であったかが分かるのである。

中国が西洋文化に関心を持ったから西洋が

接近したのではなく、西洋の方が中国に大きな関心をもって接近してきたという基本関係は、日本と正反対である。しかし、そのことが「変化」する世界への認識、対応を誤らせ、中国の近代化を遅らせた一因となった。

文明の中心としての中国の自負心、それは東アジアで通用したが、アヘン戦争によってもろくも破綻し、日清戦争によって深刻な見直しを迫られるようになった。そして、日露戦争によって、初めて日本に対する認識を改めた。日清戦争だけでは、中国が日本の近代化の実相に眼を向けることはなかったかもしれない。日露戦争に日本が勝利したことによって、初めて明治維新の改革が、「日本の力」を作ったことを再確認したのであった。数多くの清国留学生が、日本を留学先に選ぶようになったのは、日露戦争後であった事実が、そのことをよく示している。

近代になって、日本留学から帰国した中国留学生たちは、清末から辛亥革命期に大きな役割を果たした。明治初期の第1回清国留学生13名のうち4名は、日本到着後2~3週間で帰国した。理由の第1は「辮髪」姿が、日本の子供たちの遠慮のないからかいの対象となり、それを侮辱と感じたこと。第2に、食事が口に合わず体が弱っていったこと。食べ物の方は、その後、中国留学生の増加によって中国料理店が増えていき、日本の食習慣にも影響を与えたきっかけになった。留学生が感じた異文化衝突・異文化ショックは、両国が言われるような「同文同種」同士の間柄でないからこそ起こったのであった。

中国の辮髪、日本の丁髷という「髪形」の相違は、外見からよくわかるからどこでも好奇の対象になった。江戸末期に高杉晋作が上海に行ったときも、おびたしい人々に取り

囲まれて閉口したという<sup>(9)</sup>。和服に、丁髷、大小の刀が余計人目を引き、日本人が清国人の辮髪を見て抱腹絶倒すれば、相手も負けじとばかりに日本人の頭を指差して腹を抱えて大笑いする。そんな日清双方の習俗の相違が生んだ光景があった。

日清戦争後の1896年にはわずか13名であった留学生が、6年後には609名になり、8年後には1,300人、10年後には実に12,000名といわれるように、急激に増加した。

日中両国の『勸学篇』は、近代における日中の留学生交流や文化交流に大きな役割を果たしたことは、特筆大書すべきことであった。そして、同じ西洋文明の「衝撃波」を受けるながら両国の対応が異なったのは、大国中国にとっての「衝撃波」と小国日本にとっての「衝撃波」の受け止め方に大きな「切実感」の差異があったからであった。

[注]

- (1) 福澤諭吉『学問のすすめ』岩波書店、1967年。
- (2) 張之洞『勸学編』中州古籍出版、1998年。
- (3) サミュエル・スマイルズ著、中村敬宇訳『西国立志編』(講談社、1981)
- (4) 福澤諭吉『福翁自伝』岩波書店、1967年
- (5) 福澤諭吉著、群力訳『勸学篇』商務印書館、1958
- (6) 伊原澤周『中国と日本における西洋文化摂取論』(汲古書院、1999年) 27頁
- (7) さねとうけいしゅう『中国人日本留学史』(くろしお出版、1960年) 16-17頁。
- (8) 中国明初から清末の「科挙」の答案論文に用いられた文体。四書五経の句を題し出し、対句法によって破承、起講、入題、

起股、虚股、中股、後股、結束の8部形式に構成して論述するもの。

- (9) 宮永孝『高杉晋作の上海報告』(新人物往来社、1995年) 73頁。

# 学会大会報告

## 学会大会報告

日本国際情報学会  
理事 村上 恒夫

10月25日、総会では佐々木理事により論文投稿の解説がありました。人事に関しては、橋本理事が退会され、増子事務局長、坊農氏が新理事に任命されました。また、IT運営委員会(坊農・岡本氏)が発足いたしました。午後から講演、26日は学会員による研究発表が行われました。

### 10月25日(土)総会及び講演会 市ヶ谷・日大会館701号室

- 11:30~12:00 総会
- 13:00~14:00 岩田元一氏(環境省)「行政と双方向型情報システム - 環境分野を例に」
- 14:30~15:30 高綱博文氏(日本大学)「最後の上海日本人居留民社会」
- 16:00~17:00 青野由利氏(毎日新聞社)「科学記者からみたメディアの諸相(仮題)」

### 10月26日(日)研究発表大会 市ヶ谷・日大会館701号室

- 10:00~10:30 坊農豊彦氏「CMSで実現する教育情報提供システム」
- 10:45~11:45 特別講演 星亮一氏「満州歴史街道」
- 13:00~13:30 寺井融氏「日本における社民政党 民社党の光と影」
- 13:45~14:15 立石佳代氏「後発医薬品の普及促進に向けての課題」
- 14:30~15:00 斎藤千絵氏「ラップ・ミュージックの語りにみる可能性」
- 15:15~15:45 安保克也氏「インターネットと人権」
- 16:00~16:30 長谷川昌昭氏「脅威的な自動車爆弾テロの頻発・手法・歴史そして対処技法の生活化一(案)  
「自動車爆弾」「ウェブсайт」の時代を迎えて - 半蔵門から皇居へ現実の実態  
「貧者の空軍」と言われる所以と予兆把握対処の生活化を提言
- 16:30~16:45 講評



特別講演 星亮一氏「満州歴史街道」より

# 研究ノート

日本大学大学院総合社会情報研究科  
情報人間社会科学研究会  
西尾 安正 (会員)

## 1. 研究テーマ 「沖縄近現代思想史」

学部時代より沖縄の米軍基地問題に興味を持ち、卒業論文も同テーマを取り上げて執筆した。その結果、さらに掘り下げて研究をしてみたくなり、大学院では基地問題を沖縄の近現代史の面から、特に政治思想あるいは社会思想を切り口として捉えようと試みた。

そのようなプロセスを経て完成した修士論文のテーマが「沖縄近現代思想史に関する一考察 - 反復帰論と新同化主義 - 」である。

## 2. 修士論文の内容

沖縄米軍基地問題の象徴とされる「普天間飛行場の移設問題」が迷走する中で垣間見えた複雑な沖縄県民感情、特に「米軍基地の県内たらい回し」に対する根強い抵抗運動を展開する市民と、一方で「米軍基地の経済的活用」を唱え、「米軍基地の存在を前提」として、沖縄の将来像を探ろうとする「沖縄イニシアティブ」という提言をぶち上げた沖縄県知事ブレーンとの深刻な対立の構図の意味することは何なのか。そこに「基地問題の本質」が隠されているのではないか。そうした問題意識に立ち、沖縄の近現代史、とりわけ思想史の面からの分析を試みた。

修士論文では、まず通史としての沖縄近現代史を俯瞰的に捉えた上で、具体的に近現代思想史を大きく二つの流れに分けて分析した。まず「琉球独立論」と「日本への復帰論」、さらに「復帰論」に対する「反復帰論」が登場するまでを一つの思想潮流として捉え、一方で「復帰論」の理論的支柱である伊波普猷の「日琉同祖論」とそうした同化主義の象徴としての「沖縄イニシアティブ」提言の登場までをもう一つの思想潮流として位置づけ、二つの思想潮流を対比して分析した。

以上の経緯から、沖縄の将来像(グランドデザイン)を描く上で欠くことのできない思想潮流としての「反復帰論」と「新同化主義」という二つのキーワードを導き出すとともに、具体的に米軍基地問題との関連性を分析し、なおかつ基地問題の本質と現状、さらに今後の展望をふまえて、「沖縄人にとっての望ましい未来」についても考察を試みた。

## 3. 修士論文における研究成果

「反復帰論」と「新同化主義」(沖縄イニシアティブ)という二つの思想潮流を対比した場

合、いずれもその実現性には困難が伴うと言わざるをえない。すなわち、「沖縄イニシアティブ」の骨子となっていた「米軍基地の積極的評価」は、かえって在沖米軍基地の戦略的重要性を再認識させることになってしまったし、「反復帰論」の骨子となっている「国家としての枠組から解放されて生きる共生空間」を創るためには、日本からの分離・独立を目指すことになり、いずれもその実現には困難を伴う。

しかし世界に目を向ければ、「アイルランド人の独立運動」やイスラエルという「ユダヤ人国家建設」などに代表されるように、民族の自立を目指そうとする営みは現代に至るまで絶えることなく続いている。

また、EU やアジアにおける共同体構想は、「国民国家の枠組」を曖昧にしつつある 21 世紀の現状を象徴しているし、「分離・独立」までいかなくとも中国と香港のような「一国二制度」といった新たな枠組も誕生している。

そうした状況を鑑みれば、沖縄の場合にもこれまでの常識にとらわれない新しい発想が生み出される可能性を秘めているといえる。

#### 4. 今後の研究課題

まず今後の研究課題として考えているのは、修士論文で導き出した「反復帰論」と「新同化主義」という、沖縄内部における二大思想潮流のその後の推移を継続して分析していくことである。この点は米軍基地問題の行方と直接リンクしてくるので重要になる。

それ以外には、日本国内の政治状況が沖縄に及ぼす影響について考察してみたい。例えば、近い将来導入されるであろう「道州制」は、沖縄の将来像(グランドデザイン)を考える上で重要なポイントになると思われる。

また、こうした「地方分権」への流れが一層進んだ場合、地方の「経済的な自立」という問題が新たにクローズアップされてくる。特に、沖縄のような基幹産業をもたない島嶼地域にとっては、経済的自立は喫緊の課題となるだけに、こうした経済的側面からの分析も今後進めていきたい。

以上

日本大学大学院総合社会情報研究科  
情報人間社会科学研究会  
坊農 豊彦 (会員)

## 自己創出的なシステム思想

人間中心の能力を広げる事は「分析能力」や「情報処理能力」だけを取り上げても困難である。人間中心とした能力を広げるための独創性やイノベーションを生み出すには自分自身の感覚や知覚を総動員する必要がある。そこで人間中心としたシステム思想に着目した。

人間を中心にしたときのシステム思想の方法は、まず人間でなければ高めることが出来ない能力として、発見と自己表現がある。発見と自己表現は誰しも備わっているものであり、あとはどう引き出すかである。古典的な考えとしての情報は、伝達の道具である。インターネットの時代になり、その情報ネットワーク網は地球規模で広がっている。インターネットの通信経路では、送信側(入力)と受信側(出力)は外部から与えた常に一定の経路条件ではなく、システム内で、その都度、その都度の創り出す行動が連綿と続いて全体が形成されていくという仕組みを持っている。ここで、創出するシステム思想を取り入れて考えてみたい。

自己創出の考え方としてオートポイエーシス論がある。このオートポイエーシス (autopoiesis) は、1970年代にチリの生物学者ウンベルト・マトゥラーナとフランシスコ・バレーラにより、提唱された自己創出系的なシステムであり、古代ギリシアでアリストテレスが「テオリア(観照・学問知識) プラクシス(社会哲学・倫理学) ポイエーシス(制作)」という概念を設定したが、そのポイエーシスに注目して、そこにオート(自己)を接合させた造語である。

河本英夫<sup>i</sup>はオートポイエーシスの大きな発想として、「全体的なもの」と「分析的なもの」を同時に組み合わせることで、その都度必要な集合が形成されていくような仕組みであるとしている。人間や機械は、ある効率的な回路が習慣的な回路で自動化する制約で動いてしまっているので、新しいものを創出する、自己表現するためのシステム思想を考える上で、この自動化する回路を緩める必要がある。その上で改めて自分自身の感覚や知覚について検討してみたい。

### 【参考文献】

<sup>2</sup>科学技術と自律社会 vol.2』ヒューマンルネッサンス研究所、2008.5

マトゥラーナ、ヴァレーラ『オートポイエーシス 生命システムとは何か』河本英夫訳、国文社、1991

---

<sup>i</sup> 河本英夫 - オートポイエーシスの専門家 東洋大学文学部教授 主な著作 「オートポイエーシス—第三世代システム」

日本大学大学院総合社会情報研究科  
文化情報修士 山本勝久

< 白詩における口語についての一考察 >

(1) はじめに

中国古典詩においては、本来、文言(文語)が用いられる。しかし、唐代に入ると詩中に口語が混入してくるようになる。ことに白居易の詩においてその傾向が顕著にみられる。本研究では、白詩における口語の事例をとりあげ、唐代資料たる「敦煌変文」や『遊仙窟』等と比較することによって、口語を用いる意味について検討していきたい。

(2) 白詩の具体例

A) 禁

老思不禁春 風光照眼新 (「感春」)

志村良治「中古漢語の語法と語彙」(『中国文化叢書』1言語)によると、「禁」は禁ずる(去声)・とどめる(平声)から、たえる意味の動詞として唐代にもちいられる」と指摘されている。また、太田辰夫『中国語歴史文法』によると、「禁止の意味が消極的に轉じて耐えるの意味になった」とし、「可能」をあらわす補動詞に分類している。

張相の『詩詞曲語辭匯釋』(上册)には、第五條に「禁、願樂之辭、此爲耐義之引伸」とある。

よって、白詩のこの句は「老思 春に禁(た)えず 風光 眼を照らして新たなり」と訓めよう。

B) 慙愧

病肺慙盃滿 衰眼忌鏡明 (「潯陽歲晚、寄元八郎・庾三十三員外」)

蔣禮鴻『敦煌變文字義通釋』には「“慙愧”二字用作感謝講、唐宋人用例很多」とある。入矢義高監修・古賀英彦編著『禪語辭典』では「感嘆詞」的とし、「唐代から元末まで一般に用いられた俗語。文語の用例ではない」と指摘する。『諸録俗語解』では「ありがたや」「かたじけなや」の意なり。本義にては通ぜず」としている。

敦煌変文のひとつ「醜女縁起」に「公主因佛端正、事須慙謝大聖」の用例がある。これについては、入矢義高が「王女は仏の恵みにて端正となるを得たり 必ず大聖に奉謝すべし」(『仏教文学集』)と訳している。

上にあげた白詩では「慙」一字であるが、「慙愧」と同じと考えてよい。この詩句は「肺患の身には酒だけがありがたく思われるが、衰顔の身には明鏡に自分を写すこともはばかられる」と解釈することができよう。

参考文献

- (1) 塩見邦彦 『唐詩口語の研究』 中国書店 1994年
- (2) 牛島徳治他 『中国文化叢書 1 言語』 大修館書店 1967年

- (3) 金岡照光 『敦煌文献と中国文学』 五曜書房 2000年
- (4) 蔣禮鴻 『敦煌變文字義通釋』 上海古籍出版社 1997年(増補定本)
- (5) 入矢義高編 『仏教文学集』(中国古典文学大系) 平凡社 1975年
- (6) 入矢義高監修 古賀英彦編著 『禅語辞典』 思文閣 1991年
- (7) 芳澤勝弘編注 『諸録俗語解』 禅文化研究所 1991年
- (8) 張相 『詩詞曲語辭匯釋』 中華書局 1953年
- (9) 太田辰夫 『中国語歴史文法』 江南書院 1958年
- (10) 下定雅弘 「白詩は杜詩の口語をどのようにとりいれたか？」  
『白居易研究年報』第4号 勉誠出版 2003年
- (11) 入矢義高 「白居易の口語表現」(『白居易研究講座』1) 勉誠社 1993年

## 文学をもちいた日本人的なスピリチュアルケアの探求

### 1 スピリチュアルケアとは何か

スピリチュアリティとは、人生の目的や生きる意味、人間を超えたもの（超越的存在）との関連性を見出すものであると考えられている。また「ケア」とは、「もっとも深い意味で、その人が成長すること、自己実現することをたすけることである」(M・メイヤロフ『ケアの本質』p.13)と述べられている。

したがって、「スピリチュアルケア」とは、ケアする者とケアされる者との相互関係において、「いかにによりよく社会の中で私として生きぬくか」という探求の過程であり、「より深い自己」への気づきをもたらすものであると考える。

### 2 スピリチュアルケアと日本人的感觉

#### 【ある患者の事例をもとに】

私は10年近く前、肝臓癌のある患者(A氏)に出会った。A氏は50歳代の男性で、「バブル期には不動産業をしていて豪遊した」というのが出会った日の会話だった。しかし、バブル崩壊と共に多額の借金を抱え、同年、脳梗塞を発病し働くことが困難となった。また、その後肝硬変が見つかり、経済・社会的地位・健康・妻のすべてを失った。A氏の口癖は「いつ死んでもええ」だった。しかし、A氏が生体肝移植の情報を得ると「生きたい」とおっしゃった。肝臓の一部は妹からもらう。妹の身にリスクを伴うことを知りながらもA氏の選択であった。結果的には、A氏の肝硬変は肝臓癌へと移行し、癌の進行もはや移植手術を断念せざるを得ない状況となった。またその後A氏は転院され、どのような経過をたどられたかは不明のままである。

今もなお、看護師の私ができたことは何だったのかと悩む。一ついえることは、A氏自身が歩んできた人生を肯定的に受け入れ、現実の苦悩が過去の豪遊によるツケであるという考えから解放され、一步一步死に向かう朝でさえ、覚めたとき「今日も生きていた」という偶然に感謝できる安寧を得られるよう支援することだった。

「死」は医療や看護の敗北ではなく、ましてや人間の敗北でもない。「死」そのものなのである。「ありがとう」と言って手をとりながら微笑むように亡くられる方も、唇を噛み切らんばかりに苦しんで亡くられる方も、どちらとも「死」である。「死」は、「あるが如くおかれているあり方」であり、あるがままに受け入れるしかない。それでもなお、安寧な死にこだわるのもまた人間ゆえである。

万葉集、柿本人麻呂の『秋山の黄葉を茂み惑ひぬる妹を求めむ山道しらずも』では、

「黄葉」のように散ってしまった妻を探し求めようにも、秋の山は黄葉が散りつもり山道さえわからない様子を歌っている。人の生と死の境界のそのはかなさ、あっけなさは、まるで黄葉が音を立てることなく枝からはなれて散り行くその瞬間のようであることを想像させる。そしてまた、残されて生きている旅人（柿本人麻呂）が、黄葉となり散り去った落ち葉を踏みながら迷っている。黄葉と落ち葉という無常に対し、かさかさとして落ち葉を踏み迷走する旅人の躍動感が生と死を感じさせる。そしてこの世で幾度この光景が繰り返され、脈々と続いてきたことか。A氏も私も、この光景のいずれのパーツにもなり得る。個人の命は、持続という連続性の一つであるのだからだ。そしてこの自然な連続性の考えは、まさに日本人的感觉ではないかと筆者は捉えている。窪寺は、超越的存在としての外的他者と、究極的存在としての内的自己を二極としてスピリチュアリティの覚醒を説明しているが、まさにその「外的他者」と「内的自己」の連続的な相互関係に日本人的なスピリチュアルケアがあると考えている。

### 3 鷗外の述べるスピリチャル

鷗外は『かのように』のなかで、「祖先の霊があるかのように背後を顧みて、祖先崇拜をして、義務があるかのように、徳義の道を踏んで、前途に光明を見て進んでいく」（『かのように』 p.141）と述べ、きわめて人間的な本質（自然）を言い表している。また、「事実と事実がごろごろ転がっていてもしょうがない。それを結び付けて考えようとすると、厭でも或る物を土台としなくてはならない。その土台が例のかのようにだ」（p.138）という。つまり、鷗外は、日本人的な感性の中に、まるで何かがあるかのように、人々の真髄に根ざしているものがあると述べている。

筆者はこのまるであるかのように根ざしている真髄を日本人的なスピリチュアルと考えている。

### 4 漱石が述べる自己探求

日本人的なスピリチュアルケアは、終末期のケア場面のみには存在するわけではない。漱石の『門』では、宗助と御米が中年危機に陥ったことを契機に今までの人生を振り返り、それまで支えてきた価値観を改めて問い直し、本当の自分らしい生き方とは何かを突き詰め模索する姿を描き出している。主人公は自己探求の迷走の果てに、「天の事」の存在に気づいている。

しかし厄介なことに、ただ平凡な日常生活を繰り返し、あたかもそれが永遠であるかのような暮らしの中では、人間を超えるものの存在に気づかされることはない。人間の暮らしに埋没していても、人間として暮らしていける人間界にすぎないからである。だが、人間が自己の存在そのものが問われるような苦難やピンチに出会ったとき、今見えている世界からの逸脱が必要となる。つまり、日常の価値が否定され、自己の無知や無能さを露呈され、煩悩にまみれていたことに辱められ、自己の世界の限界に気づかされ、「超越的存在」としての他者を知るのである。そして、ようやくその他者

に対し、「より深い自己」に気づかされるのである。

筆者は、漱石の文学の中に登場する「葛藤」や「自己探求」は、人間として社会の中で生き抜くために、「より深い自己」に出会う過程であると考え。つまり、日本人的な人間対人間におけるスピリチュアルケアの過程といえるのである。

#### 5 現在社会におけるスピリチュアルケアの必要性

現在は、大量生産・最大効率・情報社会にくわえ、人間関係の希薄化、コミュニティの崩壊という現象によって、自己を空洞化させている。「われわれ」という集団アイデンティティも「われ」という自己のアイデンティティも拡散したのでは、人が何をめざし生きていけばよいのか迷走するのは当然である。

したがって、現在を生きるわれわれは、これらの社会背景と日本人特有の文化や感性を今一度受け入れ、人と人との関係性の中で、「より深い自己」に出会っていくことが重要である。人と人との互いが「より深い自己」に出会うということは、それぞれがもって生まれた生来の資質を開花させるチャンスに出会うことに通じる。とりもなおさず、この人と人との関係性が、筆者が考える日本人的な「スピリチュアルケア」を意味しているのである。

#### 参考文献

1. M・メイヤロフ著 田村真・向野宣之 訳『ケアの本質』ゆるみ出版.2005
2. 窪寺 俊之著 『スピリチュアルケア学概説』三輪書店.2005
3. 清川 妙著 『清川妙の万葉集』集英社.1995
4. 森鷗外 『阿部一族・舞姫』(岩波文庫)岩波書店.2004
5. 夏目漱石 『門』(岩波文庫)岩波書店.1992

## 書 評

日本大学大学院総合社会情報研究科  
中国事情研究会  
増子 保志 (会員)

## 書評

島田裕巳『新宗教ビジネス』講談社、2008年10月1日刊

ISBN978-4-06-282095-0

創価学会や真如苑、立正佼成会などいわゆる新宗教といわれる宗教団体は、モノやサービスを売っているわけでもないのに、一体どのような方法でもれなく効率的に、金を集めているのであろうか？新宗教団体の本殿などは巨大な建築物が多く、国宝級美術品の収集で名を馳せる教団も多く存在する。最近では某団体が十数億円で仏像を落札しており、新宗教教団の巨大な財力を裏付けている。新宗教はそんなに儲かるものなのであろうか？

この本で著者は新宗教教団の集金方法という視点から「宗教と金」の問題をアプローチしている。新宗教教団の集金方法を「ブック・クラブ」型（創価学会）、「献金」型（天理教）、「スーパー・コンビニ」型（阿含宗）、「家元制度」型（真如苑）という、4つのビジネスモデルに分類し、考察を行っている。

「ブック・クラブ」型とは、いわゆるメディアミックス手法での集金形態である。いわゆる開祖や教祖の本を大量に、かつ定期的に販売し、新聞や会誌などの発行というメディアを利用して宣伝を行い、金を集める形態である。「献金」型とは読んで字のごとし、いわゆる「お布施」の形態である。「スーパー・コンビニ」型とは、薄利多売型、すなわち護摩や祈願などを安価にし、さまざまな名目で信者の金が教団に入っていくように工夫されている。

これら新宗教に共通している点は、月額年会費などは安く、祈祷や供養などの費用も法外な価格ではなく、低額に抑えることで、信者が容易に金を支払えるようになっている事である。

既成宗教であれば歴史や伝統もあり、すでに安定した地位を築き上げていて、その宗教を維持運営する金を集めるためのシステムが確立されている。それに対して、新宗教の場合には、歴史も浅く、伝統もない。さらに信者に関しても新宗教の信者は基本的に中下層階級であり、決して富裕層ではない。

宗教団体が存在するからといって、自動的に金が入ってくるわけではない。宗教団体の信者が何らかの形で金を出してくれなければ、収入は確保されず、その団体を維持することは不可能である。

信者全体が平等に金を出すシステムを作り上げなければ、安定した収入は見込めない。そこで新宗教では、信者が金を出す行為を、単にメンバーとしての負担として位置づけるのではなく、そこに宗教的な意味づけを与えることによって、より積極的に金を出させるように仕向けていく。

宗教それ自体を考えた場合、金儲けを禁止している宗教は見当たらない。例えば、モーゼの十戒には、殺人や姦淫、窃盗に対する戒めはあるものの、金儲けに対する戒めはない。仏教においても同様である。

宗教法人法は、基本的に「性善説」の立場に立っている。国民の道徳基盤を支える宗教は、法に反するような行為に及ぶことはないということが前提となっている。

しかしながら、新宗教が採用する布教方法や集金システムは「ネットワークビジネス」や「マルチ商法」に取り入れられている。そこでは、一定の商品が販売されるが、新宗教と同様に、売り手と買い手は固定されず、商品を購入した買い手が売り手に変貌していくところに特徴がある。多くの場合、新宗教に入信するのは、他者からの働きかけや信者からの勧誘、布教を受けたときである。新宗教の場合には、勧誘されて信者になった人間が、今度は自分が布教師となって勧誘を行っても、経済的な利益を得られるわけではない。勧誘した人間の数が多いからといって、教団から報奨金がでるわけではない。にもかかわらず、教団としては信者が勧誘に邁進するおかげで、安易に集金が可能であり、勧誘した人間は、あたかも人を救ったかのように感じ、満足感を得ることができ、かくして信者による勧誘は繰り返され、教団は発展していく。

著者は独自の観点で4つのビジネスモデルに分けてはいるが、宗教法人という性格もあってか、明確なデータに基づいて分類したものではなく、著者の経験に基づいた恣意的な部分も散見される。

つまるところ、新宗教において最も重要な集金方法は、宗教的な意味づけで信者から金を出させる「献金」であり、4つのビジネスモデルに共通するのは、団体によって独自の名前をもつ「献金」システムである。

いかなるビジネスモデルに分けようとも、新宗教団体は「信仰」という名の「商品」を売って新たな売り手を生み出し、教団は発展しているのである。

大阪国際大学現代社会学部法律政策学科  
安保克也 (会員)

## 書評

伊藤郁男編集、黒沢博道編集『民社党の光と影--元党本部書記局員による民社党研究論集--』(富士社会教育センター)2008年7月刊

本書が発刊された時に、戦後の日本政治で唯一健全野党と呼べるのは、民社党だけだったのではないだろうかと思った。民社党ほど国民の生活を考え、国防や憲法問題などタブーなき挑戦をした割には、多くの国民にその声は届かなかった政党も珍しいのである。その理由はあるにせよ、民社党の果たした仕事を我々は忘れてはならないである。

民社党は二大政党ブームの流れの中で、その輝きは消えていた。今日、時代のいたずらで、もし民社党が存在すれば、おそらく自民党、民主党の支持に飽き足らない大半の層が民社党ともに投票し、民社党ブームが到来したかもしれない、と考えるのは私だけだろうか。もしくは、政界再編の軸になったかもしれないと。とにかく、解党が早過ぎたことが惜しまれる政党である。

花岡信昭は、「民社党は国益重視を打ち出し、防衛力整備や憲法改正の必要性まで主張、現実的な国民政党を目指した。自民党一辺倒だった財界も健全野党として民社党を認め、献金の対象としたのである<sup>(1)</sup>」と語る。

田母神俊雄前航空幕僚長が、日本の侵略行為を正当化する論文を発表し、防衛省は同氏を解任、定年退職としたというニュースを聞いて、最初に脳裏に浮かんだのは故栗栖弘臣元統合幕僚会議議長のことであった。有事法制の早期整備を促す“超法規発言”を行ったとして、金丸信防衛庁長官に事実上解任され、その後、民社党(参院選東京地方区)から出馬をした。惜しくも議席は獲得には至らなかったが、栗栖の名誉と自衛隊員の名誉を守ったのが民社党であったと思われる。

後に、福田赳夫首相が閣議で有事立法・有事法制の研究促進と民間防衛体制の検討を防衛庁に指示し、国防論議のタブーが破られ、平成15年には武力攻撃事態対処関連三法、自衛隊法施行令等の一部を改正する政令、翌16年には事態対処法制関連7法及び3条約が成立など、今日の安全保障問題に関する下地を作ったのである。

また、1993年に拉致問題を国会で初めて取り上げたのが、西村眞悟衆議院議員(現改革クラブ)であった。当時の与党から失笑や野次以外に、所属政党の新進党内からも野次などがあがるという中の国会質問があったため、今日の拉致問題が表面化したといえよう。

同様に、民間では特定失踪者問題調査会代表の荒木和博など民社党出身の遺伝子による功績が大きいのである。

他にも、福祉国家を提唱し、国鉄の民営化など行政改革を推進してきたなど、民社党が

果たしてきた仕事は、小さくてもきらりと光るものばかりである。

民主社会主義の旗を高く掲げ、奮闘した民社党の35年を、元党本部書記達が資料として残したもののなので、この貴重価値は巷に溢れている社会党研究に関する浅薄なものとは違い明らかに違う<sup>(2)</sup>。なお、第13章に校友の寺井融が執筆していることを明記しておく。

書籍の内容に関しては、岩佐充則のWebが詳細に報じているので一読を願うことにして、目次等を書いて締めくくりにする<sup>(3)</sup>。

#### 【内容】

- 第1章 民社党の結成とその前史（中田一郎・黒沢博道）
  - 第2章 民社党の政治路線（梅澤昇平）
  - 第3章 民社党の基本政策と政策形成過程（梅澤昇平）
  - 第4章 福祉国家路線と民社党（竹本善次）
  - 第5章 民社党組織の特徴と抱えていた課題（竹本善次・長尾務生）
  - 第6章 民主的労働運動と民社党（伊藤郁男）
  - 第7章 民社党と市民団体（小島幸治）
  - 第8章 民社党の国会活動（梅澤昇平）
  - 第9章 民社党の地方議会活動（荒木幹郎・荒木詩郎）
  - 第10章 民社党の国民運動（伊藤郁男）
  - 第11章 民社党並びに民社系青年学生運動（伊藤郁男・小島幸治・荒木和博・寺井融）
  - 第12章 民社党並びに民社系女性運動（及川妙子）
  - 第13章 民社党の広報活動（寺井融）
  - 第14章 民社党の党員教育と中央党学校（阿部翰靖）
  - 第15章 民社党の選挙対策の特徴と課題（竹本善次）
  - 第16章 民社党の財政と問題点（原健太郎）
  - 第17章 民社党の对外政策・安全保障政策の特徴（梅澤昇平）
  - 第18章 民社党の对外関係の特徴（梅澤昇平）
  - 第19章 民社党像と果たしてきた役割（黒沢博道）
  - 第20章 民社党の理念と現代の潮流（眞鍋貞樹）
  - 第21章 民社党の伸び悩みと解党（梅澤昇平）
- 資料 民社党及び関連年表、民社党関係文献一覧など

#### [注]

- (1) 花岡信昭『産経新聞』2008年8月12日。
- (2) 「『民社党の光と影』の刊行に寄せて 民社党の遺伝子を今日に残したい当事者が思いをこめた類書のない政党史だ」『改革者』（2008年8月号）政策研究フォーラム。

(3)岩佐充則「政策情報を発信する岩佐充則のウェブサイト」(2008年10月11日～2008年11月1日) <http://www.policy.jp/index8f.htm>。他に、『世界と日本』(第1823号)内外ニュースなどをお薦めする。

## 投稿論文の査読について

## 【投稿論文の査読について】

日本国際情報学会  
編集委員長 佐々木 健

本紀要に投稿された論文については、編集委員会がこれを査読し、その結果適切と認められたものを掲載します。

査読にあたって次の3点をチェックします。

英文タイトルの適否

メインとサブの双方について、日本語タイトルと適正に対応しているか、また、英文としてみた文法上、構文的にも用語法の点からも適切であるか。

さらに、英文タイトルだけからでも論文そのもののテーマ自体とその輪郭をイメージすることができるか。

英文要旨(サマリー)の当否

内容から言って論文全体の議論の妥当な要約となっているか、また英文としてみた文法上、構文的にも用語法の点からも適切な文から構成されているか。

本文の議論の概要を的確に表現しその内容をネイティブスピーカーに正確に伝えうる英文となっているか。

論文としての体裁

章・節の分け方が適切であるか、注・引用箇所の明示が正確かつ妥当であるか、参考文献の一覧は必要なものを掲げているか、表記方法が一貫しているか。

総じて、提出論文が論文としての十分な体裁を備えているかどうか。

以上の3点です。

ここに明らかなように、査読は本文の内容そのものの実質的な妥当性・正当性には立ち入りません。

このような手続きに対して、これでは学会論文とはいえ、正規の審査を経たレフェリー論文にはならないではないかとの疑問が提出されるかもしれません。

確かに、学会というものはその内部に専門領域に関する正規の審査を行えるレフェリーを務めることのできる会員を十分に擁することが要請されます。本学会はその方向に成長することが期待されます。また、現にその方向に発展を遂げていることも事実です。

しかし、そうした方向とは別に、また審査という考え方を超えて、私たちは理念上、学問の普遍妥当性の最終的な判定の受託者として、次のような2種類の《読者》を想定しています。

一つは本学会の会員一人びとりです。会員全員が仲間の会員が著した論文の、良き理解者であり厳正な批判者でなければなりません。仲間の作品を丹念に、そして正確に読む責務を負っております。各人が、筆者に対して本来の意味でのインタレストをもった読者でなければなりません。筆者の議論を筆者の立場に身を置いて理解し、しかも問題の根源に立ち返って批判できる判定者でなければなりません。学会が産み出す学問的業績の真実性を保証し学会そのものの存立を支えるのは、そのような（夏目漱石の言葉をもじって言えば）critico-sympathetic な読者としての会員自身であります。

第二に、地球上の心あるすべての人々です。グローバルな規模でのITの普及によって、理論上は地球の裏側の住民が瞬時にして私たちの学会の論文を読んでもくれる可能性が拓かれています。いわば全人類が私たちの読者であり理解者となることありうるわけです。18世紀ドイツの哲学者カントが学問の公共性の究極的な担い手として想定していた理想的な読者、「本来の公衆すなわち世界（=全人類）」が私たちの読者となって私たちに語りかけてくるのが現実のこととなりうる物質的、技術的な基盤が徐々に出来上がりつつあるのが、私たちの生きるこの21世紀の時代なのです。まさに読者としての人類こそ私たちの論文の公平な判定者であります。

以上の2種類の《読者》に、掲載論文の「ラディカル」な「審査」を委ねたいと考える次第です。

編集委員会 委員長 佐々木 健  
委員 村上 恒夫  
委員 増子 保志  
委員 情野 瑞穂  
委員 坊農 豊彦

『国際情報研究』第五号 2008年度 日本国際情報学会誌

2008年12月5日発行 領価2,000円 (CD配布・送料込み)

発行 日本国際情報学会  
埼玉県所沢市中富南 4-25  
日本大学大学院総合社会情報研究科  
近藤研究室内  
TEL 04-2996-4160  
FAX 04-2996-4163  
URL <http://gssc.jp/siss/>

編集 日本国際情報学会 編集委員会

無断転載を禁ず

# Japan Society for International Socio-Cultural Studies 2008

## Research papers

Is Death Penalty a Right Means of Compensating  
for a Person's Sin?

OKAMOTO Yumiko ----- 2

On Freedom of Expression in Media Society

Katsuya ANBO ----- 12

Issues for the Japanese iron and steel industry in the 21st century  
~ Working towards management strategies & industrial policies in response to large-scale  
global restructuring ~

MORI Hironori ----- 24

On Unsuccessful Attempts to Take Legislative Measures to Help  
Patients and Families Suffering from Malignant and Serious Diseases

Noliko Kato ----- 36

Fukuzawa Yukichi and his Chinese Counterpart Zhang Zhi Dong  
A Comparative Study of their Ways of Understanding and Introducing  
Western Ideas and Learning

YAMAMOTO Tadashi ----- 44

## Newsletter

## Columns

## Review a books

# SISS